

## 岩手県地域防災計画（本編） 新旧対照表（最終案）

※ 平成 25 年 2 月 20 日開催の第 3 回岩手県防災会議幹事会議に提出した案から修正した部分（県組織の改編に伴う修正等）には、 を付しています。

# 目 次

## 第 1 章 総則

第 3 節の 2 災害時における個人情報の取扱い	1
第 4 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	2
第 5 節 県土の概況	6

## 第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災知識普及計画	9
第 3 節 防災訓練計画	11
第 4 節 気象業務整備計画	12
第 5 節 避難対策計画	16
第 5 節の 2 災害医療体制整備計画	20
第 6 節 災害時要援護者の安全確保計画	26
第 6 節の 2 食料・生活必需品等の備蓄計画	28
第 10 節 交通施設安全確保計画	29
第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画	30
第 14 節 雪害予防計画	31
第 15 節 津波・高潮災害予防計画	32
第 16 節 土砂災害予防計画	34
第 18 節 林野火災予防計画	38
第 22 節 ボランティア育成計画	40

## 第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画	44
第 2 節 気象予報・警報等の伝達計画	58
第 3 節 通信情報計画	72
第 4 節 情報の収集・伝達計画	73
第 5 節 広報広聴計画	82
第 6 節 交通確保・輸送計画	84
第 7 節 公安警備計画	90
第 10 節 県、市町村等応援協力計画	92
第 11 節 自衛隊災害派遣要請計画	98
第 12 節 ボランティア活動計画	100
第 13 節 義援物資、義援金の受け付け・配分計画	106
第 15 節 避難・救出計画	108
第 16 節 医療・保健計画	122
第 17 節 食料、生活必需品等供給計画	140
第 19 節 給水計画	144
第 20 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	146
第 21 節 防疫計画	150
第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画	158
第 23 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	160
第 24 節 応急対策要員確保計画	162
第 25 節 文教対策計画	163
第 28 節 ライフライン施設応急対策計画	165
第 32 節 防災ヘリコプター等活動計画	166

## 第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節 公共施設等の災害復旧計画	167
第 2 節 生活の安定確保計画	168
第 3 節 復興計画の作成	169

(下線の部分は修正部分)

本編 第1章 総則

頁	現 計 画	修 正 案
新設 1-1-2 の前		<p style="text-align: center;"><u>第3節の2 災害時における個人情報 の取扱い</u></p> <p><u>第1 県における取扱い</u></p> <p>1 県は、<u>個人情報</u>を県の事務又は事業（被災者支援を目的とするものに限る。）の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、<u>被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じ、その利用及び提供を図る。</u>この場合において、当該利用及び提供にあたっては、<u>個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）の定めるところにより、個人情報の適切な取扱いを確保する。</u></p> <p>2 県は、<u>国、他の地方公共団体及び県内に所在する社会福祉協議会</u>に対し、<u>上記1に準じて、必要に応じ、個人情報の提供を図る。</u>この場合において、<u>県は、提供先に対し、提供に係る個人情報について使用目的の制限その他の必要な制限を付するとともに、その適切な取扱いのために必要な措置を講じるよう求める。</u></p> <p>3 県における<u>上記2に掲げる以外の法人その他の団体</u>に対する個人情報の提供の取扱いは、<u>別に定める基準等による。</u></p> <p><u>〔被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務の取扱い 資料編 1-3 の 2-1〕</u></p> <p><u>第2 市町村における取扱い</u></p> <p><u>市町村は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、それぞれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。</u></p>
修正理由	東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、災害時における個人情報の取扱いについて追加	



頁	修 正 案																				
1-1-2	<p style="text-align: center;">第4節 防災関係機関の責務及び業務の対応</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>1 [略]</p>																				
1-1-3	<p>2 指定地方行政機関</p>																				
1-1-4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北農政局</td> <td>(1)～(4) [略] (5) <u>災害資金の融通に関すること。</u> (6) [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1-5</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>(1) <u>災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</u> (2) <u>災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</u> (3) <u>原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>3・4 [略]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="140 2011 256 2094">修正理由</td> <td data-bbox="256 2011 1460 2094"> <p>仙台管区気象台（盛岡地方気象台）及び東北防衛局の業務の見直し等に伴う修正</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	[略]		東北農政局	(1)～(4) [略] (5) <u>災害資金の融通に関すること。</u> (6) [略]	[略]		仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</u>	[略]		1-1-5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>(1) <u>災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</u> (2) <u>災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</u> (3) <u>原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	東北防衛局	(1) <u>災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</u> (2) <u>災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</u> (3) <u>原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</u>		<p>3・4 [略]</p>	修正理由	<p>仙台管区気象台（盛岡地方気象台）及び東北防衛局の業務の見直し等に伴う修正</p>
機 関 名	業 務 の 大 綱																				
[略]																					
東北農政局	(1)～(4) [略] (5) <u>災害資金の融通に関すること。</u> (6) [略]																				
[略]																					
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</u>																				
[略]																					
1-1-5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>(1) <u>災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</u> (2) <u>災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</u> (3) <u>原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	東北防衛局	(1) <u>災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</u> (2) <u>災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</u> (3) <u>原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</u>																		
東北防衛局	(1) <u>災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</u> (2) <u>災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</u> (3) <u>原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</u>																				
	<p>3・4 [略]</p>																				
修正理由	<p>仙台管区気象台（盛岡地方気象台）及び東北防衛局の業務の見直し等に伴う修正</p>																				

頁	現 計 画														
1-1-6	<p><b>5 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 253 671 302">機関名</th> <th data-bbox="671 253 1445 302">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 302 671 526">(株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</td> <td data-bbox="671 302 1445 526">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 526 671 575">[略]</td> <td data-bbox="671 526 1445 575"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 575 671 624">(社)岩手県医師会</td> <td data-bbox="671 575 1445 624">(1) 医療救護に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 624 671 674">(社)岩手県歯科医師会</td> <td data-bbox="671 624 1445 674">(2) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 707 671 757">機関名</th> <th data-bbox="671 707 1445 757">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 757 671 806">[略]</td> <td data-bbox="671 757 1445 806"></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業 務 の 大 綱	(株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]	[略]		(社)岩手県医師会	(1) 医療救護に関すること。	(社)岩手県歯科医師会	(2) [略]	機関名	業 務 の 大 綱	[略]	
機関名	業 務 の 大 綱														
(株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]														
[略]															
(社)岩手県医師会	(1) 医療救護に関すること。														
(社)岩手県歯科医師会	(2) [略]														
機関名	業 務 の 大 綱														
[略]															
1-1-7	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 806 671 1615">                     (株)岩手日報社                      (株)朝日新聞社盛岡支局                      (株)毎日新聞社盛岡支局                      (株)読売新聞社盛岡支局                      (株)河北新報社盛岡支社                      (株)産業経済新聞社盛岡支局                      (株)日本経済新聞社盛岡支局                      (株)岩手日日新聞社                      (株)デーリー東北新聞社盛岡支局                      (株)日本農業新聞東北支所                      (株)日刊工業新聞社盛岡総局                      (社)共同通信社盛岡支局                      (株)時事通信社盛岡支局                 </td> <td data-bbox="671 806 1445 1615">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡支局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡支社 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社盛岡総局 (社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	[略]												
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡支局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡支社 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社盛岡総局 (社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	[略]														
修正理由															

頁	修正案													
1-1-6	<p><b>5 指定地方公共機関</b></p> <table border="1" data-bbox="296 253 1445 663"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 253 671 302">機関名</th> <th data-bbox="671 253 1445 302">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 302 671 524">(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</td> <td data-bbox="671 302 1445 524">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 524 671 573">[略]</td> <td data-bbox="671 524 1445 573"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 573 671 663">(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会</td> <td data-bbox="671 573 1445 663">(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</b></p> <table border="1" data-bbox="296 707 1445 801"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 707 671 757">機関名</th> <th data-bbox="671 707 1445 757">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 757 671 801">[略]</td> <td data-bbox="671 757 1445 801"></td> </tr> </tbody> </table>		機関名	業務の大綱	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]	[略]		(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) [略]	機関名	業務の大綱	[略]	
機関名	業務の大綱													
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]													
[略]														
(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) [略]													
機関名	業務の大綱													
[略]														
1-1-7	<table border="1" data-bbox="296 801 1445 1615"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 801 671 851">機関名</th> <th data-bbox="671 801 1445 851">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 851 671 1480">(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局</td> <td data-bbox="671 851 1445 1480">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1480 671 1615">(一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社</td> <td data-bbox="671 1480 1445 1615"></td> </tr> </tbody> </table>		機関名	業務の大綱	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局	[略]	(一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社							
機関名	業務の大綱													
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局	[略]													
(一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社														
修正理由	<p>1 (社)岩手県歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定の締結に伴う修正</p> <p>2 機関名の修正及び県政記者クラブ加盟社の変更に伴う修正</p>													

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-1-8</p> <p>1-1-9</p> <p>1-1-10</p>	<p>第5節 県土の概況</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 気 候</p> <p>(1) 気候型と岩手県の気候区分</p> <p>気候をその特徴によって分類したのが気候型であり、その分布地域を示したものが気候区分である。気候型は種々の気候因子によって生じたもので、緯度によって熱帯気候、温帯気候、寒帯気候、海陸の分布によって海洋気候、海岸気候、大陸気候、地形によって内陸気候、盆地気候、海拔高度によって高原気候、山岳気候等に分類されるが、これらが相互に結びついてその地域特有の気候区分が決まるわけである。日本の気候型は温帯気候(亜熱帯から亜寒帯までの巾を持つ)、海洋気候を基本としているが緯度地形、海拔高度等により一般には次の5気候区に大別される。</p> <p>表日本型(東部北海道型、三陸常磐型、関東東海型、中央高原型)</p> <p>裏日本型(オホーツク海型、東北北海道型、北陸山陰型)</p> <p>南海型(九州東部型、四国紀伊南部型)</p> <p>瀬戸内型(瀬戸内海面地域)</p> <p>九州型(主に九州西部)</p> <p>このような気候型に分ければ、岩手県の気候は表日本型のうち三陸常磐型に属する所が多いが、常盤地域とは緯度的にかなり違っており、また親潮寒流の影響を長期間受けることなどから考えて、表日本型の三陸型として別個に扱われるべきと考えられる。また、西部山沿いの地帯の気候は冬期に雪の多いこと、梅雨期に雨の多いことなどから裏日本型のうち東北北海道型に属する。更に地形、海岸距離、海拔高度などを考慮すれば、沿岸地方、北上山地、内陸平野部、西部山沿地帯に区分できる。</p>	<p>第5節 県土の概況</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 気 候</p> <p>(1) 気候型と岩手県の気候区分</p> <p>気候をその特徴によって分類したのが気候型であり、その分布地域を示したものが気候区分である。気候型は種々の気候因子によって生じたもので、緯度によって熱帯気候、温帯気候、寒帯気候、海陸の分布によって海洋気候、海岸気候、大陸気候、地形によって内陸気候、盆地気候、海拔高度によって高原気候、山岳気候等に分類されるが、これらが相互に結びついてその地域特有の気候区分が決まるわけである。日本の気候型は温帯気候(亜熱帯から亜寒帯までの巾を持つ)、海洋気候を基本としているが緯度地形、海拔高度等により一般には次の5気候区に大別される。</p> <p>太平洋側型(東部北海道型、三陸常磐型、関東東海型、中央高原型)</p> <p>日本海側型(オホーツク海型、東北北海道型、北陸山陰型)</p> <p>南海型(九州東部型、四国紀伊南部型)</p> <p>瀬戸内型(瀬戸内海面地域)</p> <p>九州型(主に九州西部)</p> <p>このような気候型に分ければ、岩手県の気候は太平洋側型のうち三陸常磐型に属する所が多いが、常盤地域とは緯度的にかなり違っており、また親潮寒流の影響を長期間受けることなどから考えて、太平洋側型の三陸型として別個に扱われるべきと考えられる。また、西部山沿いの地帯の気候は冬期に雪の多いこと、梅雨期に雨の多いことなどから日本海側型のうち東北北海道型に属する。更に地形、海岸距離、海拔高度などを考慮すれば、沿岸地方、北上山地、内陸平野部、西部山沿地帯に区分できる。</p>
<p>修正理由</p>	<p>気候区分の見直しに伴う修正</p>	



頁	現 計 画	修 正 案
1-1-10	<p>各地区の気候の特徴は次のとおりである。</p> <p>ア 沿岸地方</p> <p>冬期に<u>表日本型</u>の気候の特徴を最も顕著に示し、晴天の日が多く降積雪量は極めて少ない。反対に梅雨期には親潮寒流の影響が最も顕著に現われ、北東風による冷湿な気流の影響を強く受けて、冷涼な気候を示し、あわせて海霧の浸入により日中最高気温も上昇を押えられて低温悪天候が続くことが多い。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 内陸平野部</p> <p>海岸からの距離がかなり大きいので、内陸型の気候特性を示すが、奥羽、北上両山系には含まれているので盆地型の気候を示すことも多い。冬期には<u>裏日本型</u>の気候を示す所も多いが、降積雪量は西部山沿い地方ほどには到らず、晴れ間のあることもかなりある。朝方の冷え込みの強いことも内陸性気候を示している。</p> <p>エ 西部山沿地帯</p> <p>冬期の季節風の際はその影響を強く受けて、<u>裏日本</u>と同様の気候となり、降積雪量が県内で最も多くなる。また、梅雨期には雨量が多いが、その他の季節には<u>表日本内陸型</u>の気候を示し、また盆地型の気候も現われる。<u>なお、岩手県は南北に 200km 近くも広がっているので沿岸部や内陸平野部と</u> <u>いっても一様に考えることは無理で、これらを更に南北に二分する必要もあり、したがってこのように細分すれば、岩手県の気候区分はかなり多くなり、地域性が多様となることになる。</u></p>	<p>各地区の気候の特徴は次のとおりである。</p> <p>ア 沿岸地方</p> <p>冬期に<u>太平洋側型</u>の気候の特徴を最も顕著に示し、晴天の日が多く降積雪量は極めて少ない。反対に梅雨期には親潮寒流の影響が最も顕著に現われ、北東風による冷湿な気流の影響を強く受けて、冷涼な気候を示し、あわせて海霧の浸入により日中最高気温も上昇を押えられて低温悪天候が続くことが多い。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 内陸平野部</p> <p>海岸からの距離がかなり大きいので、内陸型の気候特性を示すが、奥羽、北上両山系には含まれているので盆地型の気候を示すことも多い。冬期には<u>日本海側型</u>の気候を示す所も多いが、降積雪量は西部山沿い地方ほどには到らず、晴れ間のあることもかなりある。朝方の冷え込みの強いことも内陸性気候を示している。</p> <p>エ 西部山沿地帯</p> <p>冬期の季節風の際はその影響を強く受けて、<u>日本海側</u>と同様の気候となり、降積雪量が県内で最も多くなる。また、梅雨期には雨量が多いが、その他の季節には<u>太平洋側内陸型</u>の気候を示し、また盆地型の気候も現われる。</p> <p><u>なお、岩手県は南北に 200km 近くも広がっているので沿岸部や内陸平野部と</u> <u>いっても一様に考えることは無理で、これらを更に南北に二分する必要もあり、したがってこのように細分すれば、岩手県の気候区分はかなり多くなり、地域性が多様となることになる。</u></p>
修正理由	気候区分の見直しに伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-1-10	<p><b>(2) 気象災害</b></p> <p>日本は大陸の東端に位置している関係上気象変化が激しく、古来数多くの気象災害に悩まされて来ている。更に岩手県は、全国一の広い面積を持つ県として、地形の複雑さから気象災害もかなり多く、また、津波の災害に到っては、世界でも有数の地帯となっている。災害の自然的要因（破壊力）の主たるものが気象現象である場合を気象災害と言い、種類として風害、水害、雪害、雷害、干ばつ、冷害、霜害、霧害、高潮害、高波害等に分類されるが、これとは別に地震、津波、噴火、火災がある。</p> <p>岩手県内で発生する災害の主なるものは凶冷、水害、並びに津波があげられ、ひとたび発生した場合、その規模や被害高において他を圧する。季節的推移からみて、特に注意すべき異常気象の出現状況は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">〔本県極値気象表 資料編1-5-2〕</p> <p>ア～オ 〔略〕</p>	<p><b>(2) 気象災害</b></p> <p>日本は大陸の東端に位置している関係上気象変化が激しく、古来数多くの気象災害に悩まされて来ている。更に岩手県は、全国一の広い面積を持つ県として、地形の複雑さから気象災害もかなり多く、また、津波の災害に到っては、世界でも有数の地帯となっている。災害の自然的要因（破壊力）の主たるものが気象現象である場合を気象災害と言い、種類として風害<u>（強風、竜巻等）</u>、水害、雪害、雷害、干ばつ、冷害、霜害、霧害、高潮害、高波害等に分類されるが、これとは別に地震、津波、噴火、火災がある。</p> <p>岩手県内で発生する災害の主なるものは凶冷、水害、並びに津波があげられ、ひとたび発生した場合、その規模や被害高において他を圧する。季節的推移からみて、特に注意すべき異常気象の出現状況は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">〔本県極値気象表 資料編1-5-2〕</p> <p>ア～オ 〔略〕</p>
修正理由	防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴う所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-1</p> <p>1-2-2</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① [略]</p> <p>② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。</p> <p>③～⑤ [略]</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ～ク [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① [略]</p> <p>② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。</p> <p>③～⑤ [略]</p> <p>エ・オ [略]</p> <p><u>カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等</u></p> <p>キ～ケ [略]</p> <p>○ <u>防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</u></p> <p>4 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、防災知識の普及に関し、次の事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災知識の普及活動における重点事項に、伝言サービスの利用方法等について追加</li> <li>・ 防災知識の普及に併せ、被災地支援に関する知識の普及に努めることについて追加</li> </ul> <p>2 所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-2	<p>第3 [略]</p>	<p><b>5 防災文化の継承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。</u></li> <li>○ <u>防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</u></li> <li>○ <u>住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。</u></li> </ul> <p><b>6 国際的な情報発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。</u></li> </ul> <p>第3 [略]</p>
修正理由	<p>東日本大震災津波に係る災害対応等を踏まえて見直した震災対策編との整合性を図るため、防災文化の継承に関する規定を追加するとともに、防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、防災文化の継承に関し、次の事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係機関等による各種資料の収集等について追加</li> <li>・ 住民等自らによる災害教訓等の継承に関する取組、当該取組に対する支援について追加</li> <li>・ 国際的な情報発信について追加</li> </ul>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-5	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県及び市町村は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">ア・イ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県及び市町村は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、<u>訓練の目的を明確にした上で</u>、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して<u>成果及び課題</u>を明らかにし、その改善に努める。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 訓練は図上訓練又は実地訓練により実施し、<u>地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど</u>、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">ア・イ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <p>2 [略]</p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成23年12月27日修正及び平成24年9月6日修正）の修正に伴う、複合災害も想定した訓練の実施等について追加</p>	





頁	現 計 画													
1-2-8	<b>第3 情報の提供</b>													
	○ [略]													
1-2-9	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">通 信 施 設</th> <th style="text-align: center;">伝 達 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">緊急 防災 情報 ネッ トワ ーク</td> <td style="text-align: center;">防災情報 提供システム (専用回線)</td> <td>岩手県 (総合防災室)、八戸海上保安部 (警備救難課)、釜石海上保安部 (警備救難課)、岩手河川国道事務所 (調査第一課)、岩手県警察本部 (警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局 (放送部)、<u>アイビーシー</u>岩手放送 (報道部)、テレビ岩手 (アナウンス部)、岩手めんこいテレビ (報道部)、岩手朝日テレビ (報道制作部)、エフエム岩手 (放送部)、岩手日報社 (報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 (輸送課)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	通 信 施 設	伝 達 先	[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">緊急 防災 情報 ネッ トワ ーク</td> <td style="text-align: center;">防災情報 提供システム (専用回線)</td> <td>岩手県 (総合防災室)、八戸海上保安部 (警備救難課)、釜石海上保安部 (警備救難課)、岩手河川国道事務所 (調査第一課)、岩手県警察本部 (警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局 (放送部)、<u>アイビーシー</u>岩手放送 (報道部)、テレビ岩手 (アナウンス部)、岩手めんこいテレビ (報道部)、岩手朝日テレビ (報道制作部)、エフエム岩手 (放送部)、岩手日報社 (報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 (輸送課)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	緊急 防災 情報 ネッ トワ ーク	防災情報 提供システム (専用回線)	岩手県 (総合防災室)、八戸海上保安部 (警備救難課)、釜石海上保安部 (警備救難課)、岩手河川国道事務所 (調査第一課)、岩手県警察本部 (警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局 (放送部)、 <u>アイビーシー</u> 岩手放送 (報道部)、テレビ岩手 (アナウンス部)、岩手めんこいテレビ (報道部)、岩手朝日テレビ (報道制作部)、エフエム岩手 (放送部)、岩手日報社 (報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 (輸送課)	[略]			[略]	
通 信 施 設	伝 達 先													
[略]														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">緊急 防災 情報 ネッ トワ ーク</td> <td style="text-align: center;">防災情報 提供システム (専用回線)</td> <td>岩手県 (総合防災室)、八戸海上保安部 (警備救難課)、釜石海上保安部 (警備救難課)、岩手河川国道事務所 (調査第一課)、岩手県警察本部 (警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局 (放送部)、<u>アイビーシー</u>岩手放送 (報道部)、テレビ岩手 (アナウンス部)、岩手めんこいテレビ (報道部)、岩手朝日テレビ (報道制作部)、エフエム岩手 (放送部)、岩手日報社 (報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 (輸送課)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	緊急 防災 情報 ネッ トワ ーク	防災情報 提供システム (専用回線)	岩手県 (総合防災室)、八戸海上保安部 (警備救難課)、釜石海上保安部 (警備救難課)、岩手河川国道事務所 (調査第一課)、岩手県警察本部 (警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局 (放送部)、 <u>アイビーシー</u> 岩手放送 (報道部)、テレビ岩手 (アナウンス部)、岩手めんこいテレビ (報道部)、岩手朝日テレビ (報道制作部)、エフエム岩手 (放送部)、岩手日報社 (報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 (輸送課)	[略]										
緊急 防災 情報 ネッ トワ ーク	防災情報 提供システム (専用回線)	岩手県 (総合防災室)、八戸海上保安部 (警備救難課)、釜石海上保安部 (警備救難課)、岩手河川国道事務所 (調査第一課)、岩手県警察本部 (警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局 (放送部)、 <u>アイビーシー</u> 岩手放送 (報道部)、テレビ岩手 (アナウンス部)、岩手めんこいテレビ (報道部)、岩手朝日テレビ (報道制作部)、エフエム岩手 (放送部)、岩手日報社 (報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 (輸送課)												
[略]														
[略]														
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
	[略]													
修正 理由														



頁	修正案												
1-2-8	<b>第3 情報の提供</b>												
	○ [略]												
1-2-9	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">通 信 施 設</th> <th style="text-align: center;">伝 達 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">緊急 防災 情報 ネッ トワ ーク</td> <td>                     防災情報 提供システム (専用回線)                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>                     岩手県 (総合防災室)、八戸海上保安部 (警備救難課)、釜石海上保安部 (警備救難課)、岩手河川国道事務所 (調査第一課)、岩手県警察本部 (警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局 (放送部)、<u>I B C</u>岩手放送 (報道部)、テレビ岩手 (アナウンス部)、岩手めんこいテレビ (報道部)、岩手朝日テレビ (報道制作部)、エフエム岩手 (放送部)、岩手日報社 (報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 (輸送課)、<u>陸上自衛隊岩手駐屯地 (第9特科連隊第2科)</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	通 信 施 設	伝 達 先	[略]		緊急 防災 情報 ネッ トワ ーク	防災情報 提供システム (専用回線)		岩手県 (総合防災室)、八戸海上保安部 (警備救難課)、釜石海上保安部 (警備救難課)、岩手河川国道事務所 (調査第一課)、岩手県警察本部 (警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局 (放送部)、 <u>I B C</u> 岩手放送 (報道部)、テレビ岩手 (アナウンス部)、岩手めんこいテレビ (報道部)、岩手朝日テレビ (報道制作部)、エフエム岩手 (放送部)、岩手日報社 (報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 (輸送課)、 <u>陸上自衛隊岩手駐屯地 (第9特科連隊第2科)</u>		[略]	[略]	
通 信 施 設	伝 達 先												
[略]													
緊急 防災 情報 ネッ トワ ーク	防災情報 提供システム (専用回線)												
	岩手県 (総合防災室)、八戸海上保安部 (警備救難課)、釜石海上保安部 (警備救難課)、岩手河川国道事務所 (調査第一課)、岩手県警察本部 (警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局 (放送部)、 <u>I B C</u> 岩手放送 (報道部)、テレビ岩手 (アナウンス部)、岩手めんこいテレビ (報道部)、岩手朝日テレビ (報道制作部)、エフエム岩手 (放送部)、岩手日報社 (報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 (輸送課)、 <u>陸上自衛隊岩手駐屯地 (第9特科連隊第2科)</u>												
	[略]												
[略]													
	[略]												
	<b>第4 [略]</b>												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
	[略]												
修正理由	防災情報提供システムによる伝達先の修正												

頁	現 計 画						
<p>1-2-12</p> <p>1-2-12</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の計画</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="316 524 1445 752"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="316 524 1445 568">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 568 798 703">オ 避難者に対する救援、救護措置</td> <td data-bbox="798 568 1445 703">                     ①・② [略]                      ③ <u>暖房</u>                      ④～⑥ [略]                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="316 703 1445 752">[略]</td> </tr> </table> <p>○ 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>学校</u>においては、<u>児童、生徒</u>を集团的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、<u>指示伝達方法</u>等を定める。</p> <p>○ [略]</p>	[略]		オ 避難者に対する救援、救護措置	①・② [略] ③ <u>暖房</u> ④～⑥ [略]	[略]	
[略]							
オ 避難者に対する救援、救護措置	①・② [略] ③ <u>暖房</u> ④～⑥ [略]						
[略]							
<p>修正理由</p>							

頁	修正案						
<p>1-2-12</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の計画</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="316 521 1445 750"> <tr> <td data-bbox="316 521 794 571">[略]</td> <td data-bbox="794 521 1445 571"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 571 794 705">オ 避難者に対する救援、救護措置</td> <td data-bbox="794 571 1445 705">①・② [略] ③ 空調 ④～⑥ [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 705 794 750">[略]</td> <td data-bbox="794 705 1445 750"></td> </tr> </table> <p>1-2-13</p> <p>○ 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、<u>避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。</u></p> <p>○ <u>避難計画に盛り込む避難勧告、避難指示の基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による避難勧告等の基準の策定又は見直しを支援する。</u></p> <p>○ <u>避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>学校、幼稚園、保育所等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。</u></p> <p>○ [略]</p>	[略]		オ 避難者に対する救援、救護措置	①・② [略] ③ 空調 ④～⑥ [略]	[略]		<p>第5節 避難対策計画</p>
[略]							
オ 避難者に対する救援、救護措置	①・② [略] ③ 空調 ④～⑥ [略]						
[略]							
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、「暖房」を「空調」に修正</p> <p>2 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、避難誘導體制の整備において二次災害の発生を考慮すること、及び避難勧告等の基準の策定等に当たっての留意事項について追加</p> <p>3 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、学校等との連携・連絡体制の整備、児童等の保護者への引渡しのルール化について追加するとともに、避難計画を定める主体に「幼稚園等」を明記</p>						

頁	現 計 画
1-2-14	第3～第5 [略]
修正理由	

頁	修 正 案																
1-2-14	<p><b>3 広域一時滞在</b></p> <p><b>(1) 市町村の役割</b></p> <p>○ <u>市町村は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内の他市町村への一時的な滞在（以下「県内広域一時滞在」という。）又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。</u></p> <p>○ <u>市町村は、県内広域一時滞りの受入れ又は他の都道府県の避難者の一時的な滞在（以下「他都道府県広域一時滞在」という。）の受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。</u></p> <p><b>(2) 県の役割</b></p> <p>○ <u>県は、県内広域一時滞在及び県外広域一時滞在並びに他都道府県広域一時滞りの受入れが円滑に実施できるよう、連絡・調整窓口の明確化を図るとともに、他の都道府県の協議窓口や県内の受入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続き等を定めたマニュアル等を整備する。</u></p> <p><u>〔県本部の担当〕</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課等</th> <th style="text-align: center;">出先機関</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務部</td> <td style="text-align: center;">総合防災室</td> <td style="text-align: center;">広域振興局 経営企画部 等</td> <td style="text-align: center;">1 他都道府県の協議窓口の把握 2 県内の受入可能な避難所の事前把握</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">政策地域部</td> <td style="text-align: center;">地域振興室</td> <td style="text-align: center;">広域振興局 経営企画部 等</td> <td style="text-align: center;">県内広域一時滞在等に係る輸送体制の連絡・調整等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健福祉部</td> <td style="text-align: center;">保健福祉企画室</td> <td style="text-align: center;">広域振興局 保健福祉環境部等</td> <td style="text-align: center;">県内広域一時滞在等に係る連絡・調整等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～第5 [略]</p>	部	課等	出先機関	担当業務	総務部	総合防災室	広域振興局 経営企画部 等	1 他都道府県の協議窓口の把握 2 県内の受入可能な避難所の事前把握	政策地域部	地域振興室	広域振興局 経営企画部 等	県内広域一時滞在等に係る輸送体制の連絡・調整等	保健福祉部	保健福祉企画室	広域振興局 保健福祉環境部等	県内広域一時滞在等に係る連絡・調整等
部	課等	出先機関	担当業務														
総務部	総合防災室	広域振興局 経営企画部 等	1 他都道府県の協議窓口の把握 2 県内の受入可能な避難所の事前把握														
政策地域部	地域振興室	広域振興局 経営企画部 等	県内広域一時滞在等に係る輸送体制の連絡・調整等														
保健福祉部	保健福祉企画室	広域振興局 保健福祉環境部等	県内広域一時滞在等に係る連絡・調整等														
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、広域一時滞在について追加</p>																

頁	現 計 画
修正理由	

頁	修 正 案										
新設（ 1-2-16 の前）	<p style="text-align: center;">第5節の2 災害医療体制整備計画</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。</p> <p>2 ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。</p> <p><b>第2 災害拠点病院</b></p> <p>1 災害拠点病院の指定</p> <p>○ 県は、災害による水道、電気、ガス等のライフラインの機能停止、医療施設の被災による機能低下等に対応するため、後方医療機関の中核として、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院をあらかじめ指定する。</p> <p>○ 県は、災害拠点病院に必要な施設、設備等の整備に努める。</p> <p>(1) 機能</p> <p>① 救命医療を行うための高度診療機能</p> <p>② 被災地からの重症傷病者の受入れ機能</p> <p>③ 傷病者の広域搬送への対応機能</p> <p>④ 岩手DMA T及び医療救護班の派遣機能</p> <p>⑤ 災害医療の研修機能（基幹災害拠点病院のみ）</p> <p>(2) 必要な施設・設備等の整備基準</p> <p>○ 災害拠点病院としての機能を確保するため、次の施設、設備について、計画的に整備を図る。</p> <table border="1" data-bbox="325 1240 1449 1832"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">施 設</th> <th style="text-align: center;">設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">医療</td> <td>                     ア 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人口透析室等）                      イ 多発患者に対応可能なスペース                      ウ 診療に必要な施設が耐震構造                      エ 簡易ベッド等の備蓄スペース                      オ 電気、水等のライフラインの維持機能                      カ 災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ）                 </td> <td>                     ア 衛星電話（衛星回線インターネット）                      イ 広域災害・救急医療情報システムへ入力できる体制                      ウ 多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備                      エ 患者多数発生時用の簡易ベッド                      オ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機、飲料水等                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">搬送</td> <td>ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。）</td> <td>岩手DMA T及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両</td> </tr> </tbody> </table>			施 設	設 備	医療	ア 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人口透析室等） イ 多発患者に対応可能なスペース ウ 診療に必要な施設が耐震構造 エ 簡易ベッド等の備蓄スペース オ 電気、水等のライフラインの維持機能 カ 災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ）	ア 衛星電話（衛星回線インターネット） イ 広域災害・救急医療情報システムへ入力できる体制 ウ 多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備 エ 患者多数発生時用の簡易ベッド オ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機、飲料水等	搬送	ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。）	岩手DMA T及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両
	施 設	設 備									
医療	ア 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人口透析室等） イ 多発患者に対応可能なスペース ウ 診療に必要な施設が耐震構造 エ 簡易ベッド等の備蓄スペース オ 電気、水等のライフラインの維持機能 カ 災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ）	ア 衛星電話（衛星回線インターネット） イ 広域災害・救急医療情報システムへ入力できる体制 ウ 多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備 エ 患者多数発生時用の簡易ベッド オ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機、飲料水等									
搬送	ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。）	岩手DMA T及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両									
修正理由	東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、平時における災害医療体制の整備に対応するため、第3章第16節（医療・保健計画）に定める対策のうち、予防的対策を第2章に移記・新設										

頁	現 計 画
修正 理由	



頁	修正案																							
新設（ 1-2-16 の前）	<p><b>基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の指定状況</b></p> <table border="1" data-bbox="323 253 1445 763"> <thead> <tr> <th data-bbox="323 253 727 302">区分</th> <th data-bbox="727 253 1445 302">病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="323 302 727 351">基幹災害拠点病院</td> <td data-bbox="727 302 1445 351">盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 351 395 763" rowspan="8">地域災害拠点病院</td> <td data-bbox="395 351 727 400">盛岡保健医療圏</td> <td data-bbox="727 351 1445 400">県立中央病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 400 727 450">岩手中部保健医療圏</td> <td data-bbox="727 400 1445 450">県立中部病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 450 727 499">胆江保健医療圏</td> <td data-bbox="727 450 1445 499">県立胆沢病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 499 727 548">両磐保健医療圏</td> <td data-bbox="727 499 1445 548">県立磐井病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 548 727 598">気仙保健医療圏</td> <td data-bbox="727 548 1445 598">県立大船渡病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 598 727 647">釜石保健医療圏</td> <td data-bbox="727 598 1445 647">県立釜石病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 647 727 696">宮古保健医療圏</td> <td data-bbox="727 647 1445 696">県立宮古病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 696 727 745">久慈保健医療圏</td> <td data-bbox="727 696 1445 745">県立久慈病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 745 727 763">二戸保健医療圏</td> <td data-bbox="727 745 1445 763">県立二戸病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※は、主として研修機能を担うものとする。</p> <p><b>2 医療機関の防災能力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。</li> <li>○ 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。</li> </ul> <p><b>第3 岩手DMATの体制強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県及び災害拠点病院は、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）の技能維持や防災関係機関との連携強化のため、防災訓練や研修会等への参加を促進する。</li> <li>○ 県は、岩手DMATの派遣・活動調整、活動支援等が効果的に行えるよう、災害時におけるDMATの活動調整機能を強化する。</li> </ul> <p><b>第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、関係団体との協定等の締結により、被災地の医療機関における医薬品、医療用資機材等の供給体制を整備するとともに、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMAT及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、市町村と相互に供給を行う体制を整備する。</li> </ul> <p><b>第5 広域災害・救急医療情報システムの整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、岩手県広域災害・救急医療情報システムによる情報収集及び連絡体制の整備に努める。</li> <li>○ 医療機関は、衛星電話の整備、岩手県広域災害・救急医療情報システム及びEMISへの入力訓練を行う等、入力できる環境を整える。</li> </ul>	区分	病院名	基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※	地域災害拠点病院	盛岡保健医療圏	県立中央病院	岩手中部保健医療圏	県立中部病院	胆江保健医療圏	県立胆沢病院	両磐保健医療圏	県立磐井病院	気仙保健医療圏	県立大船渡病院	釜石保健医療圏	県立釜石病院	宮古保健医療圏	県立宮古病院	久慈保健医療圏	県立久慈病院	二戸保健医療圏	県立二戸病院
区分	病院名																							
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※																							
地域災害拠点病院	盛岡保健医療圏	県立中央病院																						
	岩手中部保健医療圏	県立中部病院																						
	胆江保健医療圏	県立胆沢病院																						
	両磐保健医療圏	県立磐井病院																						
	気仙保健医療圏	県立大船渡病院																						
	釜石保健医療圏	県立釜石病院																						
	宮古保健医療圏	県立宮古病院																						
	久慈保健医療圏	県立久慈病院																						
二戸保健医療圏	県立二戸病院																							
修正理由	平時における災害医療体制の整備に対応するため、第3章第16節（医療・保健計画）に定める対策のうち、予防的対策を第2章に移記・新設																							

頁	現 計 画
修正理由	

頁	修 正 案
新設（ 1-2-16 の前）	<p><b>第6 災害中長期への備え</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>県は、大規模災害等、医療支援活動が長期に及ぶ場合に備え、医療支援団体の活動調整、活動支援等を行うための災害医療コーディネート体制を構築する。</u></li> <li>○ <u>県及び市町村は、保健師、看護師、薬剤師等医療従事者に対し、災害時における被災者の健康管理や衛生指導に関する研修等を実施し、人材育成を図る。</u></li> </ul>
修正理由	平時における災害医療体制の整備に対応するため、第3章第16節（医療・保健計画）に定める対策のうち、予防的対策を第2章に移記・新設

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-16	<p>第6節 災害時要援護者の安全確保計画</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、災害時要援護者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、<u>外国人</u>、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者（以下、本節中「要援護者」という。）の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にした要援護者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び災害時要援護者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、<u>社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら</u>地域社会全体で要援護者の安全確保を図る体制づくりを進める。</p> <p><b>第2 実施要領</b></p> <p><b>1 要援護者の実施体把握</b></p> <p>○ 市町村は、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。</p> <p>○ [略]</p>	<p>第6節 災害時要援護者の安全確保計画</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、災害時要援護者関係団体、介護保険事業者、<u>在宅医療提供者</u>、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、<u>難病患者</u>、<u>外国人</u>、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者（以下、本節中「要援護者」という。）の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にした要援護者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び災害時要援護者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、<u>在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等</u>及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要援護者の安全確保を図る体制づくりを進める。</p> <p><b>第2 実施要領</b></p> <p><b>1 要援護者の実施体把握</b></p> <p>○ 市町村は、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、<u>災害時要援護者名簿を整備の上</u>、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、災害時要援護者名簿の整備を追加</p> <p>2 災害時要援護者に難病患者等を追加し、当該要援護者の支援者を整理するなど所要の整理</p>	



頁	現 計 画	修 正 案
1-2-19	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県及び市町村の役割</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定める。</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>第3 [略]</p>	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県及び市町村の役割</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、<u>計画を定める場合にあっては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者に配慮する。</u></li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>第3 [略]</p>
修正理由	市町村の備蓄計画を定める場合にあっては、災害時要援護者に配慮することについて追加	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-29	<p>第10節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 道路の整備</p> <p>○ 災害における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の<u>必要箇所を指定して、道路の整備を進める。</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>2 トンネルの整備</p> <p>○ 災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の<u>必要箇所を指定して、トンネルの整備を進める。</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3～第5 [略]</p>	<p>第10節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 道路の整備</p> <p>○ 災害における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の<u>必要箇所の整備を進める。</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>2 トンネルの整備</p> <p>○ 災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の<u>必要箇所の整備を進める。</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3～第5 [略]</p>
修正理由	所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案								
1-2-31	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 上下水道施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 下水道施設</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 613 836 1424"> <tr> <td data-bbox="256 613 416 658">下水管渠</td> <td data-bbox="416 613 836 658">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 658 416 1424">ポンプ場、 週末処理場</td> <td data-bbox="416 658 836 1424"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。</li> <li>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。</li> <li>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>第5 [略]</p>	下水管渠	[略]	ポンプ場、 週末処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。</li> <li>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。</li> <li>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。</li> </ul>	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 上下水道施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 下水道施設</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="868 613 1447 1424"> <tr> <td data-bbox="868 613 1027 658">下水管渠</td> <td data-bbox="1027 613 1447 658">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="868 658 1027 1424">ポンプ場、 週末処理場</td> <td data-bbox="1027 658 1447 1424"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。</u></li> <li>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。<u>なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</u></li> <li>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</u></li> </ul> </td> </tr> </table> <p>第5 [略]</p>	下水管渠	[略]	ポンプ場、 週末処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。</u></li> <li>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。<u>なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</u></li> <li>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</u></li> </ul>
下水管渠	[略]									
ポンプ場、 週末処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。</li> <li>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。</li> <li>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。</li> </ul>									
下水管渠	[略]									
ポンプ場、 週末処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。</u></li> <li>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。<u>なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</u></li> <li>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</u></li> </ul>									
修正理由	国土交通省が示した「耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考えかた」等に基づく修正									





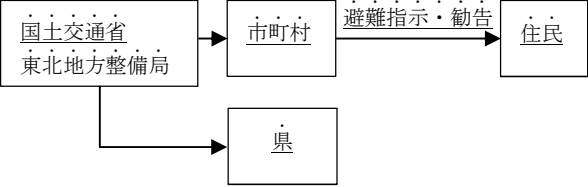
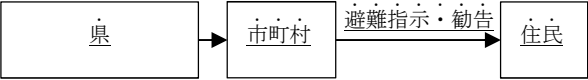
頁	現 計 画																				
1-2-45	<p style="text-align: center;">第 15 節 津波・高潮災害予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 津波、高潮災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">施行箇所</th> <th style="text-align: center;">施行年度</th> <th style="text-align: center;">所 管</th> <th style="text-align: center;">資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策</td> <td>野田海岸外 8 海岸</td> <td>昭 61～継続</td> <td>国土交通省河川局・港湾局、農林 水産省農村振興局・水産庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管 理対策緊急事業</td> <td>島之越海岸外 8 海岸</td> <td>平 17～継続</td> <td>国土交通省河川局・港湾局、農林 水産省農村振興局・水産庁</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 [略]</p>	事業名	施行箇所	施行年度	所 管	資料編	高潮対策	野田海岸外 8 海岸	昭 61～継続	国土交通省河川局・港湾局、農林 水産省農村振興局・水産庁	[略]	[略]					津波・高潮危機管 理対策緊急事業	島之越海岸外 8 海岸	平 17～継続	国土交通省河川局・港湾局、農林 水産省農村振興局・水産庁	
事業名	施行箇所	施行年度	所 管	資料編																	
高潮対策	野田海岸外 8 海岸	昭 61～継続	国土交通省河川局・港湾局、農林 水産省農村振興局・水産庁	[略]																	
[略]																					
津波・高潮危機管 理対策緊急事業	島之越海岸外 8 海岸	平 17～継続	国土交通省河川局・港湾局、農林 水産省農村振興局・水産庁																		
修正 理由																					

頁	修 正 案																				
1-2-45	<p style="text-align: center;">第 15 節 津波・高潮災害予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 津波、高潮災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">施行箇所</th> <th style="text-align: center;">施行年度</th> <th style="text-align: center;">所 管</th> <th style="text-align: center;">資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策</td> <td>野田海岸外 8 海岸</td> <td>昭 61～継続</td> <td>国土交通省水管理・国土保全局・ 港湾局、農林水産省農村振興局・ 水産庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管 理対策緊急事業</td> <td>島之越海岸外 8 海岸</td> <td>平 17～継続</td> <td>国土交通省水管理・国土保全局・ 港湾局、農林水産省農村振興局・ 水産庁</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 [略]</p>	事業名	施行箇所	施行年度	所 管	資料編	高潮対策	野田海岸外 8 海岸	昭 61～継続	国土交通省水管理・国土保全局・ 港湾局、農林水産省農村振興局・ 水産庁	[略]	[略]					津波・高潮危機管 理対策緊急事業	島之越海岸外 8 海岸	平 17～継続	国土交通省水管理・国土保全局・ 港湾局、農林水産省農村振興局・ 水産庁	
事業名	施行箇所	施行年度	所 管	資料編																	
高潮対策	野田海岸外 8 海岸	昭 61～継続	国土交通省水管理・国土保全局・ 港湾局、農林水産省農村振興局・ 水産庁	[略]																	
[略]																					
津波・高潮危機管 理対策緊急事業	島之越海岸外 8 海岸	平 17～継続	国土交通省水管理・国土保全局・ 港湾局、農林水産省農村振興局・ 水産庁																		
修正 理由	組織名の変更に伴う修正																				

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-47	第 16 節 土砂災害予防計画	第 16 節 土砂災害予防計画
	第 1～第 3 [略]	第 1～第 3 [略]
1-2-48	<p>第 4 山地災害予防事業</p> <p>○ 山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、<u>4,088 箇所</u>（国有林地内 <u>320</u>、民有林地内 <u>3,768</u>）あり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。</p> <p>〔山地災害危険地区市町村別一覧 資料編 2-16-8〕</p>	<p>第 4 山地災害予防事業</p> <p>○ 山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、<u>3,961 箇所</u>（国有林地内 <u>329</u>、民有林地内 <u>3,632</u>）あり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。</p> <p>〔山地災害危険地区市町村別一覧 資料編 2-16-8〕</p>
	第 5・第 6 [略]	第 5・第 6 [略]
1-2-49	<p>第 7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨による土砂災害の発生する<u>恐れ</u>が高まった時に、市町村長が発令する避難勧告等の判断の支援や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 解除基準</p> <p>解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と気象台が協議のうえで解除できるものとする。</p> <p>なお、解除においても大雨警報発表中に行う。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>第 7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨による土砂災害の発生する<u>おそれ</u>が高まった時に、市町村長が発令する避難勧告等の判断の支援や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 解除基準</p> <p>解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず<u>監視基準</u>を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と気象台が協議のうえで解除できるものとする。</p> <p>なお、解除においても大雨警報発表中に行う。</p> <p>4・5 [略]</p>
修正理由	山地災害危険地区数の修正など、所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-2-50	<p>6 避難勧告等のための情報提供</p> <p>○ [略]</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1" data-bbox="292 342 831 887"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況及び行動の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備検討要</td> <td>黄</td> <td>3時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合。 (避難準備の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告検討要</td> <td>橙</td> <td>2時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。</p>	危険度	表示	状況及び行動の目安	避難準備検討要	黄	3時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合。 (避難準備の検討が必要な状況)	避難勧告検討要	橙	2時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)	[略]			<p>6 避難勧告等のための情報提供</p> <p>○ [略]</p> <p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1" data-bbox="901 342 1441 887"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況及び行動の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備検討要</td> <td>黄</td> <td>3時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (避難準備の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告検討要</td> <td>橙</td> <td>2時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。</p> <p><b>第8 土砂災害緊急情報の発表</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p>○ <u>県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村に通知し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。</u></p> <p><b>2 緊急調査</b></p> <p>○ <u>県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。</u></p> <p><u>緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。</u></p>	危険度	表示	状況及び行動の目安	避難準備検討要	黄	3時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (避難準備の検討が必要な状況)	避難勧告検討要	橙	2時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)	[略]		
危険度	表示	状況及び行動の目安																								
避難準備検討要	黄	3時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合。 (避難準備の検討が必要な状況)																								
避難勧告検討要	橙	2時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)																								
[略]																										
危険度	表示	状況及び行動の目安																								
避難準備検討要	黄	3時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (避難準備の検討が必要な状況)																								
避難勧告検討要	橙	2時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)																								
[略]																										
修正理由	<p>1 土砂災害防止法の改正に伴う修正</p> <p>2 所要の整理</p>																									

頁	現 計 画	修 正 案															
1-2-50		<p><u>（重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="911 297 1050 387">項目</th> <th data-bbox="1050 297 1334 387">内容</th> <th data-bbox="1334 297 1449 387">緊急調査実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="911 387 1050 663">河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流</td> <td data-bbox="1050 387 1334 663">河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合</td> <td data-bbox="1334 387 1449 663">国土交通省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 663 1050 887">河道閉塞による湛水</td> <td data-bbox="1050 663 1334 887">河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合</td> <td data-bbox="1334 663 1449 887">国土交通省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 887 1050 1245">火山噴火に起因する土石流</td> <td data-bbox="1050 887 1334 1245">河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合</td> <td data-bbox="1334 887 1449 1245">国土交通省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 1245 1050 1563">地すべり</td> <td data-bbox="1050 1245 1334 1563">地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合</td> <td data-bbox="1334 1245 1449 1563">県</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 土砂災害緊急情報</b></p> <p>○ 県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。</p>	項目	内容	緊急調査実施機関	河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省	河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省	火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省	地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県
項目	内容	緊急調査実施機関															
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省															
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省															
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省															
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県															
修正理由	土砂災害防止法の改正に伴う修正																

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-50	<p><u>第8</u> 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統</p> <p>○ [略]</p>	<p><u>4</u> 情報の伝達体制</p> <p>○ 情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。</p> <p><u>(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)</u></p>  <p><u>(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)</u></p>  <p><u>第9</u> 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>1 土砂災害防止法の改正に伴う修正</p> <p>2 所要の整理</p>	





ページ調整（余白）

頁	現 計 画																				
1-2-63	<p style="text-align: center;">第22節 <u>ボランティア</u>育成計画</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア</u>活動についての普及啓発を図る。</li> <li>2 <u>ボランティア</u>のリーダー、コーディネーター等の養成に努める。</li> <li>3 <u>ボランティア</u>の登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。</li> </ol> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>1 <u>ボランティア</u>活動の普及啓発 2 <u>ボランティア</u>の受入体制の整備</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><u>ボランティア</u>活動の普及啓発</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）</td> <td>1 <u>ボランティア</u>活動の普及啓発 2～3 [略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部地区及び分 区（以下、本節中「日赤地区等」という。）</td> <td><u>ボランティア</u>活動の普及啓発</td> </tr> <tr> <td>岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）</td> <td>1 <u>ボランティア</u>活動の普及啓発 2 <u>ボランティア</u>のリーダー、コーディネーター等の養成</td> </tr> <tr> <td>市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）</td> <td>1 <u>ボランティア</u>活動の普及啓発 2 <u>ボランティア</u>のリーダー、コーディネーター等の養成</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> <td><u>ボランティア</u>活動の普及啓発</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3 実施要領</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア</u>・リーダー等の養成             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県及び市町村は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協と連携し、<u>ボランティア</u>活動について広報等により、普及啓発を行う。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 県社協及び市町村社協は、<u>ボランティア</u>の入門講座、<u>ボランティア</u>のリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。 この場合において、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協は、<u>ボランティア</u>が円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市町村と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。</li> <li>○ [略]</li> </ul> </li> </ol>	実施機関	担 当 業 務	市町村	1 <u>ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>ボランティア</u> の受入体制の整備	県	<u>ボランティア</u> 活動の普及啓発	日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）	1 <u>ボランティア</u> 活動の普及啓発 2～3 [略]	日本赤十字社岩手県支部地区及び分 区（以下、本節中「日赤地区等」という。）	<u>ボランティア</u> 活動の普及啓発	岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）	1 <u>ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>ボランティア</u> のリーダー、コーディネーター等の養成	市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）	1 <u>ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>ボランティア</u> のリーダー、コーディネーター等の養成	部	課	担 当 業 務	[略]		<u>ボランティア</u> 活動の普及啓発
実施機関	担 当 業 務																				
市町村	1 <u>ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>ボランティア</u> の受入体制の整備																				
県	<u>ボランティア</u> 活動の普及啓発																				
日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）	1 <u>ボランティア</u> 活動の普及啓発 2～3 [略]																				
日本赤十字社岩手県支部地区及び分 区（以下、本節中「日赤地区等」という。）	<u>ボランティア</u> 活動の普及啓発																				
岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）	1 <u>ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>ボランティア</u> のリーダー、コーディネーター等の養成																				
市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）	1 <u>ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>ボランティア</u> のリーダー、コーディネーター等の養成																				
部	課	担 当 業 務																			
[略]		<u>ボランティア</u> 活動の普及啓発																			
1-2-64																					
修正理由																					

頁	修 正 案																				
1-2-63	<p style="text-align: center;">第 22 節 <u>防災ボランティア</u>育成計画</p> <p><b>第 1 基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア</u>活動についての普及啓発を図る。</li> <li>2 <u>防災ボランティア</u>のリーダー、コーディネーター等の養成に努める。</li> <li>3 <u>防災ボランティア</u>の登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。</li> </ol> <p><b>第 2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>1 <u>防災ボランティア</u>活動の普及啓発 2 <u>防災ボランティア</u>の受入体制の整備</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><u>防災ボランティア</u>活動の普及啓発</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）</td> <td>1 <u>防災ボランティア</u>活動の普及啓発 2～3 [略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）</td> <td><u>防災ボランティア</u>活動の普及啓発</td> </tr> <tr> <td>岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）</td> <td>1 <u>防災ボランティア</u>活動の普及啓発 2 <u>防災ボランティア</u>のリーダー、コーディネーター等の養成</td> </tr> <tr> <td>市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）</td> <td>1 <u>防災ボランティア</u>活動の普及啓発 2 <u>防災ボランティア</u>のリーダー、コーディネーター等の養成</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>防災ボランティア</u>活動の普及啓発</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 3 実施要領</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア</u>・リーダー等の養成             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県及び市町村は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協と連携し、<u>防災ボランティア</u>活動について広報等により、普及啓発を行う。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 県社協及び市町村社協は、<u>防災ボランティア</u>の入門講座、<u>防災ボランティア</u>のリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。 この場合において、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協は、<u>防災ボランティア</u>が円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市町村と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。</li> <li>○ [略]</li> </ul> </li> </ol>	実施機関	担 当 業 務	市町村	1 <u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>防災ボランティア</u> の受入体制の整備	県	<u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発	日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）	1 <u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発 2～3 [略]	日本赤十字社岩手県支部地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）	<u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発	岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）	1 <u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>防災ボランティア</u> のリーダー、コーディネーター等の養成	市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）	1 <u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>防災ボランティア</u> のリーダー、コーディネーター等の養成	部	課	担 当 業 務	[略]		<u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発
実施機関	担 当 業 務																				
市町村	1 <u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>防災ボランティア</u> の受入体制の整備																				
県	<u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発																				
日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）	1 <u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発 2～3 [略]																				
日本赤十字社岩手県支部地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）	<u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発																				
岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）	1 <u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>防災ボランティア</u> のリーダー、コーディネーター等の養成																				
市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）	1 <u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発 2 <u>防災ボランティア</u> のリーダー、コーディネーター等の養成																				
部	課	担 当 業 務																			
[略]		<u>防災ボランティア</u> 活動の普及啓発																			
1-2-64																					
修正理由	<p>防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「<u>防災ボランティア</u>」に修正</p>																				

頁	現 計 画
1-2-64	<p><b>2 ボランティアの登録</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協は、あらかじめ、災害時において<u>ボランティア</u>活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。</li> <li>○ <u>ボランティア</u>登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。</li> </ul> <p><b>3 ボランティアの受入体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県及び市町村は、日赤県支部、日赤地区等、県社協及び市町村社協その他の団体等とともに、<u>ボランティア</u>を円滑に受け入れるための体制の構築に努める。</li> <li>○ 市町村本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、<u>ボランティア</u>の受入体制を整備する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア <u>ボランティア</u>の受入担当課</li> <li>イ <u>ボランティア</u>に提供する情報</li> <li>ウ <u>ボランティア</u>に提供する装備、資機材</li> <li>エ <u>ボランティア</u>の宿泊する施設</li> <li>オ <u>ボランティア</u>の活動拠点</li> <li>カ <u>ボランティア</u>との連絡調整の方法</li> <li>キ [略]</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <p><b>4 [略]</b></p>
修正理由	

頁	修正案
1-2-64	<p><b>2 防災ボランティアの登録</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協は、あらかじめ、災害時において<u>防災ボランティア</u>活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。</li> <li>○ <u>防災ボランティア</u>登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。</li> </ul> <p><b>3 防災ボランティアの受入体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県及び市町村は、日赤県支部、日赤地区等、県社協及び市町村社協その他の団体等とともに、<u>防災ボランティア</u>を円滑に受け入れるための体制の構築に努める。</li> <li>○ 市町村本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、<u>防災ボランティア</u>の受入体制を整備する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア <u>防災ボランティア</u>の受入担当課</li> <li>イ <u>防災ボランティア</u>に提供する情報</li> <li>ウ <u>防災ボランティア</u>に提供する装備、資機材</li> <li>エ <u>防災ボランティア</u>の宿泊する施設</li> <li>オ <u>防災ボランティア</u>の活動拠点</li> <li>カ <u>防災ボランティア</u>との連絡調整の方法</li> <li>キ [略]</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <p><b>4 [略]</b></p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p>

頁	現 計 画												
1-3-1	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。</p> <p>3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。</p> <p><b>第2 県の活動体制</b></p> <p>県は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p><b>1 災害警戒本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="312 1375 1445 1877"> <thead> <tr> <th data-bbox="312 1375 879 1424">設置基準</th> <th data-bbox="879 1375 1445 1424">設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="312 1424 879 1469">[略]</td> <td data-bbox="879 1424 1445 1469">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1469 879 1653">北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちはん濫警戒情報が発表された場合</td> <td data-bbox="879 1469 1445 1653">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1653 879 1697">[略]</td> <td data-bbox="879 1653 1445 1697">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1697 879 1832">岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td data-bbox="879 1697 1445 1832">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1832 879 1877">[略]</td> <td data-bbox="879 1832 1445 1877">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ～ (3) [略]</p>	設置基準	設置の対象	[略]	[略]	北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちはん濫警戒情報が発表された場合	[略]	[略]	[略]	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]	[略]	[略]
設置基準	設置の対象												
[略]	[略]												
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちはん濫警戒情報が発表された場合	[略]												
[略]	[略]												
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]												
[略]	[略]												
修正理由													

頁	修正案												
<p>1-3-1</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</u></p> <p>2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。</p> <p>3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関は、<u>あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。</u></p> <p>4 県及び市町村は、退職者や民間人材等の活用も含め、<u>災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。</u></p> <p>5 県及び市町村は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、<u>外部の専門家等の意見・支援を活用する。</u></p> <p>6 県及び市町村は、<u>複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。</u></p> <p><b>第2 県の活動体制</b></p> <p>県は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p><b>1 災害警戒本部</b></p> <p>○ [略]</p> <p><b>(1) 設置基準</b></p> <table border="1" data-bbox="312 1375 1445 1877"> <thead> <tr> <th data-bbox="312 1375 879 1424">設置基準</th> <th data-bbox="879 1375 1445 1424">設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="312 1424 879 1469">[略]</td> <td data-bbox="879 1424 1445 1469"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1469 879 1653">北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうち<u>洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）</u>が発表された場合</td> <td data-bbox="879 1469 1445 1653">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1653 879 1697">[略]</td> <td data-bbox="879 1653 1445 1697"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1697 879 1832">岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td data-bbox="879 1697 1445 1832">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1832 879 1877">[略]</td> <td data-bbox="879 1832 1445 1877"></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) ～ (3) [略]</b></p>	設置基準	設置の対象	[略]		北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうち <u>洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）</u> が発表された場合	[略]	[略]		岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]	[略]	
設置基準	設置の対象												
[略]													
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうち <u>洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）</u> が発表された場合	[略]												
[略]													
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]												
[略]													
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、県等における災害応急対策等の実施に必要な人員の確保、県における後発災害にも対処できる配備体制の構築等について追加</p> <p>2 指定河川洪水予報の発表形態に合わせた内容への変更など所要の整理</p>												

頁	現 計 画																				
<p>1-3-2</p> <p>1-3-3</p>	<p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="343 297 1444 797"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 297 549 347">部</th> <th data-bbox="549 297 751 347">課等</th> <th data-bbox="751 297 959 347">出先機関</th> <th data-bbox="959 297 1444 347">担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="343 347 1444 396">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 396 549 752"> <p>県土整備部</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="549 396 959 445">[略]</td> <td data-bbox="959 396 1444 752"> <p>都市施設等被害情報の収集</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 445 549 752"></td> <td data-bbox="549 445 751 752"> <p>都市計画課 下水環境課</p> </td> <td data-bbox="751 445 959 752"> <p>広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所</p> </td> <td data-bbox="959 445 1444 752"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="343 752 1444 797">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]				<p>県土整備部</p>	[略]		<p>都市施設等被害情報の収集</p>		<p>都市計画課 下水環境課</p>	<p>広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所</p>		[略]			
部	課等	出先機関	担当内容																		
[略]																					
<p>県土整備部</p>	[略]		<p>都市施設等被害情報の収集</p>																		
	<p>都市計画課 下水環境課</p>	<p>広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所</p>																			
[略]																					
<p>修正理由</p>																					



頁	修正案																						
<p>1-3-2</p> <p>1-3-3</p>	<p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="343 297 1442 801"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 297 549 344">部</th> <th data-bbox="549 297 754 344">課等</th> <th data-bbox="754 297 960 344">出先機関</th> <th data-bbox="960 297 1442 344">担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="343 344 1442 392">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 392 549 757" rowspan="3">県土整備部</td> <td colspan="3" data-bbox="549 392 1442 439">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 439 754 526">都市計画課</td> <td data-bbox="754 439 960 526">広域振興局土木部等</td> <td data-bbox="960 439 1442 526">都市施設等被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 526 754 757">下水環境課</td> <td data-bbox="754 526 960 757">広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所</td> <td data-bbox="960 526 1442 757">下水道施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="343 757 1442 801">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]				県土整備部	[略]			都市計画課	広域振興局土木部等	都市施設等被害情報の収集	下水環境課	広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所	下水道施設被害情報の収集	[略]			
部	課等	出先機関	担当内容																				
[略]																							
県土整備部	[略]																						
	都市計画課	広域振興局土木部等	都市施設等被害情報の収集																				
	下水環境課	広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所	下水道施設被害情報の収集																				
[略]																							
<p>修正理由</p>	<p>所要の整理</p>																						

頁	現 計 画											
1-3-3	2 災害対策本部											
	○ [略]											
1-3-4	(1) 設置基準											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 344 384 394">区分</th> <th data-bbox="384 344 1220 394">設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</th> <th data-bbox="1220 344 1445 394">配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 394 384 972">                     (1) 指定職員配備 (1号) 体制                 </td> <td data-bbox="384 394 1220 972">                     ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。                      (ア)～(エ) [略]                      (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報                       (カ) [略]                      イ～エ [略]                      オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合                      カ・キ [略]                 </td> <td data-bbox="1220 394 1445 972">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 972 384 1606">広域支部及び地方支部</td> <td data-bbox="384 972 1220 1606">                     ア 所管区域内に次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。                      (ア)～(エ) [略]                      (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報                       (カ) [略]                      イ～エ [略]                      オ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合                      カ・キ [略]                 </td> <td data-bbox="1220 972 1445 1606"></td> </tr> </tbody> </table>			区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備 (1号) 体制	ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報  (カ) [略] イ～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ・キ [略]	[略]	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内に次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報  (カ) [略] イ～エ [略] オ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ・キ [略]	
区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲										
(1) 指定職員配備 (1号) 体制	ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報  (カ) [略] イ～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ・キ [略]	[略]										
広域支部及び地方支部	ア 所管区域内に次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報  (カ) [略] イ～エ [略] オ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ・キ [略]											
修正理由												

頁	修 正 案											
1-3-3	2 災害対策本部											
	○ [略]											
1-3-4	(1) 設置基準											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 356 384 394">区分</th> <th data-bbox="384 356 1222 394">設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</th> <th data-bbox="1222 356 1445 394">配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 394 384 974">                     (1) 指定職員配備 (1号) 体制                 </td> <td data-bbox="384 394 1222 974">                     ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。                      (ア)～(エ) [略]                      (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）                      (カ) [略]                      イ～エ [略]                      オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合                      カ・キ [略]                 </td> <td data-bbox="1222 394 1445 974">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 974 384 1608">広域支部及び地方支部</td> <td data-bbox="384 974 1222 1608">                     ア 所管区域内に次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。                      (ア)～(エ) [略]                      (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）                      (カ) [略]                      イ～エ [略]                      オ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合                      カ・キ [略]                 </td> <td data-bbox="1222 974 1445 1608"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備 (1号) 体制	ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報） (カ) [略] イ～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ・キ [略]	[略]	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内に次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報） (カ) [略] イ～エ [略] オ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ・キ [略]			
区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲										
(1) 指定職員配備 (1号) 体制	ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報） (カ) [略] イ～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ・キ [略]	[略]										
広域支部及び地方支部	ア 所管区域内に次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報） (カ) [略] イ～エ [略] オ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ・キ [略]											
修正理由	指定河川洪水予報の発表形態に合わせた内容への変更など所要の整理											

頁	現 計 画		
1-3-5	区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲
	(2) 主査以上配備(2号)体制	<p>本部</p> <p>ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報</p> <p>(カ) [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ [略]</p>	[略]
1-3-6	広域支部及び地方支部	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報</p> <p>(カ) [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>カ・キ [略]</p>	[略]
[略]			
<p>注) 上記中欄の「広域支部及び地方支部の配備基準」及び上記右欄の「配備職員の範囲」は、「岩手県災害対策本部規程」（資料5-7）に基づく。</p>			
修正理由			

頁	修 正 案		
1-3-5	区分  (2) 主査以上配備(2号)体制	本部 ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報(はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報) (カ) [略] イ～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ [略]	配備職員の範囲  [略]
1-3-6		広域支部及び地方支部 ア 所管区域内に次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報(はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報) (カ) [略] イ～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ・キ [略]	[略]
修正理由	指定河川洪水予報の発表形態に合わせた内容への変更など所要の整理		

注) 上記中欄の「広域支部及び地方支部の配備基準」及び上記右欄の「配備職員の範囲」は、「岩手県災害対策本部規程」(資料5-7)に基づく。

頁	現 計 画
1-3-7	<p>(2) 組織</p> <p>○ [略]</p> <p>※広域支部委員会 [略]</p> <p>※支部委員会 [略]</p> <p>ア～コ [略]</p> <p>サ 現地作業班</p> <p>○ 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要と認めるときに設置し、救護、防疫の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	

頁	修正案
1-3-7	<p>(2) 組織</p> <p>○ [略]</p> <p>※広域支部委員会 [略]</p> <p>※支部委員会 [略]</p> <p>ア～コ [略]</p> <p>サ 現地作業班</p> <p>○ 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要と認めるときに設置し、救護、<u>感染症予防</u>の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	所要の整理

頁	現 計 画									
1-3-8	(3) 分掌事務 ○ [略]									
1-3-9	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 302 416 347"></th> <th data-bbox="416 302 794 347">区分</th> <th data-bbox="794 302 1457 347">活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 347 416 564">災害発生前</td> <td data-bbox="416 347 794 564">                     [略]                      2 災害対策用資機材の点検整備                 </td> <td data-bbox="794 347 1457 564">                     (1)・(2) [略]                      (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 564 416 609"></td> <td data-bbox="416 564 794 609">[略]</td> <td data-bbox="794 564 1457 609"></td> </tr> </tbody> </table>		区分	活動項目	災害発生前	[略] 2 災害対策用資機材の点検整備	(1)・(2) [略] (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備		[略]	
	区分	活動項目								
災害発生前	[略] 2 災害対策用資機材の点検整備	(1)・(2) [略] (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備								
	[略]									
1-3-10	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 609 416 848">災害発生後</td> <td data-bbox="416 609 794 848">                     [略]                      8 ボランティア活動対策                 </td> <td data-bbox="794 609 1457 848">                     (1) ボランティア活動のニーズ把握                      (2) ボランティアの受付・登録                      (3) ボランティア活動の調整                      (4) ボランティアの受入体制の整備                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 848 416 887"></td> <td data-bbox="416 848 794 887">[略]</td> <td data-bbox="794 848 1457 887"></td> </tr> </tbody> </table>	災害発生後	[略] 8 ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動のニーズ把握 (2) ボランティアの受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備		[略]				
災害発生後	[略] 8 ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動のニーズ把握 (2) ボランティアの受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備								
	[略]									
1-3-11	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 887 416 1028"></td> <td data-bbox="416 887 794 1028">                     15 防疫対策                 </td> <td data-bbox="794 887 1457 1028">                     (1) 防疫活動の実施                      (2) [略]                      (3) 防疫用資機材の調達あっせん                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1028 416 1072"></td> <td data-bbox="416 1028 794 1072">[略]</td> <td data-bbox="794 1028 1457 1072"></td> </tr> </tbody> </table>		15 防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) [略] (3) 防疫用資機材の調達あっせん		[略]				
	15 防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) [略] (3) 防疫用資機材の調達あっせん								
	[略]									
	(4)・(5) [略]									
修正理由										



頁	修正案								
<p>1-3-8</p> <p>1-3-9</p> <p>1-3-10</p> <p>1-3-11</p>	<p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="352 297 1450 1072"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 297 416 342">区分</th> <th data-bbox="416 297 1450 342">活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 342 416 573"> <p>災害発生前</p> </td> <td data-bbox="416 342 1450 573"> <p>[略]</p> <p>2 災害対策用資機材の点検整備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備</p> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 573 416 846"> <p>災害発生後</p> </td> <td data-bbox="416 573 1450 846"> <p>[略]</p> <p>8 防災ボランティア活動対策</p> <p>(1) 防災ボランティア活動のニーズ把握</p> <p>(2) 防災ボランティアの受付・登録</p> <p>(3) 防災ボランティア活動の調整</p> <p>(4) 防災ボランティアの受入体制の整備</p> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 846 416 1072"> <p>15 感染症予防対策</p> </td> <td data-bbox="416 846 1450 1072"> <p>(1) 感染症予防活動の実施</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 感染症予防用資機材の調達あっせん</p> <p>[略]</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)・(5) [略]</p>	区分	活動項目	<p>災害発生前</p>	<p>[略]</p> <p>2 災害対策用資機材の点検整備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備</p> <p>[略]</p>	<p>災害発生後</p>	<p>[略]</p> <p>8 防災ボランティア活動対策</p> <p>(1) 防災ボランティア活動のニーズ把握</p> <p>(2) 防災ボランティアの受付・登録</p> <p>(3) 防災ボランティア活動の調整</p> <p>(4) 防災ボランティアの受入体制の整備</p> <p>[略]</p>	<p>15 感染症予防対策</p>	<p>(1) 感染症予防活動の実施</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 感染症予防用資機材の調達あっせん</p> <p>[略]</p>
区分	活動項目								
<p>災害発生前</p>	<p>[略]</p> <p>2 災害対策用資機材の点検整備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備</p> <p>[略]</p>								
<p>災害発生後</p>	<p>[略]</p> <p>8 防災ボランティア活動対策</p> <p>(1) 防災ボランティア活動のニーズ把握</p> <p>(2) 防災ボランティアの受付・登録</p> <p>(3) 防災ボランティア活動の調整</p> <p>(4) 防災ボランティアの受入体制の整備</p> <p>[略]</p>								
<p>15 感染症予防対策</p>	<p>(1) 感染症予防活動の実施</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 感染症予防用資機材の調達あっせん</p> <p>[略]</p>								
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p> <p>2 所要の整理</p>								



頁	現 計 画	修 正 案
1-3-13	<p><b>第5 防災関係機関の活動体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。</li>   <li>○ [略]</li> <li>○ 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努める。</li> </ul>	<p><b>第5 防災関係機関の活動体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。</li> <li>○ <u>防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。</u></li> <li>○ [略]</li> <li>○ 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、<u>国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。</u></li> </ul>
修正理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、こころのケア対策に関し、必要に応じ精神科医等の派遣を要請することについて追加</li> <li>2 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、市町村及び防災関係機関における後発災害にも対処できる配備体制の構築等について追加</li> </ol>	

頁	現 計 画														
1-3-14	第2節 気象予報・警報等の伝達計画														
	<p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>                     日本放送協会盛岡放送局                      (株)アイビーシー岩手放送                      (株)テレビ岩手                      (株)岩手めんこいテレビ                      (株)岩手朝日テレビ                      (株)エフエム岩手                 </td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当] [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">気象に関する情報</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>                     記録的短時間大雨情報  <u>警報発表時に数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨（1時間に100mm以上）を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表する。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">地震に関する情報</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]		日本放送協会盛岡放送局 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]	種 類	内 容	気象に関する情報	[略]	記録的短時間大雨情報 <u>警報発表時に数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨（1時間に100mm以上）を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表する。</u>	[略]	地震に関する情報	[略]
実施機関	活動の内容														
[略]															
日本放送協会盛岡放送局 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]														
種 類	内 容														
気象に関する情報	[略]														
	記録的短時間大雨情報 <u>警報発表時に数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨（1時間に100mm以上）を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表する。</u>														
	[略]														
地震に関する情報	[略]														
1-3-15															
修正理由															

頁	修 正 案																
1-3-14	第2節 気象予報・警報等の伝達計画																
	<p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">実施機関</th> <th style="width: 60%;">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>                     日本放送協会盛岡放送局                      (株)IBC岩手放送                      (株)テレビ岩手                      (株)岩手めんこいテレビ                      (株)岩手朝日テレビ                      (株)エフエム岩手                 </td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当] [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">気象に関する情報</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td> <u>記録的短時間大雨情報</u> </td> <td>                     数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。                 </td> </tr> <tr> <td> <u>土砂災害警戒情報</u> </td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td> <u>竜巻注意情報</u> </td> <td>                     竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。                 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p>	実施機関	活動の内容	[略]		日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]	種 類	内 容	気象に関する情報	[略]	<u>記録的短時間大雨情報</u>	数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。	<u>土砂災害警戒情報</u>	[略]	<u>竜巻注意情報</u>	竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。
実施機関	活動の内容																
[略]																	
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]																
種 類	内 容																
気象に関する情報	[略]																
	<u>記録的短時間大雨情報</u>	数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。															
	<u>土砂災害警戒情報</u>	[略]															
	<u>竜巻注意情報</u>	竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。															
1-3-15																	
修正理由	1 気象及び地震に関する情報の内容について修正 2 気象関係と地震・津波関係の情報について震災対策編との整合をとるために修正 3 所要の整理																

頁	現 計 画										
1-3-16	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 253 427 526" style="writing-mode: vertical-rl;">津波に関する情報</td> <td data-bbox="427 253 1445 526">[略]</td> </tr> </table>	津波に関する情報	[略]								
津波に関する情報	[略]										
1-3-17	<p>このほか、国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表する。</p> <p>注）※ 震度速報は、盛岡地方気象台からの伝達を行わない。</p>										
1-3-18	<p><b>イ 注意報の種類と発表基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 754 643 799">種 類</th> <th data-bbox="643 754 1445 799">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 799 427 1081" style="writing-mode: vertical-rl;">気象注意報</td> <td data-bbox="427 799 1445 1081"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 799 643 844">[略]</td> <td data-bbox="643 799 1445 844"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 844 643 1032">着氷注意報</td> <td data-bbox="643 844 1445 1032">                     着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合                      ○ 大雪注意報の条件下、気温が-2℃より高いと予想される場合                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1032 643 1081">[略]</td> <td data-bbox="643 1032 1445 1081"></td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象注意報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 799 643 844">[略]</td> <td data-bbox="643 799 1445 844"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 844 643 1032">着氷注意報</td> <td data-bbox="643 844 1445 1032">                     着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合                      ○ 大雪注意報の条件下、気温が-2℃より高いと予想される場合                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1032 643 1081">[略]</td> <td data-bbox="643 1032 1445 1081"></td> </tr> </table>	[略]		着氷注意報	着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下、気温が-2℃より高いと予想される場合	[略]	
種 類	内 容										
気象注意報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 799 643 844">[略]</td> <td data-bbox="643 799 1445 844"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 844 643 1032">着氷注意報</td> <td data-bbox="643 844 1445 1032">                     着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合                      ○ 大雪注意報の条件下、気温が-2℃より高いと予想される場合                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1032 643 1081">[略]</td> <td data-bbox="643 1032 1445 1081"></td> </tr> </table>	[略]		着氷注意報	着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下、気温が-2℃より高いと予想される場合	[略]					
[略]											
着氷注意報	着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下、気温が-2℃より高いと予想される場合										
[略]											
1-3-19	<p><b>ウ 警報の種類と発表基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1167 643 1211">種 類</th> <th data-bbox="643 1167 1445 1211">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1211 427 1431" style="writing-mode: vertical-rl;">気象警報</td> <td data-bbox="427 1211 1445 1431">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="352 1431 1445 1476">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）※1・※2 [略]</p>	種 類	内 容	気象警報	[略]	[略]					
種 類	内 容										
気象警報	[略]										
[略]											
修正理由											

頁	修正案								
1-3-16	<p>(削除)</p>								
1-3-18	<p><b>イ 注意報の種類と発表基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 745 643 790">種 類</th> <th data-bbox="643 745 1445 790">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 790 427 1066" rowspan="3">気象注意報</td> <td data-bbox="427 790 1445 835">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 835 1445 1021">                     着氷注意報                      着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合                      ○ 大雪注意報の条件下、気温が-2℃より高いと予想される場合                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1021 1445 1066">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="352 1066 1445 1111">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象注意報	[略]	着氷注意報 着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下、気温が-2℃より高いと予想される場合	[略]	[略]	
種 類	内 容								
気象注意報	[略]								
	着氷注意報 着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下、気温が-2℃より高いと予想される場合								
	[略]								
[略]									
1-3-19	<p><b>ウ 警報の種類と発表基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1160 643 1205">種 類</th> <th data-bbox="643 1160 1445 1205">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1205 427 1379">気象警報</td> <td data-bbox="427 1205 1445 1379">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="352 1379 1445 1424">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※1・※2 [略]</p>	種 類	内 容	気象警報	[略]	[略]			
種 類	内 容								
気象警報	[略]								
[略]									
修正理由	<p>1 気象関係と地震・津波関係の情報について震災対策編との整合をとるために修正                  2 所要の整理</p>								

頁	現 計 画
1-3-19	<p><b>エ 緊急地震速報（警報）</b></p> <p><u>気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</u></p>
修正理由	



頁	修 正 案																								
1-3-19	<p><b>エ 地震動の警報及び地震情報の種類</b></p> <p><u>(ア) 緊急地震速報(警報)</u></p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p><u>(イ) 地震情報の種類と内容</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。
種 類	発表基準	内 容																							
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。																							
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																							
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																							
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																							
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																							
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																							
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。																							
修正理由	気象関係と地震・津波関係の情報について震災対策編との整合をとるために修正																								

頁	現 計 画
1-3-20	<p><b>オ 津波に関する警報・注意報・予報の種類と内容</b></p> <p><u>(ア) 種類</u></p> <p><u>a 津波警報：津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるときに発表する。</u></p> <p><u>b 津波注意報：津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。</u></p> <p><u>c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。</u></p>
修正理由	

頁	修 正 案																														
1-3-20	<p><b>オ 津波警報等の種類</b></p> <p>(ア) 津波警報・注意報の種類と内容</p> <p style="text-align: center;">津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">発表基準</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">数値での発表</th> <th style="text-align: center;">定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">大津波警報</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td style="text-align: center;">10m&lt;高さ</td> <td style="text-align: center;">10m超</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">巨大</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5m&lt;高さ≤10m</td> <td style="text-align: center;">10m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3m&lt;高さ≤5m</td> <td style="text-align: center;">5m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波警報</td> <td style="text-align: center;">予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td style="text-align: center;">1m&lt;高さ≤3m</td> <td style="text-align: center;">3m</td> <td style="text-align: center;">高い</td> <td style="text-align: center;">警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波注意報</td> <td style="text-align: center;">予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td style="text-align: center;">0.2m≤高さ≤1m</td> <td style="text-align: center;">1m</td> <td style="text-align: center;">表記なし</td> <td style="text-align: center;">陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</li> <li>・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</li> <li>・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> </ul>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																							
		数値での発表	定性的表現での発表																												
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																										
		5m<高さ≤10m	10m																												
		3m<高さ≤5m	5m																												
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																										
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																										
修正理由	平成25年3月7日から運用を開始する津波警報の改善内容に対応するために修正																														

頁	現 計 画			
1-3-20	(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等			
種類		発表基準	解 説	発表される津波の高さ
津波警報		予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、 <u>厳重に警戒してください。</u>	3 m、4 m、6 m、 <u>8 m、10m以上</u>
		予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、 <u>警戒してください。</u>	1 m、2 m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、 <u>注意してください。</u>	0.5m
<p>注) ※1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。<u>このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</u></p> <p>※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p>				
修正理由				

頁	修 正 案														
1-3-20	<p>(イ) <u>津波情報の種類と内容</u>  <u>津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">情報の種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津 波 情 報</td> <td><u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u></td> <td><u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u></td> <td><u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>津波観測に関する情報</u></td> <td><u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</u></td> </tr> <tr> <td><u>沖合の津波観測に関する情報</u></td> <td><u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</u></td> </tr> <tr> <td><u>津波に関するその他の情報</u></td> <td><u>津波に関するその他必要な事項を発表</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（※1）・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></li> </ul> <p><u>（※2）・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></li> <li>・<u>ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</u></li> </ul>		情報の種類	発表内容	津 波 情 報	<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表</u>	<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u>	<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</u>	<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</u>	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を発表</u>
	情報の種類	発表内容													
津 波 情 報	<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表</u>													
	<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u>													
	<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</u>													
	<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</u>													
	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を発表</u>													
修正理由	平成25年3月7日から運用を開始する津波警報の改善内容に対応するために修正														

頁	現 計 画												
1-3-20	<p>(ウ) [略]</p> <p><b>カ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	[略]									
種 類	内 容												
[略]													
1-3-21	<p>(ア) 噴火警戒レベルが導入されている火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">予報及び警報の名称</th> <th style="width: 15%;">対象範囲を付した警報の呼び方</th> <th style="width: 5%;">略称</th> <th style="width: 15%;">対象範囲</th> <th style="width: 15%;">噴火警戒レベル</th> <th style="width: 30%;">火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※1・※2 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">※3 <u>秋田駒ヶ岳</u>噴火警戒レベルの詳細は【火山災害対策編・第2章・第5節・第3・⑤】参照</p>	予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	[略]					
予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況								
[略]													
1-3-22	<p>(イ) [略]</p> <p><b>キ その他</b></p> <p style="padding-left: 20px;">地震活動に関する解説情報等 [略]</p> <p>(消防法に基づくもの) [略]</p> <p>(水防法に基づくもの) [略]</p>												
1-3-24	<p>(水防法及び気象業務法に基づくもの)</p> <p><b>ア 一般河川等の水防活動の利用に適合する予報及び警報</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水警報</td> <td>洪水警報に同じ。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>イ 指定河川洪水予報</b> [略]</p>	種 類	内 容	[略]		水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ。						
種 類	内 容												
[略]													
水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ。												
修正理由													

頁	修 正 案												
1-3-20	<p>(ウ) [略]</p> <p><b>カ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	[略]									
種 類	内 容												
[略]													
1-3-21	<p>(ア) 噴火警戒レベルが導入されている火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">予報及び警報の名称</th> <th style="width: 15%;">対象範囲を付した警報の呼び方</th> <th style="width: 5%;">略称</th> <th style="width: 15%;">対象範囲</th> <th style="width: 15%;">噴火警戒レベル</th> <th style="width: 30%;">火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※1・※2 [略]</p> <p>※3 <u>秋田駒ヶ岳</u>噴火警戒レベルの詳細は【火山災害対策編・第2章・第5節・第3・⑤】参照</p>	予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	[略]					
予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況								
[略]													
1-3-22	<p>(イ) [略]</p> <p><b>キ その他</b></p> <p>地震活動に関する解説情報等 [略]</p> <p>(消防法に基づくもの) [略]</p> <p>(水防法に基づくもの) [略]</p>												
1-3-24	<p>(水防法及び気象業務法に基づくもの)</p> <p><b>ア 一般河川等の水防活動の利用に適合する警報・注意報</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水警報</td> <td>洪水警報に同じ。</td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波注意報</td> <td>津波注意報に同じ。</td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波警報</td> <td>津波警報に同じ。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>イ 指定河川洪水予報</b> [略]</p>	種 類	内 容	[略]		水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ。	水防活動用津波注意報	津波注意報に同じ。	水防活動用津波警報	津波警報に同じ。		
種 類	内 容												
[略]													
水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ。												
水防活動用津波注意報	津波注意報に同じ。												
水防活動用津波警報	津波警報に同じ。												
修正理由	津波警報等の内容が変更となるための修正その他の所要の整理												

頁	現 計 画																
<p>1-3-24</p> <p>1-3-26</p> <p>1-3-27</p>	<p>(2) 伝達系統</p> <p>気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="320 297 1449 528"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 297 743 342">気象予報・警報等の区分</th> <th data-bbox="743 297 1010 342">発表機関</th> <th data-bbox="1010 297 1449 342">伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 342 743 387">[略]</td> <td data-bbox="743 342 1010 387"></td> <td data-bbox="1010 342 1449 387"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 387 743 483">津波についての予報・注意報・警報</td> <td data-bbox="743 387 1010 483">気象庁</td> <td data-bbox="1010 387 1449 483">津波予報・注意報・警報伝達系統図（資料 3-2-5）のとおり。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 483 743 528">[略]</td> <td data-bbox="743 483 1010 528"></td> <td data-bbox="1010 483 1449 528"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 市町村の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="328 707 1445 1025"> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 707 1445 797">ア～ウ [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 797 1445 931">エ [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 931 1445 976">オ [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 976 1445 1025">カ・キ [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統	[略]			津波についての予報・注意報・警報	気象庁	津波予報・注意報・警報伝達系統図（資料 3-2-5）のとおり。	[略]			ア～ウ [略]	エ [略]	オ [略]	カ・キ [略]
気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統															
[略]																	
津波についての予報・注意報・警報	気象庁	津波予報・注意報・警報伝達系統図（資料 3-2-5）のとおり。															
[略]																	
ア～ウ [略]																	
エ [略]																	
オ [略]																	
カ・キ [略]																	
<p>修正理由</p>																	



頁	修正案																			
<p>1-3-24</p> <p>1-3-26</p> <p>1-3-27</p>	<p>(2) 伝達系統</p> <p>気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="320 297 1449 528"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 297 743 344">気象予報・警報等の区分</th> <th data-bbox="743 297 1010 344">発表機関</th> <th data-bbox="1010 297 1449 344">伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 344 743 392">[略]</td> <td data-bbox="743 344 1010 392"></td> <td data-bbox="1010 344 1449 392"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 392 743 481">津波についての<u>警報・注意報</u></td> <td data-bbox="743 392 1010 481">気象庁</td> <td data-bbox="1010 392 1449 481">津波警報・注意報伝達系統図（資料 3-2-5）のとおり。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 481 743 528">[略]</td> <td data-bbox="743 481 1010 528"></td> <td data-bbox="1010 481 1449 528"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 市町村の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="328 707 1445 1025"> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 707 1445 754">ア～ウ [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 754 1445 801">エ <u>コミュニティーFM、臨時災害放送局</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 801 1445 848">オ [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 848 1445 896">カ <u>携帯端末の緊急速報メール機能</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 896 1445 943">キ <u>ソーシャルメディア</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 943 1445 990">ク [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 990 1445 1025">ケ・コ [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統	[略]			津波についての <u>警報・注意報</u>	気象庁	津波警報・注意報伝達系統図（資料 3-2-5）のとおり。	[略]			ア～ウ [略]	エ <u>コミュニティーFM、臨時災害放送局</u>	オ [略]	カ <u>携帯端末の緊急速報メール機能</u>	キ <u>ソーシャルメディア</u>	ク [略]	ケ・コ [略]
気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統																		
[略]																				
津波についての <u>警報・注意報</u>	気象庁	津波警報・注意報伝達系統図（資料 3-2-5）のとおり。																		
[略]																				
ア～ウ [略]																				
エ <u>コミュニティーFM、臨時災害放送局</u>																				
オ [略]																				
カ <u>携帯端末の緊急速報メール機能</u>																				
キ <u>ソーシャルメディア</u>																				
ク [略]																				
ケ・コ [略]																				
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、市町村による警報等の広報手段に、携帯端末の緊急速報メール機能等を追加</p> <p>2 東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、市町村による警報等の広報手段に、コミュニティーFM等を追加</p>																			



頁	現 計 画	修 正 案																																																
<p>1-3-37</p> <p>1-3-38</p> <p>1-3-39</p>	<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="280 434 839 1249"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>収集、伝達する 災害情報の内容</th> <th>初期 情報 報告 様式</th> <th>被害 額等 報告 様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～5 [略] 6 <u>医療衛生施設</u> の状況 7～27 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛 隊岩手駐 屯地</td> <td><u>震度5弱</u>以上の地震 が発生した場合及び その他の災害の発生 に際し必要と認めた 場合における施設等 の被害状況</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	収集、伝達する 災害情報の内容	初期 情報 報告 様式	被害 額等 報告 様式	[略]				県本部長	1～5 [略] 6 <u>医療衛生施設</u> の状況 7～27 [略]	[略]	[略]	[略]				陸上自衛 隊岩手駐 屯地	<u>震度5弱</u> 以上の地震 が発生した場合及び その他の災害の発生 に際し必要と認めた 場合における施設等 の被害状況	[略]	[略]	[略]				<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="890 434 1449 1249"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>収集、伝達する 災害情報の内容</th> <th>初期 情報 報告 様式</th> <th>被害 額等 報告 様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～5 [略] 6 <u>医療施設、上水道</u> <u>施設及び衛生施設</u> の状況 7～27 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛 隊岩手駐 屯地</td> <td><u>震度5強</u>以上の地震 が発生した場合及び その他の災害の発生 に際し必要と認めた 場合における施設等 の被害状況</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	収集、伝達する 災害情報の内容	初期 情報 報告 様式	被害 額等 報告 様式	[略]				県本部長	1～5 [略] 6 <u>医療施設、上水道</u> <u>施設及び衛生施設</u> の状況 7～27 [略]	[略]	[略]	[略]				陸上自衛 隊岩手駐 屯地	<u>震度5強</u> 以上の地震 が発生した場合及び その他の災害の発生 に際し必要と認めた 場合における施設等 の被害状況	[略]	[略]	[略]			
実施機関	収集、伝達する 災害情報の内容	初期 情報 報告 様式	被害 額等 報告 様式																																															
[略]																																																		
県本部長	1～5 [略] 6 <u>医療衛生施設</u> の状況 7～27 [略]	[略]	[略]																																															
[略]																																																		
陸上自衛 隊岩手駐 屯地	<u>震度5弱</u> 以上の地震 が発生した場合及び その他の災害の発生 に際し必要と認めた 場合における施設等 の被害状況	[略]	[略]																																															
[略]																																																		
実施機関	収集、伝達する 災害情報の内容	初期 情報 報告 様式	被害 額等 報告 様式																																															
[略]																																																		
県本部長	1～5 [略] 6 <u>医療施設、上水道</u> <u>施設及び衛生施設</u> の状況 7～27 [略]	[略]	[略]																																															
[略]																																																		
陸上自衛 隊岩手駐 屯地	<u>震度5強</u> 以上の地震 が発生した場合及び その他の災害の発生 に際し必要と認めた 場合における施設等 の被害状況	[略]	[略]																																															
[略]																																																		
<p>修正 理由</p>	<p>所要の整理</p>																																																	

頁	現 計 画	修 正 案																																															
<p>1-3-39</p> <p>1-3-40</p>	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="279 250 836 1115"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健福祉部</td> <td>医療推進課</td> <td>保健環境班</td> <td>1 県立病院以外の医療施設被害報告 2 感染症指定医療機関被害報告</td> </tr> <tr> <td>地域福祉課</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>児童家庭課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]				保健福祉部	医療推進課	保健環境班	1 県立病院以外の医療施設被害報告 2 感染症指定医療機関被害報告	地域福祉課	[略]		[略]			児童家庭課	[略]	[略]		<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="888 250 1445 1115"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保健福祉部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域福祉課</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>児童家庭課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療政策室</td> <td>保健環境班</td> <td>1 県立病院以外の医療施設被害報告 2 感染症指定医療機関被害報告</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]				保健福祉部				地域福祉課	[略]		[略]			児童家庭課	[略]	[略]		医療政策室	保健環境班	1 県立病院以外の医療施設被害報告 2 感染症指定医療機関被害報告
部	課等	地方支部班	担当内容																																														
[略]																																																	
保健福祉部	医療推進課	保健環境班	1 県立病院以外の医療施設被害報告 2 感染症指定医療機関被害報告																																														
	地域福祉課	[略]																																															
	[略]																																																
児童家庭課	[略]	[略]																																															
部	課等	地方支部班	担当内容																																														
[略]																																																	
保健福祉部																																																	
	地域福祉課	[略]																																															
	[略]																																																
	児童家庭課	[略]	[略]																																														
	医療政策室	保健環境班	1 県立病院以外の医療施設被害報告 2 感染症指定医療機関被害報告																																														
<p>1-3-42</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 市町村本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。 ア～エ [略]</li> </ul>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 市町村本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。 ア～エ [略]</li> <li>○ <u>市町村本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</u></li> </ul>																																															
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、市町村本部長は、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めることについて追加</p> <p>2 県組織の改編に伴う所要の整理（平成25年4月1日適用）</p>																																																

ページ調整（余白）

頁	現 計 画												
1-3-42	<p>(2) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 県本部長は、市町村の被害状況を取りまとめの上、消防庁に報告するとともに、<u>関係機関</u>に対して報告し、又は<u>通報</u>する。</li> <li>○ [略]</li> </ul>												
1-3-43	<p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領</p>												
1-3-45	<p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 報告の系統</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul>												
1-3-46	<p>報告区別系統図</p>												
1-3-47	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">様式</th> <th style="width: 20%;">報告様式</th> <th style="width: 70%;">報 告 系 統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">B、C、5、5-1</td> <td style="vertical-align: top;">医療衛生施設被害報告</td> <td> <pre> graph TD     subgraph LocalBranches [地方支部]         A[市町村本部]         B[国立病院等]         C[保健環境班 (福祉班)]         D[県立病院班]         A --&gt; C         B --&gt; C     end     C --&gt; E[県本部]          subgraph CountyHeadquarters [県本部]         E[総合防災室]         F[保健福祉企画室]         G[環境生活企画室]         H[医療部管理課]         I[医療推進課]         J[長寿社会課]         K[児童家庭課]         L[県民くらしの安全課]         M[資源循環推進課]                  F --&gt; E         G --&gt; E         H --&gt; E         I --&gt; F         J --&gt; F         K --&gt; F         L --&gt; G         M --&gt; G     end          N[県立病院以外の病院等・感染症指定医療機関] --&gt; I     O[介護老人保健施設] --&gt; J     P[母子健康センター] --&gt; K     Q[上水道施設・衛生施設 (火葬場)] --&gt; L     R[衛生施設 (し尿、廃棄物処理施設)] --&gt; M     S[県立病院] --&gt; H             </pre> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告様式	報 告 系 統	[略]			B、C、5、5-1	医療衛生施設被害報告	<pre> graph TD     subgraph LocalBranches [地方支部]         A[市町村本部]         B[国立病院等]         C[保健環境班 (福祉班)]         D[県立病院班]         A --&gt; C         B --&gt; C     end     C --&gt; E[県本部]          subgraph CountyHeadquarters [県本部]         E[総合防災室]         F[保健福祉企画室]         G[環境生活企画室]         H[医療部管理課]         I[医療推進課]         J[長寿社会課]         K[児童家庭課]         L[県民くらしの安全課]         M[資源循環推進課]                  F --&gt; E         G --&gt; E         H --&gt; E         I --&gt; F         J --&gt; F         K --&gt; F         L --&gt; G         M --&gt; G     end          N[県立病院以外の病院等・感染症指定医療機関] --&gt; I     O[介護老人保健施設] --&gt; J     P[母子健康センター] --&gt; K     Q[上水道施設・衛生施設 (火葬場)] --&gt; L     R[衛生施設 (し尿、廃棄物処理施設)] --&gt; M     S[県立病院] --&gt; H             </pre>	[略]		
様式	報告様式	報 告 系 統											
[略]													
B、C、5、5-1	医療衛生施設被害報告	<pre> graph TD     subgraph LocalBranches [地方支部]         A[市町村本部]         B[国立病院等]         C[保健環境班 (福祉班)]         D[県立病院班]         A --&gt; C         B --&gt; C     end     C --&gt; E[県本部]          subgraph CountyHeadquarters [県本部]         E[総合防災室]         F[保健福祉企画室]         G[環境生活企画室]         H[医療部管理課]         I[医療推進課]         J[長寿社会課]         K[児童家庭課]         L[県民くらしの安全課]         M[資源循環推進課]                  F --&gt; E         G --&gt; E         H --&gt; E         I --&gt; F         J --&gt; F         K --&gt; F         L --&gt; G         M --&gt; G     end          N[県立病院以外の病院等・感染症指定医療機関] --&gt; I     O[介護老人保健施設] --&gt; J     P[母子健康センター] --&gt; K     Q[上水道施設・衛生施設 (火葬場)] --&gt; L     R[衛生施設 (し尿、廃棄物処理施設)] --&gt; M     S[県立病院] --&gt; H             </pre>											
[略]													
修正理由													

頁	修正案												
1-3-42	<p>(2) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 県本部長は、市町村の被害状況を取りまとめの上、消防庁に報告するとともに、<u>関係機関及び必要と認める地方公共団体</u>に対して報告し、又は<u>通報若しくは連絡</u>する。</li> <li>○ [略]</li> <li>○ <u>県本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</u></li> </ul>												
1-3-43	<p>(3) [略]</p>												
1-3-45	<p>2 [略]</p>												
1-3-45	<p>3 災害情報の報告要領</p>												
1-3-45	<p>(1)～(4) [略]</p>												
1-3-45	<p>(5) 報告の系統</p>												
1-3-46	<p>○ [略]</p>												
1-3-46	<p>報告区別系統図</p>												
1-3-47	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">様式</th> <th style="width: 20%;">報告様式</th> <th style="width: 70%;">報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">B、C、5、5-1</td> <td style="vertical-align: top;">医療施設、上水道施設及び衛生施設被害報告</td> <td> <pre> graph TD     subgraph LocalBranch [地方支部]         HEC[保健環境班 (福祉班)]         PHC[県立病院班]     end     subgraph PrefectureOffice [県本部]         CDR[総合防災室]         HFWP[保健福祉企画室]         MP[医療政策室]         LSCA[長寿社会課]         CHA[児童家庭課]         ELP[環境生活企画室]         MS[県民くらしの安全課]         RCP[資源循環推進課]         MR[医療部管理課]     end     MG[市町村本部] --&gt; HEC     NH[国立病院等] --&gt; HEC     HEC --&gt; CDR     HEC --&gt; HFWP     HEC --&gt; MP     HEC --&gt; LSCA     HEC --&gt; CHA     HEC --&gt; ELP     HEC --&gt; MS     HEC --&gt; RCP     HEC --&gt; MR     PHC --&gt; CDR     PHC --&gt; MP     PHC --&gt; MR     HFWP --- MP     HFWP --- LSCA     HFWP --- CHA     ELP --- MS     ELP --- RCP     MR --- MS     MR --- RCP     MP --- MS     MP --- RCP     MR --- MS     MR --- RCP     MS --- MS_L["[県立病院以外の病院等・ 感染症指定医療機関]"]     LSCA --- LSCA_L["[介護老人保健施設]"]     CHA --- CHA_L["[母子健康センター]"]     MS --- MS_L2["[上水道施設・衛生施設 (火葬場、墓地)"]"]     RCP --- RCP_L["[衛生施設 (ごみ処理施設、 し尿処理施設)"]"]     MR --- MR_L["[県立病院]"]                     </pre> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告様式	報告系統	[略]			B、C、5、5-1	医療施設、上水道施設及び衛生施設被害報告	<pre> graph TD     subgraph LocalBranch [地方支部]         HEC[保健環境班 (福祉班)]         PHC[県立病院班]     end     subgraph PrefectureOffice [県本部]         CDR[総合防災室]         HFWP[保健福祉企画室]         MP[医療政策室]         LSCA[長寿社会課]         CHA[児童家庭課]         ELP[環境生活企画室]         MS[県民くらしの安全課]         RCP[資源循環推進課]         MR[医療部管理課]     end     MG[市町村本部] --&gt; HEC     NH[国立病院等] --&gt; HEC     HEC --&gt; CDR     HEC --&gt; HFWP     HEC --&gt; MP     HEC --&gt; LSCA     HEC --&gt; CHA     HEC --&gt; ELP     HEC --&gt; MS     HEC --&gt; RCP     HEC --&gt; MR     PHC --&gt; CDR     PHC --&gt; MP     PHC --&gt; MR     HFWP --- MP     HFWP --- LSCA     HFWP --- CHA     ELP --- MS     ELP --- RCP     MR --- MS     MR --- RCP     MP --- MS     MP --- RCP     MR --- MS     MR --- RCP     MS --- MS_L["[県立病院以外の病院等・ 感染症指定医療機関]"]     LSCA --- LSCA_L["[介護老人保健施設]"]     CHA --- CHA_L["[母子健康センター]"]     MS --- MS_L2["[上水道施設・衛生施設 (火葬場、墓地)"]"]     RCP --- RCP_L["[衛生施設 (ごみ処理施設、 し尿処理施設)"]"]     MR --- MR_L["[県立病院]"]                     </pre>	[略]		
様式	報告様式	報告系統											
[略]													
B、C、5、5-1	医療施設、上水道施設及び衛生施設被害報告	<pre> graph TD     subgraph LocalBranch [地方支部]         HEC[保健環境班 (福祉班)]         PHC[県立病院班]     end     subgraph PrefectureOffice [県本部]         CDR[総合防災室]         HFWP[保健福祉企画室]         MP[医療政策室]         LSCA[長寿社会課]         CHA[児童家庭課]         ELP[環境生活企画室]         MS[県民くらしの安全課]         RCP[資源循環推進課]         MR[医療部管理課]     end     MG[市町村本部] --&gt; HEC     NH[国立病院等] --&gt; HEC     HEC --&gt; CDR     HEC --&gt; HFWP     HEC --&gt; MP     HEC --&gt; LSCA     HEC --&gt; CHA     HEC --&gt; ELP     HEC --&gt; MS     HEC --&gt; RCP     HEC --&gt; MR     PHC --&gt; CDR     PHC --&gt; MP     PHC --&gt; MR     HFWP --- MP     HFWP --- LSCA     HFWP --- CHA     ELP --- MS     ELP --- RCP     MR --- MS     MR --- RCP     MP --- MS     MP --- RCP     MR --- MS     MR --- RCP     MS --- MS_L["[県立病院以外の病院等・ 感染症指定医療機関]"]     LSCA --- LSCA_L["[介護老人保健施設]"]     CHA --- CHA_L["[母子健康センター]"]     MS --- MS_L2["[上水道施設・衛生施設 (火葬場、墓地)"]"]     RCP --- RCP_L["[衛生施設 (ごみ処理施設、 し尿処理施設)"]"]     MR --- MR_L["[県立病院]"]                     </pre>											
[略]													
修正理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災基本計画（平成 23 年 12 月 27 日修正）の修正に伴い、被害状況の連絡先に必要と認める地方公共団体を追加</li> <li>2 防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、県本部長は、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めることについて追加</li> <li>3 所要の整理（県組織の改編に伴う改正部分は平成 25 年 4 月 1 日から適用）</li> </ol>												

頁	現 計 画
1-3-50	<p style="text-align: center;">[略]</p> <p>F、16 林業関係被害報告</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>
修正理由	



頁	修正案
1-3-50	<p style="text-align: center;">[略]</p> <div style="display: flex; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px; width: 20%;"> <p>F、16 林業関係被害報告</p> </div> <div style="padding-left: 10px;"> <pre> graph TD     subgraph Local         A[市町村本部] --- B[地方支部]         B --- C[農林班]     end     D[東北森林管理局] --- E[国有林関係]     F["(独)森林総合研究所 森林農地整備センター"] --- G["森林農地整備センター関係"]     C --- E     C --- G     E --- H[県本部]     G --- H     subgraph Prefecture         H --- I[総防災合室]         H --- J[農林水産企画室]         H --- K[林振興課]         H --- L[森林整備課]         H --- M[森林保全課]         I --- J         K --- N["林産・特用林産施設、 林産物(苗木以外)"]         L --- O["作業道(県有林以外)、 苗畑施設、林産物(苗木)、 森林(国有林・県有林以外)"]         M --- P["治山施設、県有林関係、 林地荒廃、林道、林道施設"]     end     </pre> </div> </div> <p style="text-align: center;">[略]</p>
修正理由	所要の整理

頁	現 計 画	
1-3-53	<p>[略]</p> <p>H、19 児童、生徒及び教員等被害報告</p> <p>H、20</p> <p>H、21 文化財被害報告</p> <p>[略]</p> <p>[備考] [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>The flowchart for '児童、生徒及び教員等被害報告' (Children, Students, and Staff Disaster Report) shows the following structure:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Reporting Path:</b> [市町村立学校] (Municipal/County Schools) → 市町村本部 (Municipal/County Headquarters) → 地方支部 教育事務所班 (Local Branch Education Office Class).</li> <li><b>Other Reporting Sources:</b> 国立学校 (National Schools), 私立学校 (Private Schools), 県立学校 (County Schools), 県立大学 県立大学短期大学部 (County Universities/Short-term University Departments).</li> <li><b>County Headquarters (県本部):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方支部 教育事務所班 reports to 法務学事課 (Legal Affairs Office).</li> <li>法務学事課 reports to 総務室 (General Affairs Office).</li> <li>県立大学 県立大学短期大学部 reports to 法務学事課.</li> <li>私立学校 reports to 法務学事課.</li> <li>県立学校 reports to 法務学事課.</li> <li>国立学校 reports to 総合防災室 (Comprehensive Disaster Room).</li> <li>総合防災室 reports to 教育企画室 (Education Planning Room).</li> <li>教育企画室 reports to 総合防災室.</li> <li>教育企画室 also reports to 学校教育室 (School Education Room).</li> <li>学校教育室 reports to 教育企画室.</li> </ul> </li> <li><b>Asset and Staff Handling:</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>[財産・施設・設備] (Property, Facilities, Equipment) reports to 教育企画室.</li> <li>[児童・生徒、教職員] (Children, Students, Teachers/Staff) reports to 学校教育室.</li> </ul> </li> </ul> <p>The flowchart for '文化財被害報告' (Cultural Property Disaster Report) shows a similar reporting path from 市町村本部 to 地方支部 教育事務所班, which then reports to 県本部. At the county level, 地方支部 教育事務所班 reports to 生涯学習文化課 (Lifelong Learning Cultural Office), which reports to 教育企画室, which in turn reports to 総合防災室.</p>
修正理由		

頁	修正案	
1-3-53	<p>[略]</p> <p>H、19 児童、生徒及び教員等被害報告</p> <p>H、20</p> <p>H、21 文化財被害報告</p> <p>[略]</p> <p>[備考] [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>The flowchart is divided into two main sections for '児童、生徒及び教員等被害報告' (Children, students, and staff damage reports) and '文化財被害報告' (Cultural property damage reports).</p> <p><b>児童、生徒及び教員等被害報告 (Children, students, and staff damage reports):</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Local Level:</b> 市町村本部 (Municipal Headquarters) reports to 地方支部 教育事務所班 (Local Branch Education Office Class).</li> <li><b>Schools:</b> 国立学校 (National Schools), 私立学校 (Private Schools), and 県立学校 (Prefectural Schools) report to the 法務学事課 (Legal Affairs Office).</li> <li><b>County Level (県本部):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>Reports from 地方支部 教育事務所班 and 法務学事課 go to 総務室 (General Affairs Room).</li> <li>Reports from 国立学校 and 県立大学 県立大学短期大学部 (Prefectural University/Prefectural University Short-Term University) go to 総合防災室 (Comprehensive Disaster Room).</li> <li>Reports from 法務学事課 also go to 総合防災室.</li> <li>Reports from 法務学事課 go to 教育企画室 (Education Planning Room) via the path [財産・施設・設備] (Assets/Facilities/Equipment).</li> <li>Reports from 法務学事課 go to 学校教育室 (School Education Room) via the path [児童・生徒、教職員] (Children/Students, Teachers/Staff).</li> <li>Reports from 学校教育室 go to 教育企画室.</li> <li>Reports from 教育企画室 go to 総合防災室.</li> </ul> </li> </ul> <p><b>文化財被害報告 (Cultural property damage reports):</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Local Level:</b> 市町村本部 reports to 地方支部 教育事務所班.</li> <li><b>County Level (県本部):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>Reports from 地方支部 教育事務所班 go to 教育企画室 (Education Planning Room).</li> <li>Reports from 教育企画室 go to 総合防災室.</li> <li>Reports from 教育企画室 go to 生涯学習文化課 (Lifetime Learning Cultural Affairs Office).</li> <li>Reports from 生涯学習文化課 go to 教育企画室.</li> </ul> </li> </ul>
修正理由	所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案																																
<p>1-3-56</p> <p>1-3-57</p>	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="268 434 834 1677"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～4 [略] 5 <u>医療所、救護所の開設状況</u> 6～13 [略] 14 <u>ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～3 [略] 4 <u>医療所、救護所の開設状況</u> 5～11 [略] 12 <u>ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 13・14 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)</td> <td>1 通信の<u>途絶</u>の状況 2～3 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会</td> <td><u>災害ボランティア</u>の募集情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担 当 業 務	市町村本部長	1～4 [略] 5 <u>医療所、救護所の開設状況</u> 6～13 [略] 14 <u>ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 15 [略]	県本部長	1～3 [略] 4 <u>医療所、救護所の開設状況</u> 5～11 [略] 12 <u>ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 13・14 [略]	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	1 通信の <u>途絶</u> の状況 2～3 [略]	[略]		社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	<u>災害ボランティア</u> の募集情報	[略]		<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="879 434 1445 1677"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 13・14 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)</td> <td>1 通信の<u>疎通</u>の状況 2～3 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会</td> <td><u>防災ボランティア</u>の募集情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担 当 業 務	市町村本部長	1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 15 [略]	県本部長	1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 13・14 [略]	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	1 通信の <u>疎通</u> の状況 2～3 [略]	[略]		社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	<u>防災ボランティア</u> の募集情報	[略]	
実施機関	担 当 業 務																																	
市町村本部長	1～4 [略] 5 <u>医療所、救護所の開設状況</u> 6～13 [略] 14 <u>ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 15 [略]																																	
県本部長	1～3 [略] 4 <u>医療所、救護所の開設状況</u> 5～11 [略] 12 <u>ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 13・14 [略]																																	
[略]																																		
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	1 通信の <u>途絶</u> の状況 2～3 [略]																																	
[略]																																		
社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	<u>災害ボランティア</u> の募集情報																																	
[略]																																		
実施機関	担 当 業 務																																	
市町村本部長	1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 15 [略]																																	
県本部長	1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</u> 13・14 [略]																																	
[略]																																		
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	1 通信の <u>疎通</u> の状況 2～3 [略]																																	
[略]																																		
社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	<u>防災ボランティア</u> の募集情報																																	
[略]																																		
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p> <p>2 所要の整理</p>																																	

頁	現 計 画	修 正 案																																																																
1-3-58  1-3-59	〔県本部の担当〕 <table border="1" data-bbox="268 253 834 981"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保健福祉部</td> <td>保健福祉企画室</td> <td>〔略〕</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>医療推進課</td> <td>保健環境班</td> </tr> <tr> <td>健康国保課</td> <td>保健環境班</td> </tr> <tr> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公安部</td> <td>総務課</td> <td>〔略〕</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>県民課</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	〔略〕				保健福祉部	保健福祉企画室	〔略〕		医療推進課	保健環境班	健康国保課	保健環境班	地域福祉課	福祉班	〔略〕				公安部	総務課	〔略〕		県民課		〔略〕				〔県本部の担当〕 <table border="1" data-bbox="879 253 1445 981"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">保健福祉部</td> <td>保健福祉企画室</td> <td>〔略〕</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康国保課</td> <td>保健環境班</td> </tr> <tr> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> </tr> <tr> <td>医療政策室</td> <td>保健環境班</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>公安部</td> <td>県民課</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	〔略〕				保健福祉部	保健福祉企画室	〔略〕				健康国保課	保健環境班	地域福祉課	福祉班	医療政策室	保健環境班	〔略〕				公安部	県民課	〔略〕		〔略〕			
部	課等	地方支部班	担当業務																																																															
〔略〕																																																																		
保健福祉部	保健福祉企画室	〔略〕																																																																
	医療推進課	保健環境班																																																																
	健康国保課	保健環境班																																																																
	地域福祉課	福祉班																																																																
〔略〕																																																																		
公安部	総務課	〔略〕																																																																
	県民課																																																																	
〔略〕																																																																		
部	課等	地方支部班	担当業務																																																															
〔略〕																																																																		
保健福祉部	保健福祉企画室	〔略〕																																																																
	健康国保課	保健環境班																																																																
	地域福祉課	福祉班																																																																
	医療政策室	保健環境班																																																																
〔略〕																																																																		
公安部	県民課	〔略〕																																																																
〔略〕																																																																		
1-3-60	第3 実施要領 1 広報活動 (1) 〔略〕 (2) 県民等に対する広報 ア・イ 〔略〕 ウ 広報の方法 ○ 〔略〕 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         同報系防災行政無線、有線放送、CATV、広報車、ヘリコプター等の航空機、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、広報誌、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、新聞等                     </div> (3) ～ (5) 〔略〕 2・3 〔略〕	第3 実施要領 1 広報活動 (1) 〔略〕 (2) 県民等に対する広報 ア・イ 〔略〕 ウ 広報の方法 ○ 〔略〕 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         同報系防災行政無線、有線放送、CATV、広報車、ヘリコプター等の航空機、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、広報誌、テレビ、ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）、新聞等                     </div> (3) ～ (5) 〔略〕 2・3 〔略〕																																																																
修正理由	1 東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、県民等に対する広報の方法に、臨時災害放送局を位置付けたこと 2 県組織の改編に伴う所要の整理（平成25年4月1日から適用）																																																																	

頁	現 計 画												
1-3-63	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td>                     1 [略]                      2 運送関係事業者等に対する協力要請                      3 運送関係事業者等に対する運送命令の発動                 </td> </tr> <tr> <td>                     第二管区海上保安本部                      [八戸海上保安部]                      [釜石海上保安部]                      [宮古海上保安署]                 </td> <td>                     1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送                      2 海上における船舶等の交通規制                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担 当 業 務	[略]		東北運輸局	1 [略] 2 運送関係事業者等に対する協力要請 3 運送関係事業者等に対する運送命令の発動	第二管区海上保安本部 [八戸海上保安部] [釜石海上保安部] [宮古海上保安署]	1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送 2 海上における船舶等の交通規制	[略]			
実施機関	担 当 業 務												
[略]													
東北運輸局	1 [略] 2 運送関係事業者等に対する協力要請 3 運送関係事業者等に対する運送命令の発動												
第二管区海上保安本部 [八戸海上保安部] [釜石海上保安部] [宮古海上保安署]	1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送 2 海上における船舶等の交通規制												
[略]													
1-3-64	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課等</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>公安部</td> <td>交通規制課</td> <td>                     1 [略]                      2 <u>緊急通行車両</u>の事前届出の受付及び審査                      3 <u>緊急通行車両確認証明書</u>の交付                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	担当業務	[略]			公安部	交通規制課	1 [略] 2 <u>緊急通行車両</u> の事前届出の受付及び審査 3 <u>緊急通行車両確認証明書</u> の交付	[略]		
部	課等	担当業務											
[略]													
公安部	交通規制課	1 [略] 2 <u>緊急通行車両</u> の事前届出の受付及び審査 3 <u>緊急通行車両確認証明書</u> の交付											
[略]													
1-3-65	<p>第3 交通確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災拠点等の指定</p> <p>○ [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 交通拠点</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 釜石自動車道 花巻空港 IC、東和 IC</p> <p>○ [略]</p> <p>3 [略]</p>												
修正理由													

頁	修 正 案												
1-3-63	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">実施機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td>                     1 [略]                      2 <u>所管する運送関係事業者等</u>に対する協力要請                      3 <u>所管する運送関係事業者等</u>に対する運送命令の発動                 </td> </tr> <tr> <td>                     第二管区海上保安本部                      [八戸海上保安部]                      [釜石海上保安部]                      [宮古海上保安署]                 </td> <td>                     1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送                      2 海上における船舶等の交通規制                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担 当 業 務	[略]		東北運輸局	1 [略] 2 <u>所管する運送関係事業者等</u> に対する協力要請 3 <u>所管する運送関係事業者等</u> に対する運送命令の発動	第二管区海上保安本部 [八戸海上保安部] [釜石海上保安部] [宮古海上保安署]	1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送 2 海上における船舶等の交通規制	[略]			
実施機関	担 当 業 務												
[略]													
東北運輸局	1 [略] 2 <u>所管する運送関係事業者等</u> に対する協力要請 3 <u>所管する運送関係事業者等</u> に対する運送命令の発動												
第二管区海上保安本部 [八戸海上保安部] [釜石海上保安部] [宮古海上保安署]	1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送 2 海上における船舶等の交通規制												
[略]													
1-3-64	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">部</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">課等</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>公安部</td> <td>交通規制課</td> <td>                     1 [略]                      2 <u>緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出の受付及び審査</u>                      3 <u>緊急通行車両確認証明書及び規制除外車両確認証明書の交付</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	担当業務	[略]			公安部	交通規制課	1 [略] 2 <u>緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出の受付及び審査</u> 3 <u>緊急通行車両確認証明書及び規制除外車両確認証明書の交付</u>	[略]		
部	課等	担当業務											
[略]													
公安部	交通規制課	1 [略] 2 <u>緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出の受付及び審査</u> 3 <u>緊急通行車両確認証明書及び規制除外車両確認証明書の交付</u>											
[略]													
1-3-65	<p>第3 交通確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災拠点等の指定</p> <p>○ [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 交通拠点</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ <u>釜石自動車道</u>              <u>花巻空港 IC、東和 IC、宮守 IC</u></p> <p>○ [略]</p> <p>3 [略]</p>												
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴う所要の整理等</p> <p>2 所要の整理</p>												

頁	現 計 画
1-3-66	<p><b>4 応急復旧</b></p> <p>(1) <b>復旧順位</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら<u>復旧作業</u>を行う。</li> </ul> <p>(2) <b>復旧資材等の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における<u>応急復旧</u>に対処する供給体制を整備する。</li> </ul> <p>(3) <b>復旧方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路上の瓦礫等の<u>障害物</u>を除去する。</li> <li>○ [略]</li> </ul>
修正理由	



頁	修正案
1-3-66	<p><b>4 道路啓開等</b></p> <p>(1) <u>道路啓開等の順位</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら<u>道路啓開及び復旧作業</u>を行う。</li> </ul> <p>(2) <u>復旧資材等の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における<u>道路啓開及び応急復旧</u>に対処する供給体制を整備する。</li> </ul> <p>(3) <u>道路啓開等の方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路上の瓦礫等の<u>障害物の除去による道路啓開</u>を行う。</li> <li>○ [略]</li> </ul>
修正理由	防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴う所要の整理等

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-66	<p><b>5 交通規制</b></p> <p>(1) 実施区分</p> <p>○ [略]</p> <p><b>ア 第1次交通規制</b></p> <p>災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、<u>緊急自動車及び緊急通行車両</u>であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。</p> <p><b>イ 第2次交通規制</b></p> <p>道路状況に応じて、第1次交通規制を解除し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。</p> <p><b>ウ [略]</b></p>	<p><b>5 交通規制</b></p> <p>(1) 実施区分</p> <p>○ [略]</p> <p><b>ア 第1次交通規制</b></p> <p>災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、<u>緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両</u>であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。</p> <p><b>イ 第2次交通規制</b></p> <p>道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。</p> <p><b>ウ [略]</b></p>
1-3-68	<p>(5) <b>緊急通行車両確認証明書の交付</b></p> <p>○ <u>県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、審査の上、届出済証を交付する。</u></p> <p>また、届出済証を交付した車両については、<u>緊急通行車両事前届出受理簿</u>に登載しておく。</p> <p>○ 緊急輸送のため車両を使用する者は、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。</p>	<p>(5) <b>緊急通行車両等確認証明書の交付</b></p> <p>○ <u>県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、県、市町村等との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、緊急通行車両標章又は規制除外車両標章交付のための事前届出制度の周知を行う。</u></p> <p>○ 県公安委員会は、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、<u>緊急通行車両の事前届出書又は規制除外車両の事前届出書</u>を提出させ、審査の上、届出済証を交付する。</p> <p>また、届出済証を交付した車両については、<u>緊急通行車両事前届出受理簿又は規制除外車両事前届出受付簿</u>に登載しておく。</p> <p>○ 緊急輸送のため車両を使用する者は、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。</p>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知について追加</p> <p>2 緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領の一部改正に伴う所要の整理</p>	



頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-73	<p style="text-align: center;">第7節 公安警備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="277 434 839 705"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公安部</td> <td>1～5 [略]</td> </tr> <tr> <td>6 <u>広域緊急援助隊</u>の整備及び応援に係る連絡調整</td> </tr> <tr> <td>7～10 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) [略]</p> <p>第3 災害警備体制</p> <p>1・2 [略]</p>	実施機関	担 当 業 務	公安部	1～5 [略]	6 <u>広域緊急援助隊</u> の整備及び応援に係る連絡調整	7～10 [略]	<p style="text-align: center;">第7節 公安警備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="888 434 1450 705"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公安部</td> <td>1～5 [略]</td> </tr> <tr> <td>6 <u>警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）</u>の整備及び応援に係る連絡調整</td> </tr> <tr> <td>7～10 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) [略]</p> <p>第3 災害警備体制</p> <p>1・2 [略]</p>	実施機関	担 当 業 務	公安部	1～5 [略]	6 <u>警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）</u> の整備及び応援に係る連絡調整	7～10 [略]
実施機関	担 当 業 務													
公安部	1～5 [略]													
	6 <u>広域緊急援助隊</u> の整備及び応援に係る連絡調整													
	7～10 [略]													
実施機関	担 当 業 務													
公安部	1～5 [略]													
	6 <u>警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）</u> の整備及び応援に係る連絡調整													
	7～10 [略]													
1-3-74	<p>3 <u>広域緊急援助隊</u>の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公安部長は、大規模災害発生時において、<u>広域緊急援助隊</u>が直ちに出動できるよう、平素から隊員に対する教養訓練を実施するとともに、招集・出動体制の確立、装備資機材の整備を図る。</li> <li>○ <u>広域緊急援助隊</u>は、警察庁及び東北管区警察局長の指示調整に基づき、被災地を管轄する都道府県公安委員会の援助要求により派遣・出動する。</li> <li>○ <u>広域緊急援助隊</u>は、被災地到着後、公安部長の指揮下に入り、次の活動を行う。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="312 1469 839 1787"> <tbody> <tr> <td>ア～ウ [略]</td> </tr> <tr> <td>エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体見分及びその者の遺族等への遺体の<u>引き渡し</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 [略]</p>	ア～ウ [略]	エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体見分及びその者の遺族等への遺体の <u>引き渡し</u>	<p>3 <u>警察災害派遣隊</u>の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公安部長は、大規模災害発生時において、<u>警察災害派遣隊のうち広域緊急援助隊等の即応部隊</u>が直ちに活動できるよう、平素から隊員に対する教養訓練を実施するとともに、招集・出動体制の確立、装備資機材の整備を図る。</li> <li>○ <u>警察災害派遣隊</u>は、警察庁及び東北管区警察局長の指示調整に基づき、被災地を管轄する都道府県公安委員会の援助要求により派遣・出動する。</li> <li>○ <u>警察災害派遣隊</u>は、被災地到着後、公安部長の指揮下に入り、次の活動を行う。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="924 1469 1450 1787"> <tbody> <tr> <td>ア～ウ [略]</td> </tr> <tr> <td>エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体見分及びその者の遺族等への遺体の<u>引渡し</u></td> </tr> <tr> <td>オ 行方不明者の相談、照会等</td> </tr> <tr> <td>カ 被災地、避難所等の警戒警備</td> </tr> <tr> <td>キ その他災害警備計画に定める事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 [略]</p>	ア～ウ [略]	エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体見分及びその者の遺族等への遺体の <u>引渡し</u>	オ 行方不明者の相談、照会等	カ 被災地、避難所等の警戒警備	キ その他災害警備計画に定める事項					
ア～ウ [略]														
エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体見分及びその者の遺族等への遺体の <u>引き渡し</u>														
ア～ウ [略]														
エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体見分及びその者の遺族等への遺体の <u>引渡し</u>														
オ 行方不明者の相談、照会等														
カ 被災地、避難所等の警戒警備														
キ その他災害警備計画に定める事項														
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、広域緊急援助隊の名称を修正</p> <p>2 東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、警察災害派遣隊の活動内容について所要の整理</p>													

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-74</p> <p>1-3-75</p> <p>1-3-76</p> <p>1-3-77</p>	<p><b>第4 実施要領</b></p> <p>1～5 [略]</p> <p><b>6 交通規制</b></p> <p>○ 公安部長は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急通行路を確保するため、<u>交通管理</u>計画を定める。</p> <p>○ [略]</p> <p><b>7 [略]</b></p> <p><b>8 二次被害の防止</b></p> <p>○ 公安部長は、二次災害の危険場所等を把握するため、<u>各警察署ごとに調査班</u>を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p><b>9 社会秩序の維持</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 警察官は、<u>被災地における悪質商法等</u>の生活経済事犯、暴力団等による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、<u>被災地</u>の社会秩序の維持に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p><b>10 被災者等への情報伝達活動</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 上記の伝達に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等に<u>配慮</u>して行う。</p> <p><b>11 [略]</b></p>	<p><b>第4 実施要領</b></p> <p>1～5 [略]</p> <p><b>6 交通規制</b></p> <p>○ 公安部長は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急通行路を確保するため、<u>交通規制</u>計画を定める。</p> <p>○ [略]</p> <p><b>7 [略]</b></p> <p><b>8 二次被害の防止</b></p> <p>○ 公安部長は、二次災害の危険場所等を把握するため、<u>警察署ごとに調査（情報）班</u>を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p><b>9 社会秩序の維持</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 警察官は、<u>被災地に限らず、災害に便乗した悪質商法等</u>の生活経済事犯、暴力団等による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、<u>被災地を含めた県内全体</u>の社会秩序の維持に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p><b>10 被災者等への情報伝達活動</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 上記の伝達に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等にも<u>配慮</u>して行う。</p> <p><b>11 [略]</b></p>
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴う所要の整理（被災地を含めた県内全体の社会秩序の維持）</p> <p>2 所要の整理</p>	

頁	現 計 画												
1-3-84	<p style="text-align: center;">第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 市町村は、「大規模災害時における岩手縣市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p><b>第2 実施機関</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察庁及び東北管区警察局</td> <td>被災県警察以外の<u>広域緊急援助隊</u>の派遣調整</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td>運送事業者に対する緊急輸送の協力要請</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担 当 業 務	[略]		警察庁及び東北管区警察局	被災県警察以外の <u>広域緊急援助隊</u> の派遣調整	[略]		東北運輸局	運送事業者に対する緊急輸送の協力要請	[略]	
実施機関	担 当 業 務												
[略]													
警察庁及び東北管区警察局	被災県警察以外の <u>広域緊急援助隊</u> の派遣調整												
[略]													
東北運輸局	運送事業者に対する緊急輸送の協力要請												
[略]													
1-3-85	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課等</th> <th style="text-align: center;">地方支部班</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]							
部	課等	地方支部班	担当業務										
[略]													
1-3-86	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">環境生活部</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">県民くらしの安全課</td> <td style="width: 15%;">保健環境班</td> <td>                     1 [略]                      2 <u>遺体処理器具、資機材等</u>の調達に係る<u>医薬品卸業協会</u>に対するあっせん要請                      3 [略]                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	環境生活部	[略]			県民くらしの安全課	保健環境班	1 [略] 2 <u>遺体処理器具、資機材等</u> の調達に係る <u>医薬品卸業協会</u> に対するあっせん要請 3 [略]	[略]		[略]		
環境生活部	[略]												
	県民くらしの安全課		保健環境班	1 [略] 2 <u>遺体処理器具、資機材等</u> の調達に係る <u>医薬品卸業協会</u> に対するあっせん要請 3 [略]									
	[略]		[略]										
修正理由													

頁	修 正 案												
1-3-84	<p style="text-align: center;">第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 市町村は、「大規模災害時における岩手縣市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を<u>行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。</u></p> <p>5 県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、<u>あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</u></p> <p>6 県、市町村その他の防災関係機関は、<u>応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点を確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</u></p> <p><b>第2 実施機関</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">実施機関</th> <th style="width: 60%;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察庁及び東北管区警察局</td> <td>被災県警察以外の警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）の派遣調整</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td>所管する運送事業者に対する緊急輸送の協力要請</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担 当 業 務	[略]		警察庁及び東北管区警察局	被災県警察以外の警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）の派遣調整	[略]		東北運輸局	所管する運送事業者に対する緊急輸送の協力要請	[略]	
実施機関	担 当 業 務												
[略]													
警察庁及び東北管区警察局	被災県警察以外の警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）の派遣調整												
[略]													
東北運輸局	所管する運送事業者に対する緊急輸送の協力要請												
[略]													
1-3-85	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">課等</th> <th style="width: 20%;">地方支部班</th> <th style="width: 50%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]							
部	課等	地方支部班	担当業務										
[略]													
1-3-86	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">環境生活部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">県民くらしの安全課</td> <td style="width: 15%;">保健環境班</td> <td style="width: 50%;">                     1 [略]                      2 <u>埋葬用品等の調達に係る葬祭業協同組合に対するあっせん要請</u>                      3 [略]                 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	環境生活部	[略]			県民くらしの安全課	保健環境班	1 [略] 2 <u>埋葬用品等の調達に係る葬祭業協同組合に対するあっせん要請</u> 3 [略]	[略]		[略]		
環境生活部	[略]												
	県民くらしの安全課		保健環境班	1 [略] 2 <u>埋葬用品等の調達に係る葬祭業協同組合に対するあっせん要請</u> 3 [略]									
	[略]		[略]										
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、遠方の地方公共団体等との協定締結、大規模災害発生時における応援協定に基づく応援体制の構築、応援計画等の策定に関する事項等について追加</p> <p>2 所要の整理</p>												

頁	現 計 画			
1-3-86	保健福祉部	医療推進課	保健環境班	1 (社)県医師会、県済生会に対する医療班の派遣要請 2 厚生労働省に対する医療班のあっせん要請 医薬品、医療用資機材等の調達に係る医薬品卸業協会に対するあっせん要請
		健康国保課		
		地域福祉課	福祉班	日本赤十字社に対する医療班の派遣要請
	[略]			
1-3-88	教育部	[略]	教育事務所班	[略]
		スポーツ健康課		1 給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に係る(財)県学校給食会に対するあっせん要請 2 上記物資の日本体育・学校健康センターに対するあっせん要請
	公安部	警備課	—	広域緊急援助隊等の派遣等に係る連絡調整
<p><b>第3 実施要領</b></p> <p><b>1 市町村の相互協力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ア・イ [略]</li> <li>ウ 被災者の救出、医療、<u>防疫</u>、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん</li> <li>エ～キ [略]</li> </ul> </li> <li>○ [略]</li> </ul>				
修正理由				



頁	修正案			
1-3-86	保健福祉部	健康国保課	保健環境班	医薬品、医療用資機材及び遺体処理を行うために必要となる医薬品、医療用資機材等の調達に係る <u>県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会及び（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部</u> に対するあつせん要請
		地域福祉課	福祉班	日本赤十字社に対する <u>医療救護班</u> の派遣要請
		<u>医療政策室</u>	<u>保健環境班</u>	1 <u>（社）県医師会、県済生会</u> に対する <u>医療救護班の派遣要請</u> 2 <u>厚生労働省</u> に対する <u>医療救護班のあつせん要請</u> 3 <u>（社）県歯科医師会</u> に対する <u>歯科医療救護班の派遣要請</u>
	[略]			
1-3-88	教育部	[略] スポーツ健康課	教育事務所班	[略] 給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に係る <u>（公財）県学校給食会</u> に対するあつせん要請
	公安部	警備課	—	<u>警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）</u> の派遣等に係る連絡調整
	<p><b>第3 実施要領</b></p> <p><b>1 市町村の相互協力</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 被災者の救出、医療、<u>感染症予防</u>、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあつせん</p> <p>エ～キ [略]</p> <p>○ [略]</p>			
修正理由	所要の整理（県組織の改編に伴う改正部分は平成25年4月1日から適用）			





頁	現 計 画	修 正 案																												
<p>1-3-93</p> <p>1-3-94</p> <p>1-3-95</p>	<p>第11節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="296 568 839 952"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>県計画の該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>応急医療・救護及び防疫</td> <td>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害派遣の要請</p> <p>(1) 災害派遣の要請</p> <p>○ 市町村その他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。</p> <table border="1" data-bbox="312 1536 833 1675"> <tr> <td>ア 災害の状況及び派遣を要請する事由</td> </tr> <tr> <td>イ～エ [略]</td> </tr> </table>	項目	内容	県計画の該当章節	[略]			応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	[略]	[略]			ア 災害の状況及び派遣を要請する事由	イ～エ [略]	<p>第11節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="909 568 1452 952"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>県計画の該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>応急医療・救護及び感染症予防</td> <td>被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害派遣の要請</p> <p>(1) 災害派遣の要請</p> <p>○ 市町村その他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。<u>この場合において、市町村本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。</u></p> <table border="1" data-bbox="925 1536 1445 1675"> <tr> <td>ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要請する事由</td> </tr> <tr> <td>イ～エ [略]</td> </tr> </table>	項目	内容	県計画の該当章節	[略]			応急医療・救護及び感染症予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	[略]	[略]			ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要請する事由	イ～エ [略]
項目	内容	県計画の該当章節																												
[略]																														
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	[略]																												
[略]																														
ア 災害の状況及び派遣を要請する事由																														
イ～エ [略]																														
項目	内容	県計画の該当章節																												
[略]																														
応急医療・救護及び感染症予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	[略]																												
[略]																														
ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要請する事由																														
イ～エ [略]																														
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、県本部長に明示すべき事項、市町村本部長による自衛隊への通知について追加</p> <p>2 所要の整理</p>																													

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-96	<p>○ 市町村本部長は、<u>大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第68条の2の規定により</u>、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、同条後段の規定により、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、市町村本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 総合防災室長は、自衛隊の災害派遣要請の申出又は連絡があった場合は、<u>その旨</u>を県本部長に報告し、その要否の決定を受ける。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>○ 市町村本部長は、県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、同条後段の規定により、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、市町村本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 総合防災室長は、自衛隊の災害派遣要請の申出又は連絡があった場合は、<u>その旨及び災害の状況、通信途絶の状況等</u>を県本部長に報告し、その要否の決定を受ける。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>5～7 [略]</p>
修正理由	所要の整理	

頁	現 計 画																
1-3-100	<p style="text-align: center;">第12節 <u>ボランティア活動計画</u></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</li> <li>2 被災地における<u>ボランティア活動</u>に対するニーズ把握に努める。</li> <li>3 <u>ボランティアの受付</u>、<u>ボランティア活動の調整</u>、<u>活動拠点の確保等</u>その受入体制の整備に努める。</li> </ol> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティアの受入体制の整備</u></li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に対するニーズの把握</li> <li>3 <u>ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>4 <u>ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>5 <u>ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）との連絡調整</li> <li>6 [略]</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>3 <u>ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整</li> <li>4 県外<u>ボランティア</u>の受入に係る関係機関との連絡調整</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る日赤地区等との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部地区及び分区</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティアの受付・登録</u>、<u>情報提供</u>及び<u>連絡調整</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>岩手県社会福祉協議会</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る市町村社協との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> <li>3 県内の<u>ボランティア関係団体</u>との連絡調整</li> <li>4 県外<u>ボランティア</u>の受入に係る関係団体との連絡調整</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>市町村社会福祉協議会</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティアの受付・登録</u>、<u>情報提供</u>及び<u>連絡調整</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>その他のボランティア団体（職域、職能等）等</td> <td><u>ボランティア活動</u>に係る日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市町村本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティアの受入体制の整備</u></li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に対するニーズの把握</li> <li>3 <u>ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>4 <u>ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>5 <u>ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）との連絡調整</li> <li>6 [略]</li> </ol>	県本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>3 <u>ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整</li> <li>4 県外<u>ボランティア</u>の受入に係る関係機関との連絡調整</li> </ol>	日本赤十字社岩手県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る日赤地区等との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> </ol>	日本赤十字社岩手県支部地区及び分区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティアの受付・登録</u>、<u>情報提供</u>及び<u>連絡調整</u></li> </ol>	岩手県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る市町村社協との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> <li>3 県内の<u>ボランティア関係団体</u>との連絡調整</li> <li>4 県外<u>ボランティア</u>の受入に係る関係団体との連絡調整</li> </ol>	市町村社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティアの受付・登録</u>、<u>情報提供</u>及び<u>連絡調整</u></li> </ol>	その他のボランティア団体（職域、職能等）等	<u>ボランティア活動</u> に係る日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協との連絡調整
実施機関	担当業務																
市町村本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティアの受入体制の整備</u></li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に対するニーズの把握</li> <li>3 <u>ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>4 <u>ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>5 <u>ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）との連絡調整</li> <li>6 [略]</li> </ol>																
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>3 <u>ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整</li> <li>4 県外<u>ボランティア</u>の受入に係る関係機関との連絡調整</li> </ol>																
日本赤十字社岩手県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る日赤地区等との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> </ol>																
日本赤十字社岩手県支部地区及び分区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティアの受付・登録</u>、<u>情報提供</u>及び<u>連絡調整</u></li> </ol>																
岩手県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る市町村社協との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> <li>3 県内の<u>ボランティア関係団体</u>との連絡調整</li> <li>4 県外<u>ボランティア</u>の受入に係る関係団体との連絡調整</li> </ol>																
市町村社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>ボランティアの受付・登録</u>、<u>情報提供</u>及び<u>連絡調整</u></li> </ol>																
その他のボランティア団体（職域、職能等）等	<u>ボランティア活動</u> に係る日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協との連絡調整																
修正理由																	

頁	修 正 案																
1-3-100	<p style="text-align: center;">第12節 <u>防災ボランティア活動計画</u></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</li> <li>2 被災地における<u>防災ボランティア活動</u>に対するニーズ把握に努める。</li> <li>3 <u>防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等</u>その受入体制の整備に努める。</li> </ol> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア</u>の受入体制の整備</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に対するニーズの把握</li> <li>3 <u>防災ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>4 <u>防災ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>5 <u>防災ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）との連絡調整</li> <li>6 [略]</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>3 <u>防災ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整</li> <li>4 県外<u>防災ボランティア</u>の受入に係る関係機関との連絡調整</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る日赤地区等との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部地区及び分区</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア</u>の受付・登録、情報提供及び連絡調整</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>岩手県社会福祉協議会</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る市町村社協との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> <li>3 県内の<u>防災ボランティア</u>関係団体との連絡調整</li> <li>4 県外<u>防災ボランティア</u>の受入に係る関係団体との連絡調整</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>市町村社会福祉協議会</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア</u>の受付・登録、情報提供及び連絡調整</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>その他のボランティア団体（職域、職能等）等</td> <td><u>防災ボランティア活動</u>に係る日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市町村本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア</u>の受入体制の整備</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に対するニーズの把握</li> <li>3 <u>防災ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>4 <u>防災ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>5 <u>防災ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）との連絡調整</li> <li>6 [略]</li> </ol>	県本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>3 <u>防災ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整</li> <li>4 県外<u>防災ボランティア</u>の受入に係る関係機関との連絡調整</li> </ol>	日本赤十字社岩手県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る日赤地区等との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> </ol>	日本赤十字社岩手県支部地区及び分区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア</u>の受付・登録、情報提供及び連絡調整</li> </ol>	岩手県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る市町村社協との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> <li>3 県内の<u>防災ボランティア</u>関係団体との連絡調整</li> <li>4 県外<u>防災ボランティア</u>の受入に係る関係団体との連絡調整</li> </ol>	市町村社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア</u>の受付・登録、情報提供及び連絡調整</li> </ol>	その他のボランティア団体（職域、職能等）等	<u>防災ボランティア活動</u> に係る日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協との連絡調整
実施機関	担当業務																
市町村本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア</u>の受入体制の整備</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に対するニーズの把握</li> <li>3 <u>防災ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>4 <u>防災ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>5 <u>防災ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）との連絡調整</li> <li>6 [略]</li> </ol>																
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に対する支援</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に関する情報の提供</li> <li>3 <u>防災ボランティア活動</u>に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整</li> <li>4 県外<u>防災ボランティア</u>の受入に係る関係機関との連絡調整</li> </ol>																
日本赤十字社岩手県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る日赤地区等との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> </ol>																
日本赤十字社岩手県支部地区及び分区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア</u>の受付・登録、情報提供及び連絡調整</li> </ol>																
岩手県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る市町村社協との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア活動</u>に係る県との連絡調整</li> <li>3 県内の<u>防災ボランティア</u>関係団体との連絡調整</li> <li>4 県外<u>防災ボランティア</u>の受入に係る関係団体との連絡調整</li> </ol>																
市町村社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>防災ボランティア活動</u>に係る市町村との連絡調整</li> <li>2 <u>防災ボランティア</u>の受付・登録、情報提供及び連絡調整</li> </ol>																
その他のボランティア団体（職域、職能等）等	<u>防災ボランティア活動</u> に係る日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協との連絡調整																
修正理由	防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正																

頁	現 計 画																					
1-3-101	<p data-bbox="312 215 496 246">〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="301 250 1442 889"> <thead> <tr> <th data-bbox="301 250 472 300">部</th> <th data-bbox="472 250 727 300">課</th> <th data-bbox="727 250 940 300">地方支部班</th> <th data-bbox="940 250 1442 300">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="301 300 472 389">総務部</td> <td data-bbox="472 300 727 389">〔略〕</td> <td data-bbox="727 300 940 389"></td> <td data-bbox="940 300 1442 389">市町村の被災状況及び必要となる<u>ボランティア活動</u>の把握</td> </tr> <tr> <td data-bbox="301 389 472 479">政策地域部</td> <td data-bbox="472 389 727 479">〔略〕</td> <td data-bbox="727 389 940 479"></td> <td data-bbox="940 389 1442 479"><u>ボランティア活動</u>に係る総合調整の支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="301 479 472 889">保健福祉部</td> <td data-bbox="472 479 727 889">〔略〕</td> <td data-bbox="727 479 940 889"></td> <td data-bbox="940 479 1442 889">                     1 <u>ボランティア募集の情報周知</u>                      2 <u>ボランティア活動に係る総合調整</u>                      3 <u>ボランティア活動に係る日赤県支部との連絡調整</u>                      4 <u>福祉ボランティア活動に係る県社協との連絡調整</u>                      5 <u>福祉ボランティアの活動状況の把握</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="268 940 451 972"><b>第3 実施要領</b></p> <p data-bbox="293 985 711 1016"><b>1 ボランティアに対する協力要請</b></p> <ul data-bbox="312 1030 1460 1966" style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村本部長は、被災地において、<u>ボランティアニーズ</u>の把握に努める。</li> <li>○ 市町村本部長は、災害時において、<u>ボランティア</u>の協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協と連携して、<u>ボランティア</u>に対して協力を要請する。</li> <li>○ 市町村本部長は、当該市町村の<u>ボランティア</u>のほか、さらに多くの<u>ボランティア</u>を必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。             <table border="1" data-bbox="338 1339 1442 1563"> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 1339 1442 1384">ア <u>ボランティア</u>の活動内容及び人数等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1384 1442 1429">イ <u>ボランティア</u>の集合日時及び場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1429 1442 1473">ウ <u>ボランティア</u>の活動拠点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1473 1442 1518">エ <u>ボランティア活動</u>に必要な装備、資機材の準備状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1518 1442 1563">オ 〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○ 県本部長は、<u>ボランティア活動</u>に関する情報を県民に提供するとともに、広く参加を呼びかける。 また、日赤県支部及び県社協に対し<u>ボランティア活動</u>に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ、国及び他の都道府県に対しても情報の提供を行う。</li> <li>○ 日赤県支部及び県社協は、<u>ボランティア活動</u>に関する情報を県民に提供するとともに、広く参加を呼びかける。また、被災地以外の日赤地区等及び市町村社協に対し情報を提供するとともに、被災の状況に応じ、ボランティア団体の全国組織や他の都道府県組織に対しても、情報の提供を行う。</li> <li>○ 日赤県支部及び県社協は、県本部長に対し、適宜、<u>ボランティア活動</u>の状況を報告する。</li> </ul>	部	課	地方支部班	担当業務	総務部	〔略〕		市町村の被災状況及び必要となる <u>ボランティア活動</u> の把握	政策地域部	〔略〕		<u>ボランティア活動</u> に係る総合調整の支援	保健福祉部	〔略〕		1 <u>ボランティア募集の情報周知</u> 2 <u>ボランティア活動に係る総合調整</u> 3 <u>ボランティア活動に係る日赤県支部との連絡調整</u> 4 <u>福祉ボランティア活動に係る県社協との連絡調整</u> 5 <u>福祉ボランティアの活動状況の把握</u>	ア <u>ボランティア</u> の活動内容及び人数等	イ <u>ボランティア</u> の集合日時及び場所	ウ <u>ボランティア</u> の活動拠点	エ <u>ボランティア活動</u> に必要な装備、資機材の準備状況	オ 〔略〕
部	課	地方支部班	担当業務																			
総務部	〔略〕		市町村の被災状況及び必要となる <u>ボランティア活動</u> の把握																			
政策地域部	〔略〕		<u>ボランティア活動</u> に係る総合調整の支援																			
保健福祉部	〔略〕		1 <u>ボランティア募集の情報周知</u> 2 <u>ボランティア活動に係る総合調整</u> 3 <u>ボランティア活動に係る日赤県支部との連絡調整</u> 4 <u>福祉ボランティア活動に係る県社協との連絡調整</u> 5 <u>福祉ボランティアの活動状況の把握</u>																			
ア <u>ボランティア</u> の活動内容及び人数等																						
イ <u>ボランティア</u> の集合日時及び場所																						
ウ <u>ボランティア</u> の活動拠点																						
エ <u>ボランティア活動</u> に必要な装備、資機材の準備状況																						
オ 〔略〕																						
修正理由																						



頁	修 正 案																
1-3-101	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">地方支部班</th> <th style="width: 35%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>市町村の被災状況及び必要となる防 災ボランティア活動の把握</td> </tr> <tr> <td>政策地域部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>防災ボランティア活動に係る総合調 整の支援</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>1 防災ボランティア活動の支援に係 る統括 2 防災ボランティアセンターの支援</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3 実施要領</b></p> <p><b>1 防災ボランティアに対する協力要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村本部長は、被災地において、<u>防災ボランティアのニーズ</u>の把握に努める。</li> <li>○ 市町村本部長は、災害時において、<u>防災ボランティア</u>の協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協と連携して、<u>防災ボランティア</u>に対して協力を要請する。</li> <li>○ 市町村本部長は、当該市町村の<u>防災ボランティア</u>のほか、さらに多くの<u>防災ボランティア</u>を必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。             <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア <u>防災ボランティア</u>の活動内容及び人数等</p> <p>イ <u>防災ボランティア</u>の集合日時及び場所</p> <p>ウ <u>防災ボランティア</u>の活動拠点</p> <p>エ <u>防災ボランティア</u>活動に必要な装備、資機材の準備状況</p> <p>オ [略]</p> </div> </li> <li>○ 県本部長は、<u>防災ボランティア</u>活動に関する情報を県民に提供するとともに、広く参加を呼びかける。 また、日赤県支部及び県社協に対し<u>防災ボランティア</u>活動に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ、国及び他の都道府県に対しても情報の提供を行う。</li> <li>○ 日赤県支部及び県社協は、<u>防災ボランティア</u>活動に関する情報を県民に提供するとともに、広く参加を呼びかける。また、被災地以外の日赤地区等及び市町村社協に対し情報を提供するとともに、被災の状況に応じ、ボランティア団体の全国組織や他の都道府県組織に対しても、情報の提供を行う。</li> <li>○ 日赤県支部及び県社協は、県本部長に対し、適宜、<u>防災ボランティア</u>活動の状況を報告する。</li> </ul>	部	課	地方支部班	担当業務	総務部	[略]		市町村の被災状況及び必要となる防 災ボランティア活動の把握	政策地域部	[略]		防災ボランティア活動に係る総合調 整の支援	保健福祉部	[略]		1 防災ボランティア活動の支援に係 る統括 2 防災ボランティアセンターの支援
部	課	地方支部班	担当業務														
総務部	[略]		市町村の被災状況及び必要となる防 災ボランティア活動の把握														
政策地域部	[略]		防災ボランティア活動に係る総合調 整の支援														
保健福祉部	[略]		1 防災ボランティア活動の支援に係 る統括 2 防災ボランティアセンターの支援														
修正理由	防災基本計画(平成24年9月6日修正)の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正及び所要の整理																

頁	現 計 画						
1-3-102	<p><b>ボランティア活動に係る連絡調整図</b></p> <p><b>2 ボランティヤの受入れ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤地区等及び市町村社協は、災害時において<u>ボランティヤ</u>の受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。             <table border="1" data-bbox="316 1240 1449 1469"> <tr><td>ア <u>ボランティヤ</u>活動の内容</td></tr> <tr><td>イ <u>ボランティヤ</u>活動の時期及び活動区域</td></tr> <tr><td>ウ <u>ボランティヤ</u>活動のリーダー等の氏名</td></tr> <tr><td>エ <u>ボランティヤ</u>活動の拠点及び宿泊施設（場所）</td></tr> <tr><td>オ～キ [略]</td></tr> </table> </li> </ul> <p><b>3 ボランティヤの活動内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティヤに期待される活動内容は、次のとおりである。             <table border="1" data-bbox="316 1563 1449 1608"> <tr><td>[略]</td></tr> </table> </li> </ul>	ア <u>ボランティヤ</u> 活動の内容	イ <u>ボランティヤ</u> 活動の時期及び活動区域	ウ <u>ボランティヤ</u> 活動のリーダー等の氏名	エ <u>ボランティヤ</u> 活動の拠点及び宿泊施設（場所）	オ～キ [略]	[略]
ア <u>ボランティヤ</u> 活動の内容							
イ <u>ボランティヤ</u> 活動の時期及び活動区域							
ウ <u>ボランティヤ</u> 活動のリーダー等の氏名							
エ <u>ボランティヤ</u> 活動の拠点及び宿泊施設（場所）							
オ～キ [略]							
[略]							
修正理由							

頁	修正案						
1-3-102	<p><b>防災ボランティア活動に係る連絡調整図</b></p> <p><b>2 ボランティアの受入れ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤地区等及び市町村社協は、災害時において<u>防災ボランティア</u>の受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。             <table border="1" data-bbox="316 1240 1449 1469"> <tr><td>ア <u>防災ボランティア</u>活動の内容</td></tr> <tr><td>イ <u>防災ボランティア</u>活動の時期及び活動区域</td></tr> <tr><td>ウ <u>防災ボランティア</u>活動のリーダー等の氏名</td></tr> <tr><td>エ <u>防災ボランティア</u>活動の拠点及び宿泊施設（場所）</td></tr> <tr><td>オ～キ [略]</td></tr> </table> </li> </ul> <p><b>3 防災ボランティアの活動内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>防災ボランティア</u>に期待される活動内容は、次のとおりである。             <table border="1" data-bbox="316 1559 1449 1608"> <tr><td>[略]</td></tr> </table> </li> </ul>	ア <u>防災ボランティア</u> 活動の内容	イ <u>防災ボランティア</u> 活動の時期及び活動区域	ウ <u>防災ボランティア</u> 活動のリーダー等の氏名	エ <u>防災ボランティア</u> 活動の拠点及び宿泊施設（場所）	オ～キ [略]	[略]
ア <u>防災ボランティア</u> 活動の内容							
イ <u>防災ボランティア</u> 活動の時期及び活動区域							
ウ <u>防災ボランティア</u> 活動のリーダー等の氏名							
エ <u>防災ボランティア</u> 活動の拠点及び宿泊施設（場所）							
オ～キ [略]							
[略]							
修正理由	防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「 <u>防災ボランティア</u> 」に修正						

頁	現 計 画	修 正 案																															
1-3-104	<p>第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="280 434 842 528"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="280 573 842 936"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td rowspan="2">地域福祉課</td> <td rowspan="2">福祉班</td> <td>1 義援物資及び義援金の受付情報の周知</td> </tr> <tr> <td>2 義援物資及び義援金の配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 義援金</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 配分</p> <p>○ 受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、<u>決定する。</u></p>	実施機関	担 当 業 務	[略]		部	課	地方支部班	担当業務	保健福祉部	地域福祉課	福祉班	1 義援物資及び義援金の受付情報の周知	2 義援物資及び義援金の配分	<p>第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="882 434 1444 528"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="882 573 1444 936"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>保健福祉企画室</td> <td>福祉班</td> <td>義援金の受付及び配分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工労働観光部</td> <td>商工企画室</td> <td rowspan="2">総務班</td> <td>義援物資の配分</td> </tr> <tr> <td>企業立地推進課</td> <td>義援物資の受入れ</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 義援金</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 配分</p> <p>○ 受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、<u>決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。</u></p>	実施機関	担 当 業 務	[略]		部	課等	地方支部班	担当業務	保健福祉部	保健福祉企画室	福祉班	義援金の受付及び配分	商工労働観光部	商工企画室	総務班	義援物資の配分	企業立地推進課	義援物資の受入れ
実施機関	担 当 業 務																																
[略]																																	
部	課	地方支部班	担当業務																														
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	1 義援物資及び義援金の受付情報の周知																														
			2 義援物資及び義援金の配分																														
実施機関	担 当 業 務																																
[略]																																	
部	課等	地方支部班	担当業務																														
保健福祉部	保健福祉企画室	福祉班	義援金の受付及び配分																														
	商工労働観光部	商工企画室	総務班	義援物資の配分																													
企業立地推進課		義援物資の受入れ																															
1-3-105	<p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 義援金</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 配分</p> <p>○ 受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、<u>決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。</u></p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 義援金</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 配分</p> <p>○ 受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、<u>決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。</u></p>																															
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、あらかじめ義援金の配分方法を決定しておくなど迅速な配分に努めることについて追加</p> <p>2 岩手県災害対策本部規程の一部改正（平成24年4月1日）に伴う所要の整理</p>																																

ページ調整（余白）

頁	現 計 画																						
<p>1-3-110</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。</p> <p>3 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>1-3-112 第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>1-3-113</p> <table border="1" data-bbox="352 972 1445 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害の種類</th> <th colspan="2">種類及び内容</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>鐘音</th> <th>サイレン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波注意</td> <td rowspan="3">[略]</td> <td rowspan="3">予報警報標識規程に基づく、津波注意、津波、大津波予報標識をもって避難信号とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大津波</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>1-3-116 4 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難所収容の対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="325 1565 1445 1659"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類	種類及び内容		備考	鐘音	サイレン	[略]				津波	津波注意	[略]	予報警報標識規程に基づく、津波注意、津波、大津波予報標識をもって避難信号とする。		津波		大津波	区分	対象者	[略]		<p>第15節 避難・救出計画</p>
災害の種類		種類及び内容			備考																		
	鐘音	サイレン																					
[略]																							
津波	津波注意	[略]	予報警報標識規程に基づく、津波注意、津波、大津波予報標識をもって避難信号とする。																				
	津波																						
	大津波																						
区分	対象者																						
[略]																							
<p>修正理由</p>																							

頁	修正案																		
1-3-110	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。</u></p> <p>3 [略]</p> <p><b>第2 [略]</b></p>																		
1-3-112	<p><b>第3 実施要領</b></p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ [略]</p>																		
1-3-113	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">災害の種類</th> <th colspan="2" style="width: 60%;">種類及び内容</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">備考</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">鐘音</th> <th style="width: 20%;">サイレン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波注意報</td> <td rowspan="3">[略]</td> <td rowspan="3">予報警報標識規則に基づく、津波注意報、津波警報標識をもって避難信号とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波警報</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大津波警報</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	災害の種類	種類及び内容		備考	鐘音	サイレン	[略]				津波	津波注意報	[略]	予報警報標識規則に基づく、津波注意報、津波警報標識をもって避難信号とする。		津波警報		大津波警報
災害の種類	種類及び内容		備考																
	鐘音	サイレン																	
[略]																			
津波	津波注意報	[略]	予報警報標識規則に基づく、津波注意報、津波警報標識をもって避難信号とする。																
	津波警報																		
	大津波警報																		
1-3-116	<p><b>4 避難所の設置、運営</b></p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難所収容の対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ <u>市町村本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。</u></p>	区分	対象者	[略]															
区分	対象者																		
[略]																			
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、災害発生当初における救出救助活動への人的資源等の優先配分について追加</p> <p>2 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、避難所のライフラインの回復に時間を要する場合等の対応について追加</p> <p>3 予報警報標識規則に基づく所要の整理</p>																		

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-116</p> <p>1-3-117</p>	<p>(2) 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。</li> <li>○ 市町村本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、<u>安否情報及び食料、生活必需品等の配給等に関する情報を提供する。</u></li> <li>○ 市町村本部長は、<u>避難者数、ボランティア数、物資の種類及び数量等</u>について偏ることのないよう、調整を行う。</li> <li>○ 市町村本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア <u>避難者、住民組織、支援ボランティア等</u>の連携による、被災者の自治組織の育成 イ～カ [略]</li> <li>キ <u>可能な限りのプライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮</u></li> <li>ク [略]</li> </ul> </li> <li>○ [略]</li> <li>○ 市町村本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう<u>学校長及び避難者の自治組織等</u>と協議を行い、必要な調整を行う。</li> </ul> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>5 [略]</p>	<p>(2) 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。<u>この場合において、市町村本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回等を実施するなど、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</u></li> <li>○ 市町村本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、<u>安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</u></li> <li>○ 市町村本部長は、<u>避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等</u>について偏ることのないよう、調整を行う。</li> <li>○ 市町村本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア <u>避難者、住民組織、防災ボランティア等</u>の連携による、被災者の自治組織の育成 イ～カ [略]</li> <li>キ <u>可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮</u></li> <li>ク [略]</li> </ul> </li> <li>○ [略]</li> <li>○ 市町村本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう<u>校長及び避難者の自治組織等</u>と協議を行い、必要な調整を行う。</li> </ul> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>5 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、避難所の状況把握について追加及び「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</li> <li>2 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、避難者等に提供する情報の種類及び情報提供に当たって活用する媒体への配慮について追加</li> <li>3 所要の整理</li> </ol>	



頁	現 計 画	修 正 案
1-3-117	<p><b>6 避難所以外の在宅避難者に対する支援</b></p> <p>(1) 在宅避難者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村本部長は、自宅その他の避難所 <u>以外場所</u>にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。</li> </ul> <p>(2) 在宅避難者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 市町村本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</li> </ul>	<p><b>6 避難所以外の在宅避難者に対する支援</b></p> <p>(1) 在宅避難者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村本部長は、自宅その他の避難所 <u>以外の場所</u>にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。</li> <li>○ <u>民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の安否等の確認に努め、把握した情報を市町村本部長に提供する。</u></li> </ul> <p>(2) 在宅避難者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 市町村本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施、<u>被災者生活支援に関する情報提供等</u>必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</li> <li>○ <u>在宅避難者に対する広報や情報提供は、在宅避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</u></li> </ul>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、避難者等に提供する情報の種類及び情報提供に当たって活用する媒体への配慮について追加</p> <p>2 所要の整理</p>	

頁	現 計 画
1-3-118	
修正 理由	

頁	修正案											
1-3-118	<p><b>7 広域一時滞在</b></p> <p><b>(1) 県内広域一時滞在</b></p> <p>○ <u>災害の規模、避難者の収容状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受け入れを協議する。</u></p> <p>○ <u>協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。</u></p> <p>○ <u>協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。</u></p> <p>○ <u>協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。</u></p> <p>○ <u>協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。</u></p> <p><u>[法令に基づく報告又は通知義務]</u></p> <table border="1" data-bbox="331 1016 1449 1650"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 1016 517 1106">報告又は通知義務者</th> <th data-bbox="517 1016 697 1106">報告又は通知の時期</th> <th data-bbox="697 1016 1251 1106">報告又は通知先</th> <th data-bbox="1251 1016 1444 1106">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 1106 517 1650" rowspan="2">協議元市町村本部長</td> <td data-bbox="517 1106 697 1292"><u>県内広域一時滞在の協議をしようとするとき</u></td> <td data-bbox="697 1106 1251 1292">県本部長</td> <td data-bbox="1251 1106 1444 1292"><u>災害対策基本法第86条の2第2項</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1292 697 1650"><u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u></td> <td data-bbox="697 1292 1251 1650">                     1 公示                      2 <u>協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>                      3 県本部長                 </td> <td data-bbox="1251 1292 1444 1650"><u>災害対策基本法第86条の2第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項</u></td> </tr> </tbody> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	協議元市町村本部長	<u>県内広域一時滞在の協議をしようとするとき</u>	県本部長	<u>災害対策基本法第86条の2第2項</u>	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	1 公示 2 <u>協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u> 3 県本部長	<u>災害対策基本法第86条の2第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項</u>
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令									
協議元市町村本部長	<u>県内広域一時滞在の協議をしようとするとき</u>	県本部長	<u>災害対策基本法第86条の2第2項</u>									
	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	1 公示 2 <u>協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u> 3 県本部長	<u>災害対策基本法第86条の2第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項</u>									
修正理由	防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、広域一時滞在に関する規定を追加											

頁	現 計 画
1-3-118	
修正 理由	

頁	修 正 案				
1-3-118		<u>県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき</u>	1 <u>協議先市町村長</u> 2 <u>協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u> 3 <u>公示</u> 4 <u>県本部長</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 2 第 7 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 2 項</u>	
	<u>協議先市町村長</u>	<u>受入施設を決定したとき</u>	<u>受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 2 第 4 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 1 項</u>	
			<u>協議元市町村本部長</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 2 第 5 項</u>	
		<u>県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u>	<u>受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 2 第 8 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 1 項</u>	
〔県本部の担当〕					
		部	課	地方支部班	担当業務
		政策地域部	地域振興室	総務班	県内広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
		保健福祉部	保健福祉企画室	福祉班	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理
(2) 県外広域一時滞在					
<p>○ <u>県外広域一時滞在の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。</u></p>					
修正理由	防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、広域一時滞在に関する規定を追加				

頁	現 計 画
1-3-118	
修正 理由	

頁	修正案																								
1-3-118	<p>○ <u>県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。</u></p> <p>○ <u>県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。</u></p> <p><u>[法令に基づく報告又は通知義務]</u></p> <table border="1" data-bbox="331 566 1449 1968"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 566 517 656">報告又は通知義務者</th> <th data-bbox="517 566 697 656">報告又は通知の時期</th> <th data-bbox="697 566 1246 656">報告又は通知先</th> <th data-bbox="1246 566 1444 656">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 656 517 1292">県本部長</td> <td data-bbox="517 656 697 840"><u>県外広域一時滞在の協議をしようとするとき</u></td> <td data-bbox="697 656 1246 840"><u>内閣総理大臣</u></td> <td data-bbox="1246 656 1444 840"><u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 3 項</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 840 517 1023"></td> <td data-bbox="517 840 697 1023"><u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u></td> <td data-bbox="697 840 1246 1023">1 <u>協議元市町村本部長</u> 2 <u>内閣総理大臣</u></td> <td data-bbox="1246 840 1444 1023"><u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 9 項</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1023 517 1292"></td> <td data-bbox="517 1023 697 1292"><u>県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき</u></td> <td data-bbox="697 1023 1246 1292">1 <u>協議先都道府県知事</u> 2 <u>内閣総理大臣</u></td> <td data-bbox="1246 1023 1444 1292"><u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 12 項</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1292 517 1610">協議元市町村本部長</td> <td data-bbox="517 1292 697 1610"><u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u></td> <td data-bbox="697 1292 1246 1610">1 <u>公示</u> 2 <u>協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u></td> <td data-bbox="1246 1292 1444 1610"><u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 10 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1610 517 1968"></td> <td data-bbox="517 1610 697 1968"><u>県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき</u></td> <td data-bbox="697 1610 1246 1968">1 <u>県本部長</u> 2 <u>公示</u> 3 <u>協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u></td> <td data-bbox="1246 1610 1444 1968"><u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 11 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項</u></td> </tr> </tbody> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	県本部長	<u>県外広域一時滞在の協議をしようとするとき</u>	<u>内閣総理大臣</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 3 項</u>		<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	1 <u>協議元市町村本部長</u> 2 <u>内閣総理大臣</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 9 項</u>		<u>県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき</u>	1 <u>協議先都道府県知事</u> 2 <u>内閣総理大臣</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 12 項</u>	協議元市町村本部長	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	1 <u>公示</u> 2 <u>協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 10 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項</u>		<u>県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき</u>	1 <u>県本部長</u> 2 <u>公示</u> 3 <u>協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 11 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項</u>
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令																						
県本部長	<u>県外広域一時滞在の協議をしようとするとき</u>	<u>内閣総理大臣</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 3 項</u>																						
	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	1 <u>協議元市町村本部長</u> 2 <u>内閣総理大臣</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 9 項</u>																						
	<u>県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき</u>	1 <u>協議先都道府県知事</u> 2 <u>内閣総理大臣</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 12 項</u>																						
協議元市町村本部長	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	1 <u>公示</u> 2 <u>協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 10 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項</u>																						
	<u>県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき</u>	1 <u>県本部長</u> 2 <u>公示</u> 3 <u>協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第 86 条の 3 第 11 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項</u>																						
修正理由	防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、広域一時滞在に関する規定を追加																								

頁	現 計 画
1-3-118	
修正 理由	



頁	修正案																												
1-3-118	<p data-bbox="331 215 523 246">〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="331 250 1452 528"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 257 518 304">部</th> <th data-bbox="518 257 700 304">課</th> <th data-bbox="700 257 882 304">地方支部班</th> <th data-bbox="882 257 1447 304">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 304 518 389">政策地域部</td> <td data-bbox="518 304 700 389">地域振興室</td> <td data-bbox="700 304 882 389">総務班</td> <td data-bbox="882 304 1447 389">県外広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 389 518 521">保健福祉部</td> <td data-bbox="518 389 700 521">保健福祉企画室</td> <td data-bbox="700 389 882 521">保健福祉班</td> <td data-bbox="882 389 1447 521">                     1 協議元市町村本部長との協議等                      2 協議先都道府県知事との協議等                      3 内閣総理大臣への報告                 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="311 535 657 566">(3) 他都道府県広域一時滞在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="325 580 1452 745">○ 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。</li> <li data-bbox="325 759 1452 837">○ 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。</li> <li data-bbox="325 851 995 882">○ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。</li> <li data-bbox="325 896 1182 927">○ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。</li> </ul> <p data-bbox="331 938 735 969">〔法令に基づく報告又は通知義務〕</p> <table border="1" data-bbox="331 974 1452 1926"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 981 518 1066">報告又は通知義務者</th> <th data-bbox="518 981 700 1066">報告又は通知の時期</th> <th data-bbox="700 981 1246 1066">報告又は通知先</th> <th data-bbox="1246 981 1447 1066">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 1066 518 1249">県本部長</td> <td data-bbox="518 1066 700 1249">受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="700 1066 1246 1249">協議元都道府県知事</td> <td data-bbox="1246 1066 1447 1249">災害対策基本法第86条の3第8項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1249 518 1565"></td> <td data-bbox="518 1249 700 1565">他の都道府県からの広域一時滞必要なくなった旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="700 1249 1246 1565">協議先市町村長</td> <td data-bbox="1246 1249 1447 1565">災害対策基本法第86条の3第13項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1565 518 1919">協議先市町村長</td> <td data-bbox="518 1565 700 1919">受入施設を決定したとき</td> <td data-bbox="700 1565 1246 1919">受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td data-bbox="1246 1565 1447 1919">災害対策基本法第86条の3第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	政策地域部	地域振興室	総務班	県外広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等	保健福祉部	保健福祉企画室	保健福祉班	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の3第8項		他の都道府県からの広域一時滞必要なくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の3第13項	協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の3第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
部	課	地方支部班	担当業務																										
政策地域部	地域振興室	総務班	県外広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等																										
保健福祉部	保健福祉企画室	保健福祉班	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告																										
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令																										
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の3第8項																										
	他の都道府県からの広域一時滞必要なくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の3第13項																										
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の3第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項																										
修正理由	防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、広域一時滞在に関する規定を追加																												

頁	現 計 画
1-3-118	<p data-bbox="293 1245 400 1283"><u>7</u> [略]</p>
修正理由	

頁	修正案															
1-3-118			県本部長	災害対策基本法第86条の3第7項												
		他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の3第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項												
〔県本部の担当〕																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="333 826 515 871">部</th> <th data-bbox="515 826 699 871">課</th> <th data-bbox="699 826 882 871">地方支部班</th> <th data-bbox="882 826 1453 871">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="333 871 515 965">政策地域部</td> <td data-bbox="515 871 699 965">地域振興室</td> <td data-bbox="699 871 882 965">総務班</td> <td data-bbox="882 871 1453 965">他都道府県からの広域一時滞在に係る輸送手段の確保への支援等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 965 515 1050">保健福祉部</td> <td data-bbox="515 965 699 1050">保健福祉企画室</td> <td data-bbox="699 965 882 1050">保健福祉班</td> <td data-bbox="882 965 1453 1050">協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等</td> </tr> </tbody> </table>					部	課	地方支部班	担当業務	政策地域部	地域振興室	総務班	他都道府県からの広域一時滞在に係る輸送手段の確保への支援等	保健福祉部	保健福祉企画室	保健福祉班	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等
部	課	地方支部班	担当業務													
政策地域部	地域振興室	総務班	他都道府県からの広域一時滞在に係る輸送手段の確保への支援等													
保健福祉部	保健福祉企画室	保健福祉班	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等													
(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制																
○ 県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。																
8 〔略〕																
修正理由	防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、広域一時滞在に関する規定を追加															

頁	現 計 画								
1-3-119	<p style="text-align: center;">第 16 節 医療・保健計画</p> <p><b>第 1 基本方針</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p><b>第 2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" data-bbox="296 658 1445 934"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 658 764 707">実施機関</th> <th data-bbox="764 658 1445 707">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 707 764 750">[略]</td> <td data-bbox="764 707 1445 750"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 750 764 887">(社)岩手県医師会</td> <td data-bbox="764 750 1445 887">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 887 764 934">[略]</td> <td data-bbox="764 887 1445 934"></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担 当 業 務	[略]		(社)岩手県医師会	[略]	[略]	
実施機関	担 当 業 務								
[略]									
(社)岩手県医師会	[略]								
[略]									
修正理由									

頁	修正案										
1-3-119	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" data-bbox="296 658 1445 936"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 658 764 707">実施機関</th> <th data-bbox="764 658 1445 707">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 707 764 757">[略]</td> <td data-bbox="764 707 1445 757"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 757 764 797">(社)岩手県医師会</td> <td data-bbox="764 757 1445 797">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 797 764 889">(社)岩手県歯科医師会</td> <td data-bbox="764 797 1445 889"><u>歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 889 764 936">[略]</td> <td data-bbox="764 889 1445 936"></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		(社)岩手県医師会	[略]	(社)岩手県歯科医師会	<u>歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣</u>	[略]	
実施機関	担当業務										
[略]											
(社)岩手県医師会	[略]										
(社)岩手県歯科医師会	<u>歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣</u>										
[略]											
修正理由	<p>1 第2章・第5節の2（災害医療体制整備計画）の新設に伴う所要の整理</p> <p>2 (社)岩手県歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定の締結に伴う所要の整理</p>										

頁	現 計 画			
1-3-120	〔県本部の担当〕			
	部	課	地方支部班	担当業務
	〔略〕			
	保健福祉部	医療推進課	保健環境班	1 岩手DMATの派遣 2 国立病院医療救護班、県済生会医療救護班及び県医師会医療救護班の派遣要請 3 他の都道府県に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班の派遣要請 4 医療活動の統括調整（統括DMATとの連携及び防災関係機関との調整を含む。）
		健康国保課		〔略〕
		地域福祉課	福祉班	1 災害救助法に基づく医療及び助産の実施 2 〔略〕
		障がい保健福祉課	保健環境班	〔略〕
	〔略〕			
		医療部	管理課	〔略〕
	修正理由			

頁	修正案			
1-3-120	〔県本部の担当〕			
	部	課	地方支部班	担当業務
	〔略〕			
	保健福祉部			
		健康国保課	保健環境班	〔略〕
		地域福祉課	福祉班	1 災害救助法による医療及び助産の実施に係る費用支弁等の総括 2 〔略〕
		障がい保健福祉課	保健環境班	〔略〕
		医療政策室		1 岩手DMATの派遣 2 国立病院医療救護班、県済生会医療救護班及び県医師会医療救護班並びに県歯科医師会歯科医療救護班の派遣要請 3 他の都道府県に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班の派遣要請 4 医療活動の統括調整（統括DMATとの連携及び防災関係機関との調整を含む。）
	〔略〕			
	医療部	経営管理課	〔略〕	
修正理由	（社）岩手県歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定の締結等に伴う所要の整理（県組織の改編に伴う改正部分は平成25年4月1日から適用）			

頁	現 計 画																				
1-3-120	<p><b>第3 初動医療体制</b></p> <p><b>1 岩手DMATの派遣等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="311 387 1445 712"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">県</td> <td>県立中央病院</td> <td>2チーム</td> <td rowspan="5">                     医師 1名以上                      看護師 1名以上                      業務調整員 1名                      計 5名                 </td> </tr> <tr> <td>県立中部病院</td> <td>1チーム</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立磐井病院</td> <td>1チーム</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">〔指定病院連絡先一覧 資料編3-16-1〕</p>	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	県	県立中央病院	2チーム	医師 1名以上 看護師 1名以上 業務調整員 1名 計 5名	県立中部病院	1チーム	[略]		県立磐井病院	1チーム	[略]		[略]			
区分	指定病院	DMAT数	編成基準																		
県	県立中央病院	2チーム	医師 1名以上 看護師 1名以上 業務調整員 1名 計 5名																		
	県立中部病院	1チーム																			
	[略]																				
	県立磐井病院	1チーム																			
	[略]																				
[略]																					
1-2-121	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岩手DMATは、県本部長が指定する場所（以下、本節中「災害拠点病院」という。）に参集し、当該参集拠点病院に設置される岩手DMAT活動現地本部（以下、本節中「<u>現地本部</u>」という。）の統括責任者である統括DMATの指揮に従い、活動する。</li> <li>○ 県本部長は、総合調整所において統括DMAT及び防災関係機関と連携並びに連絡調整を図り、<u>現地本部</u>に対し必要な指示を行う。</li> </ul> <p><b>2 医療救護班の編成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 災害時における<u>医療</u>、助産の救助を実施するため、各医療機関は、次の区分により、あらかじめ、「医療救護班」を編成する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔医療救護班編成表 資料編3-16-4〕</p> <table border="1" data-bbox="311 1207 1445 1393"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>班名</th> <th>医療救護班数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>県立病院班</td> <td>22班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <p><b>3 [略]</b></p>	医療機関名	班名	医療救護班数	編成基準	[略]			[略]	県	県立病院班	22班	[略]								
医療機関名	班名	医療救護班数	編成基準																		
[略]			[略]																		
県	県立病院班	22班																			
[略]																					
1-3-122	<p><b>4 岩手DMAT及び医療救護班の活動</b></p> <p><b>(1) 岩手DMAT及び医療救護班の活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 岩手DMATは、おおむね次の業務を行う。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア <u>傷病者の治療優先度の評価（トリアージ）</u></li> <li>イ <u>傷病者の救命処置</u></li> <li>ウ <u>後方医療施設への傷病者の搬送の統括及び実施</u></li> </ul> </li> </ul>																				
修正理由																					



頁	修正案																				
1-3-120	<p><b>第3 初動医療体制</b></p> <p><b>1 岩手DMATの派遣等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="311 387 1445 712"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">県</td> <td>県立中央病院</td> <td>3チーム</td> <td rowspan="5">                     医師 1名以上                      看護師 2名                      業務調整員 1名                      計 4名                 </td> </tr> <tr> <td>県立中部病院</td> <td>2チーム</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立磐井病院</td> <td>2チーム</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">〔指定病院連絡先一覧 資料編3-16-1〕</p>	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	県	県立中央病院	3チーム	医師 1名以上 看護師 2名 業務調整員 1名 計 4名	県立中部病院	2チーム	[略]		県立磐井病院	2チーム	[略]		[略]			
区分	指定病院	DMAT数	編成基準																		
県	県立中央病院	3チーム	医師 1名以上 看護師 2名 業務調整員 1名 計 4名																		
	県立中部病院	2チーム																			
	[略]																				
	県立磐井病院	2チーム																			
	[略]																				
[略]																					
1-2-121	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岩手DMATは、県本部長が指定する場所（以下、本節中「災害拠点病院」という。）に参集し、当該参集拠点病院に設置される岩手DMAT活動拠点本部（以下、本節中「拠点本部」という。）の統括責任者である統括DMATの指揮に従い、活動する。</li> <li>○ 県本部長は、総合調整所において統括DMAT及び防災関係機関と連携並びに連絡調整を図り、拠点本部に対し必要な指示を行う。</li> </ul> <p><b>2 医療救護班・歯科医療救護班の編成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 災害時における医療（歯科医療を除く。）、助産の救助を実施するため、各医療機関は、次の区分により、あらかじめ、「医療救護班」を編成する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔医療救護班編成表 資料編3-16-4〕</p> <table border="1" data-bbox="311 1207 1445 1393"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>班名</th> <th>医療救護班数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>県立病院班</td> <td>21班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、あらかじめ、(社)岩手県歯科医師会は、「<u>歯科医療救護班</u>」を編成する。</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p><b>3 [略]</b></p>	医療機関名	班名	医療救護班数	編成基準	[略]			[略]	県	県立病院班	21班	[略]								
医療機関名	班名	医療救護班数	編成基準																		
[略]			[略]																		
県	県立病院班	21班																			
[略]																					
1-3-122	<p><b>4 岩手DMAT及び医療救護班の活動</b></p> <p><b>(1) 岩手DMAT及び医療救護班の活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 岩手DMATは、おおむね次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア <u>現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ及び応急的な医療（現場活動）</u></li> <li>イ <u>被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援</u></li> <li>ウ <u>被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療（航空搬送拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（SCU）」という。）におけるものを含む。）（搬送）</u></li> </ul> </li> </ul>																				
修正理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本DMAT活動要領の一部改正に伴う修正</li> <li>2 (社)岩手県歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定の締結に伴う所要の整理</li> </ol>																				

頁	現 計 画
1-3-122	<p>エ <u>広域搬送医療拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（SCU）」という。）の運営</u></p> <p>オ <u>広域医療搬送の際に必要な観察及び処置</u></p> <p>カ <u>被災した病院の医療支援</u></p> <p>○ 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、搜索班、現地災害対策本部及び防災関係機関と密接な連携を図りながら、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。</p> <p>○ 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、<u>関係機関</u>と連携を図る。</p> <p>○ 岩手DAMTは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとする。</p> <p><b>(2) 医療救護班の活動</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 地方支部保健環境班長は、市町村本部長、関係郡市医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について<u>調整</u>を行う。</p> <p style="text-align: right;">[災害時の医療救護に関する協定書 資料編 3-16-5] [災害時の医療救護活動に関する協定 資料編 3-16-6]</p> <p><b>5 医薬品及び医療資機材の調達</b></p> <p>○ <u>市町村本部長及び県本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMA T及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。</u></p> <p>○ 医薬品等は、岩手DMA Tが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。</p>
修正理由	

頁	修正案
1-3-122	<p>エ <u>県災害対策本部内に設置するDMAT県調整本部等における被災地域内のDMATに対する指揮、防災関係機関との調整等（本部活動）</u></p> <p>オ <u>DMAT県調整本部等における統括DMATの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック）</u></p> <p>※ <u>ステージングケアユニット（SCU）とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時的医療施設をいう。</u></p> <p>○ <u>災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、捜索班、現地災害対策本部、消防・自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図りながら、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。</u></p> <p>○ <u>後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、消防・自衛隊等の防災関係機関と連携を図る。</u></p> <p>○ <u>岩手DMATは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。</u></p> <p><b>(2) 医療救護班の活動</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>地方支部保健環境班長は、市町村本部長、関係郡市医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。</u></p> <p>※ <u>災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。</u></p> <p style="text-align: right;">[災害時の医療救護に関する協定書 資料編3-16-5] [災害時の医療救護活動に関する協定 資料編3-16-6]</p> <p><b>(3) 歯科医療救護班の活動</b></p> <p>○ <u>歯科医療救護班は、原則として、救護所において歯科医療活動を行う。</u></p> <p>○ <u>歯科医療救護班は、次の業務を行う。</u></p> <p>ア <u>歯科医療を要する傷病者に対する応急措置</u></p> <p>イ <u>歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定</u></p> <p>ウ <u>その他必要とされる措置</u></p> <p style="text-align: right;">[災害時の歯科医療救護に関する協定書 資料編3-16-6の2]</p> <p><b>5 医薬品及び医療資機材の調達</b></p> <p>○ <u>医薬品等は、岩手DMATが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。</u></p>
修正理由	<p>1 日本DMAT活動要領の一部改正に伴う修正</p> <p>2 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、岩手DMAT活動終了時の引継について追加</p> <p>3 災害医療コーディネート体制の整備に伴う修正</p> <p>4 （社）岩手県歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定の締結に伴う所要の整理</p> <p>5 第2章・第5節の2（災害医療体制整備計画）の新設に伴う所要の整理</p>

頁	現 計 画									
1-3-122	○ [略]									
1-2-123	<p>6 広域災害・救急医療情報システムの整備</p> <p>○ 県本部長は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、コンピュータ等を利用した情報収集及び連絡体制の整備に努める。</p> <p>○ 関係機関は、県広域災害・救急医療情報システムにより、次の内容の情報の収集及び提供を行う。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>○ [略]</p>									
	<p>第4 後方医療体制</p> <p>1 後方医療体制の確保</p> <p>(1) 災害拠点病院の指定</p> <p>○ 県本部長は、災害による水道、電気、ガス等のライフラインの機能停止、医療施設の被災による機能低下等に対応するため、後方医療機関の中核として、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院をあらかじめ指定する。</p> <p>○ 県本部長は、災害拠点病院に必要な施設、設備等の整備に努める。</p>									
	<p>ア 機能</p> <p>① 救命医療を行うための高度診療機能</p> <p>② 被災地からの重症傷病者の受入れ機能</p> <p>③ 傷病者の広域後方搬送への対応機能</p> <p>④ 岩手DMA T及び医療救護班の派遣機能</p> <p>⑤ 地域医療機関への応急用資機材の貸出し機能</p> <p>⑥ 災害医療の研修機能（基幹災害拠点病院のみ）</p>									
1-3-124	<p>イ 必要な施設・設備等の整備基準</p> <p>○ 災害拠点病院としての機能を確保するため、次の施設、設備について、計画的に整備を図る。</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 1375 427 1424"></th> <th data-bbox="427 1375 940 1424">施 設</th> <th data-bbox="940 1375 1452 1424">設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 1424 427 1785">医 療</td> <td data-bbox="427 1424 940 1785"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟（病室、ICU等）、診療棟（検査、レントゲン、手術等）</li> <li>・多発患者に対応可能なスペース</li> <li>・診療に必要な施設が耐震構造</li> <li>・簡易ベッド等の備蓄スペース</li> <li>・電気等のライフラインの維持機能</li> <li>・災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ）</li> </ul> </td> <td data-bbox="940 1424 1452 1785"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域災害・救急医療情報システムの端末</li> <li>・多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備</li> <li>・患者多数発生時用の簡易ベッド</li> <li>・被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1785 427 1874">搬 送</td> <td data-bbox="427 1785 940 1874"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。）</li> </ul> </td> <td data-bbox="940 1785 1452 1874"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手DMA T及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		施 設	設 備	医 療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟（病室、ICU等）、診療棟（検査、レントゲン、手術等）</li> <li>・多発患者に対応可能なスペース</li> <li>・診療に必要な施設が耐震構造</li> <li>・簡易ベッド等の備蓄スペース</li> <li>・電気等のライフラインの維持機能</li> <li>・災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域災害・救急医療情報システムの端末</li> <li>・多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備</li> <li>・患者多数発生時用の簡易ベッド</li> <li>・被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機等</li> </ul>	搬 送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手DMA T及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両</li> </ul>
	施 設	設 備								
医 療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟（病室、ICU等）、診療棟（検査、レントゲン、手術等）</li> <li>・多発患者に対応可能なスペース</li> <li>・診療に必要な施設が耐震構造</li> <li>・簡易ベッド等の備蓄スペース</li> <li>・電気等のライフラインの維持機能</li> <li>・災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域災害・救急医療情報システムの端末</li> <li>・多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備</li> <li>・患者多数発生時用の簡易ベッド</li> <li>・被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機等</li> </ul>								
搬 送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手DMA T及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両</li> </ul>								
修正理由										



頁	現 計 画																									
1-3-124	<p><b>基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の指定状況</b></p> <table border="1" data-bbox="357 250 1289 763"> <thead> <tr> <th data-bbox="357 250 432 295"></th> <th data-bbox="432 250 727 295">区 分</th> <th data-bbox="727 250 1289 295">病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="357 295 432 340"></td> <td data-bbox="432 295 727 340">基幹災害拠点病院</td> <td data-bbox="727 295 1289 340">盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 340 432 385" rowspan="9">地 域 災 害 拠 点 病 院</td> <td data-bbox="432 340 727 385">盛岡保健医療圏</td> <td data-bbox="727 340 1289 385">県立中央病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 385 727 430">岩手中部保健医療圏</td> <td data-bbox="727 385 1289 430">県立中部病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 430 727 474">胆江保健医療圏</td> <td data-bbox="727 430 1289 474">県立胆沢病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 474 727 519">両磐保健医療圏</td> <td data-bbox="727 474 1289 519">県立磐井病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 519 727 564">気仙保健医療圏</td> <td data-bbox="727 519 1289 564">県立大船渡病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 564 727 609">釜石保健医療圏</td> <td data-bbox="727 564 1289 609">県立釜石病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 609 727 654">宮古保健医療圏</td> <td data-bbox="727 609 1289 654">県立宮古病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 654 727 698">久慈保健医療圏</td> <td data-bbox="727 654 1289 698">県立久慈病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 698 727 763">二戸保健医療圏</td> <td data-bbox="727 698 1289 763">県立二戸病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※は、主として研修機能を担うものとする。</p> <p>(2) <b>医療機関の防災能力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>医療機関は、災害時においても、医療施設の機能を維持し、空床の利用や収容能力の臨時拡大等により、傷病者の収容を行うよう努める。</u></li> <li>○ <u>医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。</u></li> <li>○ <u>医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。</u></li> </ul>		区 分	病院名		基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※	地 域 災 害 拠 点 病 院	盛岡保健医療圏	県立中央病院	岩手中部保健医療圏	県立中部病院	胆江保健医療圏	県立胆沢病院	両磐保健医療圏	県立磐井病院	気仙保健医療圏	県立大船渡病院	釜石保健医療圏	県立釜石病院	宮古保健医療圏	県立宮古病院	久慈保健医療圏	県立久慈病院	二戸保健医療圏	県立二戸病院
	区 分	病院名																								
	基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※																								
地 域 災 害 拠 点 病 院	盛岡保健医療圏	県立中央病院																								
	岩手中部保健医療圏	県立中部病院																								
	胆江保健医療圏	県立胆沢病院																								
	両磐保健医療圏	県立磐井病院																								
	気仙保健医療圏	県立大船渡病院																								
	釜石保健医療圏	県立釜石病院																								
	宮古保健医療圏	県立宮古病院																								
	久慈保健医療圏	県立久慈病院																								
	二戸保健医療圏	県立二戸病院																								
1-3-125	<p><b>2 後方医療活動</b></p> <p>(1) <b>災害拠点病院の活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 被災地内の災害拠点病院は、<u>参集拠点病院に指定された場合には、現地本部の設置及び岩手DMATの受入れに協力するものとする。</u></li> <li>○ <u>参集拠点病院に指定された災害拠点病院は、現地本部と連携しながら、被災地の医療活動を統括調整する。</u></li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>(2) <b>災害拠点病院以外の医療機関の活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul>																									
1-3-126	<p><b>第5 傷病者の搬送体制</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 <b>傷病者の搬送体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <p>※ <u>ステージングケアユニット（SCU）とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時的医療施設をいう。</u></p>																									
修正理由																										

頁	修正案
1-3-124	
1-3-125	<p><b>1 災害拠点病院の活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 被災地内の災害拠点病院は、参集拠点病院に指定された場合には、<u>現地本部</u>の設置及び岩手DMATの受入りに協力するものとする。</li> <li>○ 参集拠点病院に指定された災害拠点病院は、<u>現地本部</u>と連携しながら、被災地の医療活動を統括調整する。</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p><b>2 災害拠点病院以外の医療機関の活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul>
1-3-126	<p><b>第5 傷病者の搬送体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 [略]</li> <li>2 傷病者の搬送体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> </li> </ul>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 第2章・第5節の2（災害医療体制整備計画）の新設に伴う所要の整理</li> <li>2 日本DMAT活動要領の一部改正に伴う修正</li> </ul>

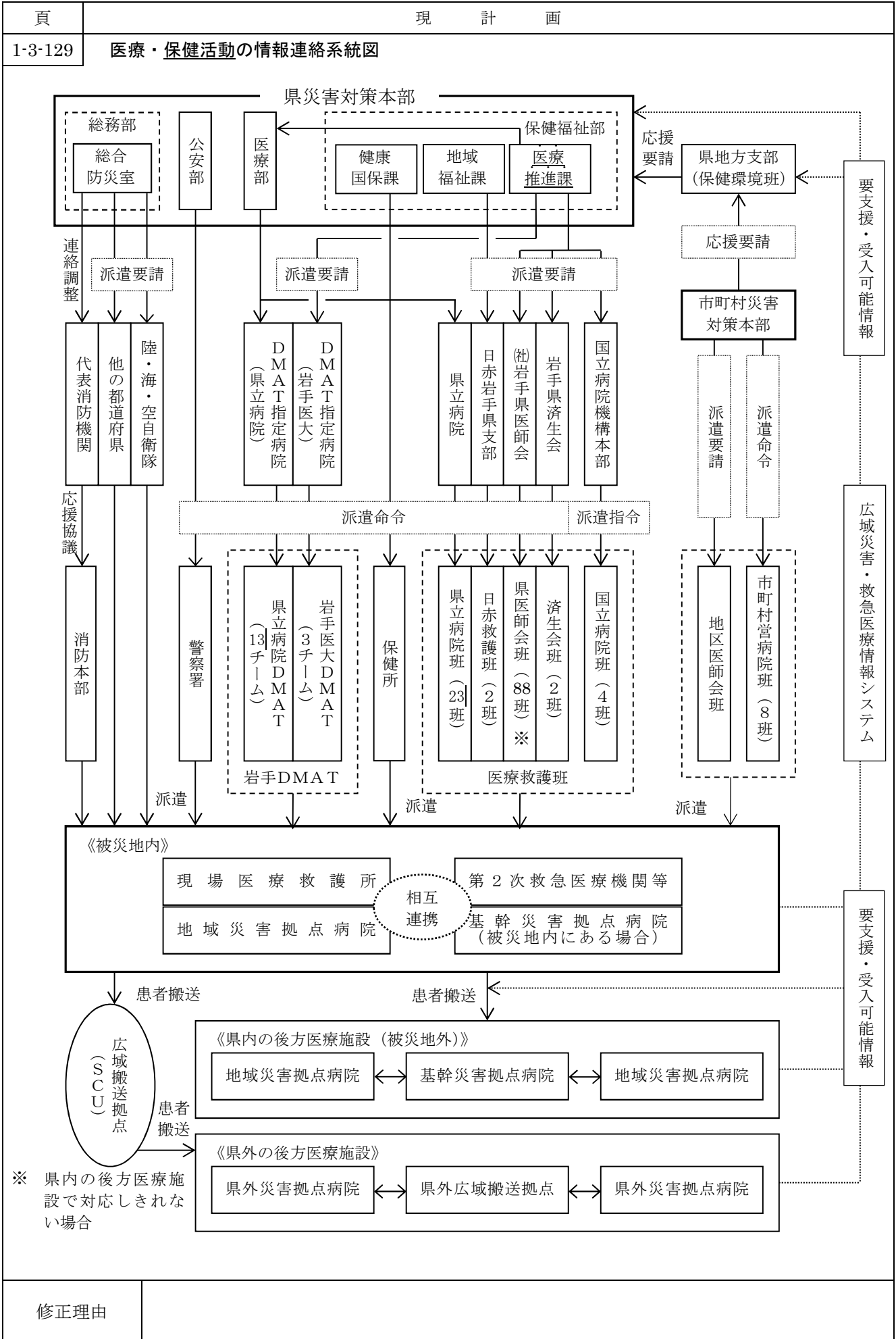
頁	現 計 画
1-3-126	<p><b>第6 個別疾患体制</b></p> <p><b>1 人工透析</b></p> <p>(1) 情報収集及び連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県本部長は、<u>地方支部保健環境班を中心に、市町村、透析施設等から収集した透析患者の受療状況及び透析施設の稼働状況に係る情報に基づき、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、透析患者や透析施設等に、代替透析施設情報等を提供する。</u></li> <li>○ 透析施設の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を<u>地方支部保健環境班</u>に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。</li> </ul> <p>(2) 透析に必要な水及び医薬品等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、<u>市町村本部長と連携し、透析に必要な水及び医薬品等を確保する。</u></li> </ul> <p>(3) 後方支援としての代替透析施設の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県本部長は、災害により透析施設が被災した場合は、<u>県内及び隣接県</u>の代替透析施設の確保を図る。</li> </ul>
1-3-127	<p><b>2 [略]</b></p> <p><b>第7 健康管理活動の実施</b></p> <p>○ 市町村本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。</p> <p style="text-align: right;">〔健康管理活動班編成表 資料編3-16-11〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">[略]</div>
修正理由	



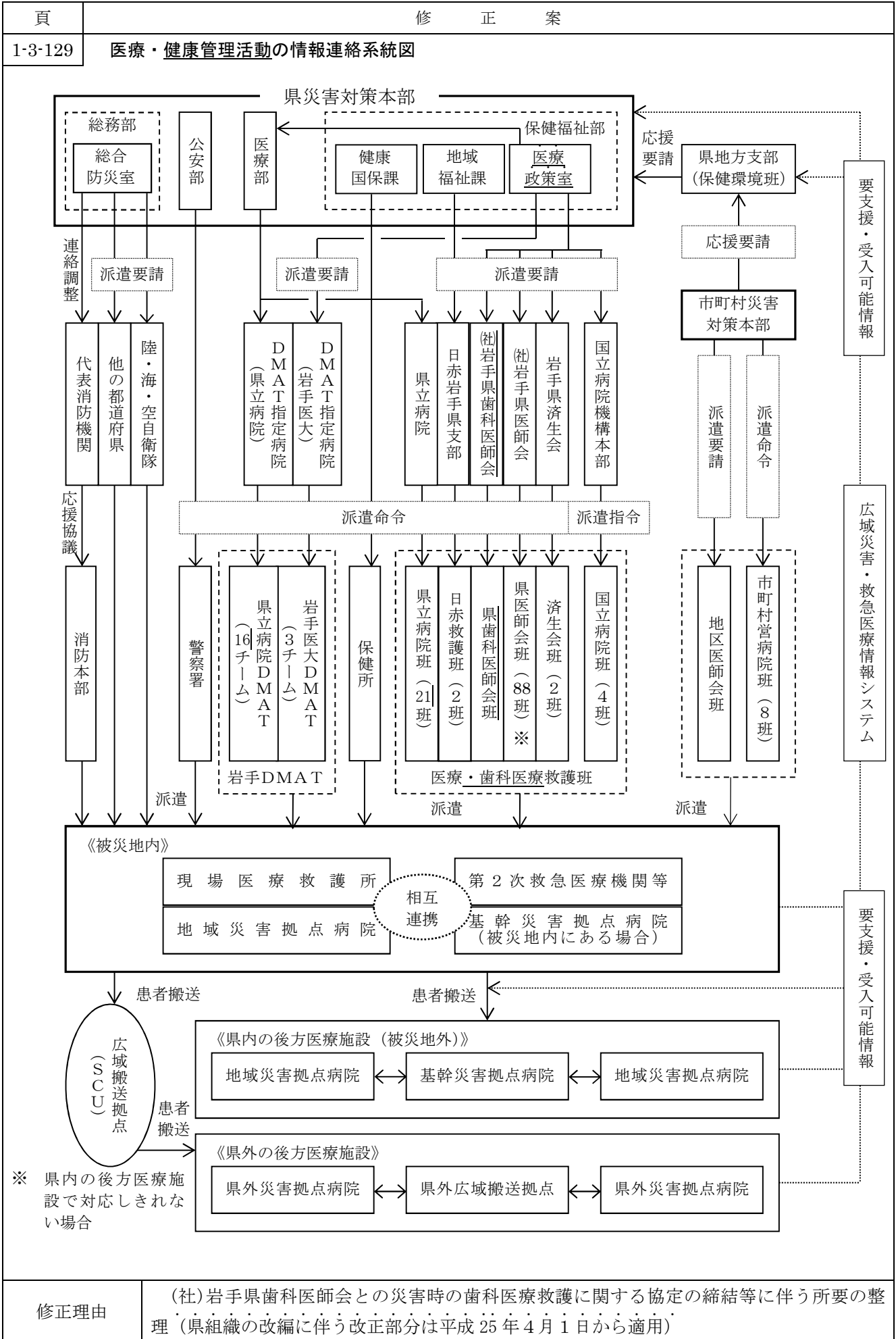
頁	修 正 案
1-3-126	<p><b>第6 個別疾患への対応体制</b></p> <p><b>1 人工透析</b></p> <p>(1) <b>情報収集及び連絡</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県本部長は、地方支部保健環境班、<u>市町村及び透析施設等から収集した透析患者の受療状況及び透析施設の稼働状況等</u>に係る情報に基づき、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、透析患者や透析施設等に、代替透析施設情報等を<u>提供するなどの連絡調整を行う。</u></li> <li>○ 透析施設の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を<u>県本部長に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。</u></li> </ul> <p>(2) <b>透析に必要な水及び医薬品等の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、<u>市町村本部長等と連携し、透析に必要な水及び医薬品等を確保して、透析施設に提供する。</u></li> </ul> <p>(3) <b>後方支援としての代替透析施設の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県本部長は、災害により透析施設が被災した場合は、<u>県内の代替透析施設の確保を図る。</u></li> <li>○ <u>県本部長は、県内の代替透析施設の確保が困難な場合には、厚生労働省に対し、他都道府県の代替透析施設の確保を要請する。</u></li> </ul> <p>(4) <b>通院手段及び宿泊施設の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>県本部長は、透析患者の通院手段の確保が必要と認めたときは、市町村本部長に対し、患者搬送支援を依頼するなど、必要な対応を行う。</u></li> <li>○ <u>県本部長は、透析患者の宿泊施設の確保が必要と認めたときは、市町村本部長に対し、避難所等の宿泊施設の確保を依頼するなど、必要な対応を行う。</u></li> </ul>
1-3-127	<p><b>2 [略]</b></p> <p><b>第7 災害中長期における医療体制</b></p> <p>(1) <b>災害中長期における医療活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>県本部長は、大規模災害時等、DMA T撤退後において、避難所における巡回診療や被災地の病院等の診療のために、引き続き医療救護班等の派遣が必要である場合は、他の都道府県や日本赤十字社岩手県支部、(社)岩手県医師会、(社)岩手県歯科医師会等関係団体に対し、応援の継続を要請する。</u></li> <li>○ <u>県本部長は、災害医療コーディネーターとともに、応援のために参集した医療救護班等の県全体の派遣調整及び活動支援を行う。</u></li> <li>○ <u>地方支部保健環境班長は、災害医療コーディネーターとともに、被災地における医療救護班等の活動調整及び活動支援を行う。</u></li> </ul> <p>(2) <b>健康管理活動の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。 [健康管理活動班編成表 資料編 3-16-11]</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">[略]</div>
修正理由	<p>1 東の大震災津波に係る災害対応を踏まえ、人工透析に係る代替透析施設の確保等について追加</p> <p>2 東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、大規模災害時における中長期の医療支援活動体制について追加</p>

頁	現 計 画
1-3-127	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康管理活動班は、医療救護班と合同で保健活動を行うものとし、原則として、救護所の同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。</li> <li>○ [略]</li> </ul>
1-3-128	<p><b>第8 [略]</b></p> <p><b>災害時における医療・保健活動の流れ（イメージ）</b></p> <p>注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。</p> <p><b>第9 [略]</b></p>
修正理由	

頁	修正案
1-3-127	<p>○ 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所の同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>第8 [略]</p>
1-3-128	<p>災害時における医療・健康管理活動の流れ（イメージ）</p> <pre> graph TD     subgraph DMAT_Group [現場医療救護所 岩手DMAT]         DMAT_Group --- DMAT_Box[被災現場]     end     subgraph Shelter_Group [避難所]         Shelter_Group --- Shelter_Box[避難所]     end     DMAT_Group -- 負傷者 --&gt; Rescue_Center[救護所]     Shelter_Group -- 傷病者 --&gt; Rescue_Center     subgraph Rescue_Center_Group [救護所]         Rescue_Center_Group --- MR[医療救護班]         Rescue_Center_Group --- HMT[健康管理活動班]     end     MR -- 重症者 --&gt; Hospital_Group[後方医療施設]     Hospital_Group --- Hospital_Box[基幹災害拠点病院 地域災害拠点病院]     subgraph Hospital_Group [後方医療施設]         Hospital_Group --- Hospital_Box     end     subgraph Emergency_Group [応急措置 保健指導]         Emergency_Group --- Emergency_Box[巡回医療]     end     Emergency_Group --&gt; Shelter_Group     subgraph Support_Group [医療品等の供給、 人員の派遣]         Support_Group --- Support_Box[医療品等の供給、人員の派遣]     end     Support_Group --&gt; Hospital_Group     Support_Group --&gt; Emergency_Group     subgraph Restricted_Group [医療制約を受ける者]         Restricted_Group --- Restricted_Box[医療制約を受ける者]     end     Restricted_Group --&gt; Hospital_Group     subgraph Treatment_Group [収容治療]         Treatment_Group --- Treatment_Box[収容治療]     end     Hospital_Group --&gt; Treatment_Group     </pre> <p>注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。</p> <p>第9 [略]</p>
修正理由	所要の整理



修正理由



修正理由

(社)岩手県歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定の締結等に伴う所要の整理 (県組織の改編に伴う改正部分は平成25年4月1日から適用)

頁	現 計 画																																									
1-3-130	<p style="text-align: center;">第 17 節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p><b>第 1 基本方針</b> 1・2 [略]</p> <p><b>第 2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施機関</th> <th style="width: 70%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔県本部の担当〕</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">課等</th> <th style="width: 15%;">地方支部班</th> <th style="width: 55%;">担当業務</th> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">環 境 生 活 部</td> <td style="text-align: center;">県民くらしの安 全課</td> <td style="text-align: center;">総務班 保健環境班</td> <td style="text-align: center;"><u>物資の需給に係る連絡調整</u> 1 食品衛生の確保 2 仕出し業者等のあっせん</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県民生活センタ ー</td> <td style="text-align: center;">総務班</td> <td style="text-align: center;"><u>生活協同組合連合会に対する物資の供給要請</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保 健 福 祉 部</td> <td style="text-align: center;">地域福祉課</td> <td style="text-align: center;">福祉班</td> <td style="text-align: center;"><u>災害救助法による物資供給事務の総括</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障がい保健福祉 課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商 工 労 働 観光部</td> <td style="text-align: center;">経営支援課</td> <td style="text-align: center;">総務班</td> <td style="text-align: center;"><u>被服、寝具等の調達及びあっせん</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">1-3-131</td> <td style="text-align: center;">農 林 水 産 部</td> <td style="text-align: center;">流通課</td> <td style="text-align: center;">農林班</td> <td style="text-align: center;"><u>農畜産物及び加工品の調達及びあっせん</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">水産振興課</td> <td style="text-align: center;">水産班</td> <td style="text-align: center;"><u>水産物の調達及びあっせん</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		〔県本部の担当〕		部	課等	地方支部班	担当業務	[略]				環 境 生 活 部	県民くらしの安 全課	総務班 保健環境班	<u>物資の需給に係る連絡調整</u> 1 食品衛生の確保 2 仕出し業者等のあっせん	県民生活センタ ー	総務班	<u>生活協同組合連合会に対する物資の供給要請</u>	保 健 福 祉 部	地域福祉課	福祉班	<u>災害救助法による物資供給事務の総括</u>	障がい保健福祉 課		[略]	商 工 労 働 観光部	経営支援課	総務班	<u>被服、寝具等の調達及びあっせん</u>	1-3-131	農 林 水 産 部	流通課	農林班	<u>農畜産物及び加工品の調達及びあっせん</u>		水産振興課	水産班	<u>水産物の調達及びあっせん</u>
実施機関	担当業務																																									
[略]																																										
〔県本部の担当〕																																										
部	課等	地方支部班	担当業務																																							
[略]																																										
環 境 生 活 部	県民くらしの安 全課	総務班 保健環境班	<u>物資の需給に係る連絡調整</u> 1 食品衛生の確保 2 仕出し業者等のあっせん																																							
	県民生活センタ ー	総務班	<u>生活協同組合連合会に対する物資の供給要請</u>																																							
保 健 福 祉 部	地域福祉課	福祉班	<u>災害救助法による物資供給事務の総括</u>																																							
	障がい保健福祉 課		[略]																																							
商 工 労 働 観光部	経営支援課	総務班	<u>被服、寝具等の調達及びあっせん</u>																																							
1-3-131	農 林 水 産 部	流通課	農林班	<u>農畜産物及び加工品の調達及びあっせん</u>																																						
		水産振興課	水産班	<u>水産物の調達及びあっせん</u>																																						
修正理由																																										

頁	修 正 案																																																				
1-3-130	<p style="text-align: center;">第 17 節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p><b>第 1 基本方針</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 県、市町村その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。</p> <p><b>第 2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施機関</th> <th style="width: 70%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔県本部の担当〕</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">課等</th> <th style="width: 15%;">地方支部班</th> <th style="width: 55%;">担当業務</th> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">環 境 生 活 部</td> <td style="text-align: center;">県民くらしの安 全課</td> <td style="text-align: center;">保健環境班</td> <td style="text-align: center;">食品衛生の確保</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県民生活センタ ー</td> <td style="text-align: center;">総務班</td> <td style="text-align: center;"><u>災害における応援協定に基づく生活関連物資の調達</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">保 健 福 祉 部</td> <td style="text-align: center;">保健福祉企画室</td> <td style="text-align: center;">福祉班</td> <td style="text-align: center;"><u>避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域福祉課</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>災害救助法による物資供給に係る費用支弁等の統括</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障がい保健福祉課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">商 工 労 働 観 光 部</td> <td style="text-align: center;">商工企画室</td> <td style="text-align: center;">総務班</td> <td style="text-align: center;">1 <u>物資供給に係る統括</u> 2 <u>被災市町村の物資の要請の受付</u> 3 <u>燃料の確保、調達及びあっせん</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">経営支援課</td> <td style="text-align: center;">総務班</td> <td style="text-align: center;"><u>物資調達の統括</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産業経済交流課</td> <td style="text-align: center;">総務班</td> <td style="text-align: center;"><u>物資の集積拠点及び在庫の管理</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">1-3-131</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">農 林 水 産 部</td> <td style="text-align: center;">流通課</td> <td style="text-align: center;">農林班</td> <td style="text-align: center;">1 <u>食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん</u> 2 <u>食料品取扱機関との連絡</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">林業振興課</td> <td style="text-align: center;">農林班</td> <td style="text-align: center;"><u>食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水産振興課</td> <td style="text-align: center;">水産班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		〔県本部の担当〕		部	課等	地方支部班	担当業務	[略]				環 境 生 活 部	県民くらしの安 全課	保健環境班	食品衛生の確保	県民生活センタ ー	総務班	<u>災害における応援協定に基づく生活関連物資の調達</u>	保 健 福 祉 部	保健福祉企画室	福祉班	<u>避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括</u>	地域福祉課		<u>災害救助法による物資供給に係る費用支弁等の統括</u>	障がい保健福祉課		[略]	商 工 労 働 観 光 部	商工企画室	総務班	1 <u>物資供給に係る統括</u> 2 <u>被災市町村の物資の要請の受付</u> 3 <u>燃料の確保、調達及びあっせん</u>	経営支援課	総務班	<u>物資調達の統括</u>	産業経済交流課	総務班	<u>物資の集積拠点及び在庫の管理</u>	1-3-131	農 林 水 産 部	流通課	農林班	1 <u>食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん</u> 2 <u>食料品取扱機関との連絡</u>	林業振興課	農林班	<u>食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん</u>	水産振興課	水産班	
実施機関	担当業務																																																				
[略]																																																					
〔県本部の担当〕																																																					
部	課等	地方支部班	担当業務																																																		
[略]																																																					
環 境 生 活 部	県民くらしの安 全課	保健環境班	食品衛生の確保																																																		
	県民生活センタ ー	総務班	<u>災害における応援協定に基づく生活関連物資の調達</u>																																																		
保 健 福 祉 部	保健福祉企画室	福祉班	<u>避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括</u>																																																		
	地域福祉課		<u>災害救助法による物資供給に係る費用支弁等の統括</u>																																																		
	障がい保健福祉課		[略]																																																		
商 工 労 働 観 光 部	商工企画室	総務班	1 <u>物資供給に係る統括</u> 2 <u>被災市町村の物資の要請の受付</u> 3 <u>燃料の確保、調達及びあっせん</u>																																																		
	経営支援課	総務班	<u>物資調達の統括</u>																																																		
	産業経済交流課	総務班	<u>物資の集積拠点及び在庫の管理</u>																																																		
1-3-131	農 林 水 産 部	流通課	農林班	1 <u>食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん</u> 2 <u>食料品取扱機関との連絡</u>																																																	
		林業振興課	農林班	<u>食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん</u>																																																	
		水産振興課	水産班																																																		
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、防災関係機関の備蓄物資の供給の相互協力について追加</p> <p>2 岩手県災害対策本部規程の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）等に伴う所要の整理</p>																																																				





頁	修正案
1-3-131	<p><b>第3 実施要領</b></p> <p><b>1 物資の支給対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物資の支給は、原則として次に掲げる者に対して行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア～ウ [略]</li> <li>エ 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者</li> <li>オ [略]</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 物資の種類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、<u>難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギー</u>を有する者等に配慮する。</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p><b>3 物資の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 県本部長は、次により物資を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア <u>商工労働観光部商工企画室長</u>は、市町村からの要請内容に基づき、「物資の調達計画」を作成し、<u>同部経営支援課総括課長</u>は、当該計画に基づき、<u>県本部</u>の関係課と協議する。</li> <li>イ・ウ [略]</li> </ul> </li> </ul>
1-3-132	<p><b>物資の調達・供給系統図</b></p> <p>4～8 [略]</p>
修正理由	<p>1 物資の支給対象者及び食料支給にあたって配慮する者を整理・追加</p> <p>2 岩手県災害対策本部規程の一部改正（平成24年4月1日施行）に伴う所要の整理</p>

頁	現 計 画	修 正 案																																									
1-3-135	<p style="text-align: center;">第 19 節 給水計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="280 432 842 526"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="280 571 842 665"> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="280 665 842 1518"> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>医療推進課</td> <td>保健環境班</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水</td> </tr> <tr> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による給水事務の総括</td> </tr> </table>	実施機関	担当業務	[略]		部	課	地方支部班	担当業務	[略]				保健福祉部	医療推進課	保健環境班	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水	地域福祉課	福祉班	災害救助法による給水事務の総括	<p style="text-align: center;">第 19 節 給水計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="882 432 1444 526"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="882 571 1444 665"> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="882 665 1444 1518"> <tr> <td rowspan="3">保健福祉部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による給水に係る費用支弁等の総括</td> </tr> <tr> <td>医療政策室</td> <td>保健環境班</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水</td> </tr> </table>	実施機関	担当業務	[略]		部	課等	地方支部班	担当業務	[略]				保健福祉部				地域福祉課	福祉班	災害救助法による給水に係る費用支弁等の総括	医療政策室	保健環境班	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水
実施機関	担当業務																																										
[略]																																											
部	課	地方支部班	担当業務																																								
[略]																																											
保健福祉部	医療推進課	保健環境班	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水																																								
	地域福祉課	福祉班	災害救助法による給水事務の総括																																								
実施機関	担当業務																																										
[略]																																											
部	課等	地方支部班	担当業務																																								
[略]																																											
保健福祉部																																											
	地域福祉課	福祉班	災害救助法による給水に係る費用支弁等の総括																																								
	医療政策室	保健環境班	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水																																								
1-3-136	<p>第 3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 給水の方法</p> <p>(1) [略]</p>	<p>第 3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 給水の方法</p> <p>(1) [略]</p>																																									
1-3-137	<p>(2) 給水車等が運行可能な地域の給水</p> <p>○ 給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。</p>	<p>(2) 給水車等が運行可能な地域の給水</p> <p>○ 給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。</p>																																									
修正理由	<p>所要の整理（県組織の改編に伴う改正部分は平成 25 年 4 月 1 日から適用）</p>																																										

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-137	<p>(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水</p> <p>○ 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。</p> <p>(4) [略]</p> <p>4~5 [略]</p>	<p>(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水</p> <p>○ 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、<u>給水袋</u>、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。</p> <p>(4) [略]</p> <p>4~5 [略]</p>
修正理由	所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案																																												
1-3-138	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="284 479 842 887"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>被災住宅の応急修理及び公営住宅の入居あつせん</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>応急仮設住宅の供与、公営住居の入居あつせん及び活用可能な民間住宅の情報提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="284 931 842 1429"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 供与対象者の調査、報告</p> <p>○ 県本部長は、住宅被害確定の日から5日以内に、市町村本部長を通じて、次の事項を調査する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ [略]</p>	実施機関	担当業務	市町村本部長	被災住宅の応急修理及び公営住宅の入居あつせん	県本部長	応急仮設住宅の供与、公営住居の入居あつせん及び活用可能な民間住宅の情報提供	部	課	地方支部班	担当業務	[略]				保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括	[略]				<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="885 479 1444 887"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>被災住宅の応急修理、公営住宅の入居あつせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住居の入居あつせん及び活用可能な民間住宅の情報提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="885 931 1444 1429"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による応急仮設住宅の供与・管理運営及び被災住宅の応急修理に係る事務総括</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 供与対象者の調査、報告</p> <p>○ 県本部長は、住宅被害確定の日から5日以内に、市町村本部長を通じて、次の事項を調査する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ <u>供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ</u></p> <p>オ [略]</p>	実施機関	担当業務	市町村本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅の入居あつせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営	県本部長	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住居の入居あつせん及び活用可能な民間住宅の情報提供	部	課	地方支部班	担当業務	[略]				保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による応急仮設住宅の供与・管理運営及び被災住宅の応急修理に係る事務総括	[略]			
実施機関	担当業務																																													
市町村本部長	被災住宅の応急修理及び公営住宅の入居あつせん																																													
県本部長	応急仮設住宅の供与、公営住居の入居あつせん及び活用可能な民間住宅の情報提供																																													
部	課	地方支部班	担当業務																																											
[略]																																														
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括																																											
[略]																																														
実施機関	担当業務																																													
市町村本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅の入居あつせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営																																													
県本部長	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住居の入居あつせん及び活用可能な民間住宅の情報提供																																													
部	課	地方支部班	担当業務																																											
[略]																																														
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による応急仮設住宅の供与・管理運営及び被災住宅の応急修理に係る事務総括																																											
[略]																																														
1-3-139	<p>修正理由</p> <p>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴う応急仮設住宅の管理運営の新設</p> <p>2 所要の整理</p>	<p>修正理由</p> <p>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴う応急仮設住宅の管理運営の新設</p> <p>2 所要の整理</p>																																												

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-139	<p>○ 県本部長は、市町村本部長からの報告に基づき、入居対象者名簿等を作成し、県本部の担当部、課に、それぞれの所掌事務について必要な措置をとらせる。</p> <p>(3) ～ (4) [略]</p> <p>(5) 応急仮設住宅の入居</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、コミュニティの維持及び構築に配慮する。</p> <p>○ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。</p> <p>○ <u>県本部長は、市町村本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて、市町村本部長に委任することができる。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。</u></p>	<p>○ 県本部長は、市町村本部長からの報告に基づき、入居対象者名簿等を作成し、県本部の担当部、課に、それぞれの所掌事務について必要な措置をとらせる。<u>この場合において、障がい者等のニーズに配慮する。</u></p> <p>(3) ～ (4) [略]</p> <p>(5) 応急仮設住宅の入居</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、<u>災害時要援護者の優先入居</u>、コミュニティの維持及び構築に配慮する。</p> <p>○ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。</p> <p><b>(6) 応急仮設住宅の管理運営</b></p> <p>○ <u>県本部長は、市町村本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理運営を行う。ただし、状況に応じて、市町村本部長に委任することができる。</u></p> <p>○ <u>県本部長又はその委任を受けた市町村本部長は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。</u></p> <p>○ <u>県本部長又はその委任を受けた市町村本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。</u></p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴う応急仮設住宅の管理運営の新設</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-139	<u>(6)・(7)</u> [略] 2～6 [略]	<u>(7)・(8)</u> [略] 2～6 [略]
修正理由	所要の整理	

ページ調整（余白）

頁	現 計 画																												
1-3-143	第 21 節 防疫計画																												
	<p><b>第 1 基本方針</b></p> <p>1 <u>被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施する。</u></p> <p>2 <u>災害により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、他の都道府県等の協力を得て、防疫措置を実施する。</u></p> <p><b>第 2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>県本部長の指導、指示に基づく被災地域の防疫業務の実施</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>市町村本部長に対する防疫上必要な指示、指導</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊岩手駐屯部隊</td> <td>災害派遣要請に基づく防疫</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課等</th> <th style="text-align: center;">地方支部班</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総合防災室</td> <td>〔略〕</td> <td>1 他の都道府県等に対する防疫用資機材の調達及びあっせん要請 2 〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>医療推進課</td> <td rowspan="2">保健環境班</td> <td>防疫措置に関する指示及び指導</td> </tr> <tr> <td>健康国保課</td> <td>防疫用資機材の調達及びあっせん</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 3 実施要領</b></p> <p>1 <b>防疫の実施体制</b></p> <p>(1) <b>防疫班</b></p> <p>○ 市町村本部長は、<u>防疫業務を円滑に実施するため、所属職員による「防疫班」を編成する。</u></p> <p>1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">作業員</td> <td style="text-align: center;">3 名</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考：医師を含めた場合は、医療班を兼務して編成できる。</u></p> <p>○ 県本部長は、市町村における防疫業務が完全を期し得ないと認めた場合は、地方支部保健環境班において、上記の基準により「防疫班」を編成する。</p>	実施機関	担当業務	市町村本部長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の防疫業務の実施	県本部長	市町村本部長に対する防疫上必要な指示、指導	陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく防疫	部	課等	地方支部班	担当業務	総務部	総合防災室	〔略〕	1 他の都道府県等に対する防疫用資機材の調達及びあっせん要請 2 〔略〕	保健福祉部	医療推進課	保健環境班	防疫措置に関する指示及び指導	健康国保課	防疫用資機材の調達及びあっせん	区分	人員	〔略〕		作業員	3 名
実施機関	担当業務																												
市町村本部長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の防疫業務の実施																												
県本部長	市町村本部長に対する防疫上必要な指示、指導																												
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく防疫																												
部	課等	地方支部班	担当業務																										
総務部	総合防災室	〔略〕	1 他の都道府県等に対する防疫用資機材の調達及びあっせん要請 2 〔略〕																										
保健福祉部	医療推進課	保健環境班	防疫措置に関する指示及び指導																										
	健康国保課		防疫用資機材の調達及びあっせん																										
区分	人員																												
〔略〕																													
作業員	3 名																												
修正理由																													



頁	修 正 案																												
1-3-143	第 21 節 <u>感染症予防計画</u>																												
	<p><b>第 1 基本方針</b></p> <p><u>被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。</u></p> <p><b>第 2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>                     1 市町村本部長に対する感染症予防上必要な指示、指導                      2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施                 </td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊岩手駐屯部隊</td> <td>災害派遣要請に基づく<u>感染症予防上必要な措置</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課等</th> <th style="text-align: center;">地方支部班</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総合防災室</td> <td>〔略〕</td> <td>                     1 他の都道府県等に対する<u>感染症予防用資機材の調達及びあっせん要請</u>                      2 〔略〕                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>健康国保課</td> <td rowspan="2">保健環境班</td> <td><u>感染症予防用資機材の調達及びあっせん</u></td> </tr> <tr> <td>医療政策室</td> <td>                     1 <u>感染症予防に関する指示及び指導</u>                      2 <u>感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 3 実施要領</b></p> <p><b>1 感染症予防活動の実施体制</b></p> <p>(1) <u>消毒班</u></p> <p>○ 市町村本部長は、<u>所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。</u>          1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">作業員</td> <td style="text-align: center;">3 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 県本部長は、市町村における<u>消毒その他の措置が完全を期し得ないと認めた場合は、地方支部保健環境班において、上記の基準により「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。</u></p>	実施機関	担当業務	市町村本部長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施	県本部長	1 市町村本部長に対する感染症予防上必要な指示、指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施	陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく <u>感染症予防上必要な措置</u>	部	課等	地方支部班	担当業務	総務部	総合防災室	〔略〕	1 他の都道府県等に対する <u>感染症予防用資機材の調達及びあっせん要請</u> 2 〔略〕	保健福祉部	健康国保課	保健環境班	<u>感染症予防用資機材の調達及びあっせん</u>	医療政策室	1 <u>感染症予防に関する指示及び指導</u> 2 <u>感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施</u>	区分	人員	〔略〕		作業員	3 名
実施機関	担当業務																												
市町村本部長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施																												
県本部長	1 市町村本部長に対する感染症予防上必要な指示、指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施																												
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく <u>感染症予防上必要な措置</u>																												
部	課等	地方支部班	担当業務																										
総務部	総合防災室	〔略〕	1 他の都道府県等に対する <u>感染症予防用資機材の調達及びあっせん要請</u> 2 〔略〕																										
保健福祉部	健康国保課	保健環境班	<u>感染症予防用資機材の調達及びあっせん</u>																										
	医療政策室		1 <u>感染症予防に関する指示及び指導</u> 2 <u>感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施</u>																										
区分	人員																												
〔略〕																													
作業員	3 名																												
修正理由	「防疫」を「感染症予防」に修正するなど、所要の整理（県組織の改編に伴う改正部分は平成25年4月1日から適用）																												

頁	現 計 画																				
1-3-143	<p>(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班</p>																				
	<p>○ 県本部長は、地方支部保健環境班において「疫学調査班」を、市町村本部長は、「疫学調査協力班」を編成する。</p>																				
1-3-144	<p>1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。</p>																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">疫学調査班</th> <th colspan="2">疫学調査協力班</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>人員</th> <th>区分</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>助手</td> <td>1 名</td> <td>助手</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考:防疫班又は医療班を兼務して編成できる。</td> <td colspan="2">備考:防疫班を兼務して編成できる。</td> </tr> </tbody> </table>	疫学調査班		疫学調査協力班		区分	人員	区分	人員	[略]				助手	1 名	助手	1 名	備考:防疫班又は医療班を兼務して編成できる。		備考:防疫班を兼務して編成できる。	
疫学調査班		疫学調査協力班																			
区分	人員	区分	人員																		
[略]																					
助手	1 名	助手	1 名																		
備考:防疫班又は医療班を兼務して編成できる。		備考:防疫班を兼務して編成できる。																			
	<p>(3) 感染症予防班</p>																				
	<p>○ 市町村本部長は、<u>県本部長の指示に基づき</u>、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成する。</p>																				
	<p>(4) 専門家への支援の要請</p>																				
	<p>○ 県本部長は、<u>防疫措置の実施について</u>、必要に応じて<u>感染症対策の専門家に対して支援</u>を要請する。</p>																				
	<p>2 防疫用資機材の調達</p>																				
	<p>○ 県本部長及び市町村本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、<u>防疫用資機材の確保</u>を図る。 [防疫薬剤調達先一覧表 資料編 3-21-1]</p>																				
	<p>○ 市町村本部長は、必要な防疫用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。</p>																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">                 ア 防疫用資機材の調達数量                  イ～エ [略]             </td> </tr> </table>	ア 防疫用資機材の調達数量 イ～エ [略]																			
ア 防疫用資機材の調達数量 イ～エ [略]																					
	<p>○ 県本部長は、要請を受けた場合は、県本部が保有する防疫用資機材を被災地に運搬し、又は、被災地以外の他の市町村に対し、応援を要請する。</p>																				
	<p>○ 県本部長は、前記によっても必要とする防疫用資機材を調達できない場合は、第 10 節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、<u>防疫用資機材の調達</u>又はあっせんを要請する。</p>																				
	<p>3 防疫情報の収集及び広報</p>																				
	<p>○ 市町村本部長は、感染症予防班、市町村地区衛生組織、<u>その他関係機関</u>の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、<u>その他防疫に関する情報の把握</u>に努める。</p>																				
	<p>○ 地方支部保健環境班長及び県本部<u>医療推進課総括課長</u>は、<u>防疫に関する広報</u>を実施し、又は市町村本部長に対して、助言、指導を行う。</p>																				
	<p>○ 県本部長及び市町村本部長は、第 5 節「広聴広報計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により<u>防疫に関する広報</u>を実施する。</p>																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> </table>	[略]																			
[略]																					
修正理由																					

頁	修正案																		
<p>1-3-143</p> <p>1-3-144</p>	<p>(2) <b>疫学調査班及び疫学調査協力班</b></p> <p>○ 県本部長は、地方支部保健環境班において「<u>疫学調査班</u>」を編成し、<u>感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等を実施する。</u>また、市町村本部長は、「<u>疫学調査協力班</u>」を編成し、<u>疫学調査班に協力する。</u></p> <p>1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="347 434 1449 618"> <thead> <tr> <th colspan="2">疫学調査班</th> <th colspan="2">疫学調査協力班</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>人員</th> <th>区分</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>助手</td> <td>1 名</td> <td>助手</td> <td>1 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <b>感染症予防班</b></p> <p>○ 市町村本部長は、災害の規模及び状況に応じ、<u>適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。</u></p> <p>(4) <b>専門家への支援の要請</b></p> <p>○ 県本部長は、<u>感染症予防活動の実施について、必要に応じ、いわて感染制御支援チーム（ICAT）等の感染症対策の専門家に対し、感染症の探知、未然防止、拡大防止、住民への情報提供等の支援を要請する。</u></p> <p>2 <b>感染症予防用資機材の調達</b></p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、<u>感染症予防用資機材の確保を図る。</u> [感染症予防用薬剤調達先一覧表 資料編 3-21-1]</p> <p>○ 市町村本部長は、必要な<u>感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。</u></p> <table border="1" data-bbox="320 1249 1445 1344"> <tr> <td>ア <u>感染症予防用資機材の調達数量</u> イ～エ [略]</td> </tr> </table> <p>○ 県本部長は、要請を受けた場合は、<u>県本部が保有する感染症予防用資機材を被災地に運搬し、又は、被災地以外の他の市町村に対し、応援を要請する。</u></p> <p>○ 県本部長は、前記によっても必要とする<u>感染症予防用資機材を調達できない場合は、第 10 節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、感染症予防用資機材の調達又はあっせんを要請する。</u></p> <p>3 <b>感染症情報の収集及び広報</b></p> <p>○ 市町村本部長は、<u>感染症予防班、市町村地区衛生組織その他の関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。</u></p> <p>○ 地方支部保健環境班長及び県本部<u>医療政策室長</u>は、<u>感染症に関する広報を実施し、又は市町村本部長に対して、助言、指導を行う。</u></p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、第 5 節「<u>広聴広報計画</u>」に定める広報媒体に加え、次の方法により<u>感染症に関する広報を実施する。</u></p> <table border="1" data-bbox="320 1883 1445 1928"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table>	疫学調査班		疫学調査協力班		区分	人員	区分	人員	[略]				助手	1 名	助手	1 名	ア <u>感染症予防用資機材の調達数量</u> イ～エ [略]	[略]
疫学調査班		疫学調査協力班																	
区分	人員	区分	人員																
[略]																			
助手	1 名	助手	1 名																
ア <u>感染症予防用資機材の調達数量</u> イ～エ [略]																			
[略]																			
<p>修正理由</p>	<p>1 東日本大震災津波への対応を踏まえた「<u>いわて感染制御支援チーム（ICAT）</u>」の設置に伴う修正</p> <p>2 「<u>防疫</u>」を「<u>感染症予防</u>」に修正するなど、<u>所要の整理（県組織の改編に伴う改正部分は平成 25 年 4 月 1 日から適用）</u></p>																		

頁	現 計 画
1-3-145	<p><b>4 防疫措置の指示等</b></p> <p>○ 県本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項を市町村本部長に指示するとともに、<u>防疫措置</u>の指導を行う。</p> <p>特に、災害が激甚な地域に対しては、県本部又は地方支部保健環境班の職員を現地に派遣して必要な措置を取る。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">[略]</p> <p><b>5 実施方法</b></p> <p>(1) 感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 積極的疫学調査</p> <p>○ [略]</p> <p>(3) 健康診断</p> <p>○ [略]</p> <p>(4) 清潔方法</p> <p>○ [略]</p> <p>(5) 消毒方法</p> <p>○ [略]</p> <p>(6) ねずみ族、昆虫等の駆除</p> <p>○ [略]</p> <p>(7) 生活の用に供される水の供給</p> <p>○ 市町村本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、第19節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。</p> <p>なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災<u>であっても</u>、井戸水、水道水の衛生処理について指導する。</p>
1-3-146	<p>(8) 臨時予防接種</p> <p>○ [略]</p> <p>(9) 患者等に対する措置</p> <p>○ [略]</p> <p>(10) 避難所の防疫指導等</p> <p>○ 県本部長は、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により<u>防疫指導等</u>を行う。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難所の自治組織を通じて、<u>防疫</u>についての指導の徹底を図る。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 飲料水等については、<u>防疫班</u>又は地方支部保健環境班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。</p>
修正理由	

頁	修正案
1-3-145	<p><b>4 感染症予防活動の指示等</b></p> <p>○ 県本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項を市町村本部長に指示するとともに、<u>消毒その他の措置等</u>の指導を行う。</p> <p>特に、災害が激甚な地域に対しては、県本部又は地方支部保健環境班の職員を現地に派遣して必要な措置を取る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">[略]</div> <p><b>5 実施方法</b></p> <p>(1) 感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）<u>（疫学調査班及び疫学調査協力班）</u></p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 積極的疫学調査 <u>（疫学調査班及び疫学調査協力班）</u></p> <p>○ [略]</p> <p>(3) 健康診断 <u>（疫学調査班及び疫学調査協力班）</u></p> <p>○ [略]</p> <p>(4) 清潔方法 <u>（消毒班）</u></p> <p>○ [略]</p> <p>(5) 消毒方法 <u>（消毒班）</u></p> <p>○ [略]</p> <p>(6) ねずみ族、昆虫等の駆除 <u>（消毒班）</u></p> <p>○ [略]</p> <p>(7) 生活の用に供される水の供給 <u>（消毒班）</u></p> <p>○ 市町村本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、第19節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。</p> <p>なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、<u>第19節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生処理について指導する。</u></p>
1-3-146	<p>(8) 臨時予防接種 <u>（感染症予防班）</u></p> <p>○ [略]</p> <p>(9) 患者等に対する措置 <u>（疫学調査班及び疫学調査協力班）</u></p> <p>○ [略]</p> <p>(10) 避難所における感染症予防活動（主に感染症予防班及び疫学調査班）</p> <p>○ 市町村本部長又は県本部長は、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により<u>感染症予防について指導等を行う。</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難所の自治組織を通じて、<u>感染症予防についての指導の徹底を図る。</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 飲料水等については、<u>消毒班又は地方支部保健環境班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。</u></p>
修正理由	「防疫」を「感染症予防」に修正するなど、所要の整理

頁	現 計 画
1-3-146	<p>(11) 市町村が<u>防疫</u>できない場合の措置</p> <p>○ 県本部長は、激甚な被害により、市町村本部長が行うべき<u>防疫業務</u>を実施できず、あるいは実施しても完全な<u>防疫</u>ができないと認めた次の項目について実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 患者の輸送措置</p> </div>
修正理由	

頁	修正案
1-3-146	<p>(11) 市町村が<u>感染症予防活動を実施できない場合の措置</u></p> <p>○ 県本部長は、激甚な被害により、市町村本部長が行うべき<u>消毒その他の措置</u>を実施できず、あるいは実施しても完全な<u>措置</u>ができないと認めた次の項目について実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア～ウ [略]</p> </div>
修正理由	<p>「防疫業務」を「消毒その他の措置」に修正するなど、所要の整理</p>

頁	現 計 画	修 正 案																																													
<p>1-3-147</p> <p>1-3-148</p>	<p>第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第 1 基本方針 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <table border="1" data-bbox="311 521 844 613"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="311 660 844 1339"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td rowspan="2">地域福祉課</td> <td rowspan="2">福祉班</td> <td>1 災害救助法による障害物除去事務の総括</td> </tr> <tr> <td>2 住居関係障害物の除去</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]		部	課	地方支部班	担当業務	総務部	[略]			保健福祉部	地域福祉課	福祉班	1 災害救助法による障害物除去事務の総括	2 住居関係障害物の除去	[略]				<p>第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第 1 基本方針 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <table border="1" data-bbox="912 521 1445 613"> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="912 660 1445 1339"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>資源循環推進課</td> <td>保健環境班</td> <td>障害物の除去の総括</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による障害物除去に係る費用支弁等の総括</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p>	実施機関	担当業務	[略]		部	課等	地方支部班	担当業務	総務部	[略]			環境生活部	資源循環推進課	保健環境班	障害物の除去の総括	保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による障害物除去に係る費用支弁等の総括	[略]			
実施機関	担当業務																																														
[略]																																															
部	課	地方支部班	担当業務																																												
総務部	[略]																																														
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	1 災害救助法による障害物除去事務の総括																																												
			2 住居関係障害物の除去																																												
[略]																																															
実施機関	担当業務																																														
[略]																																															
部	課等	地方支部班	担当業務																																												
総務部	[略]																																														
環境生活部	資源循環推進課	保健環境班	障害物の除去の総括																																												
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による障害物除去に係る費用支弁等の総括																																												
[略]																																															
<p>修正理由</p>	<p>岩手県災害対策本部規程の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）に伴う所要の整理</p>																																														





頁	現 計 画	修 正 案																																																
1-3-154	<p>第23節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="280 479 844 573"> <tr> <td>実施機関</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="280 618 844 712"> <tr> <td>部</td> <td>課</td> <td>地方支部班</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="280 757 844 1115"> <tr> <td>環境生活部</td> <td>県民くらしの安全課</td> <td>保健環境班</td> <td>遺体の<u>処理及び埋葬</u></td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による死体の搜索、<u>処理、埋葬事務の総括</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	実施機関	担当業務	[略]		部	課	地方支部班	担当業務	[略]				環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	遺体の <u>処理及び埋葬</u>	保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による死体の搜索、 <u>処理、埋葬事務の総括</u>	[略]				<p>第23節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="887 479 1453 573"> <tr> <td>実施機関</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="887 618 1453 712"> <tr> <td>部</td> <td>課</td> <td>地方支部班</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="887 757 1453 1115"> <tr> <td>環境生活部</td> <td>県民くらしの安全課</td> <td>保健環境班</td> <td>遺体の<u>埋葬</u></td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による死体の搜索、<u>処理、埋葬に係る費用支弁等の総括</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	実施機関	担当業務	[略]		部	課	地方支部班	担当業務	[略]				環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	遺体の <u>埋葬</u>	保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による死体の搜索、 <u>処理、埋葬に係る費用支弁等の総括</u>	[略]			
実施機関	担当業務																																																	
[略]																																																		
部	課	地方支部班	担当業務																																															
[略]																																																		
環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	遺体の <u>処理及び埋葬</u>																																															
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による死体の搜索、 <u>処理、埋葬事務の総括</u>																																															
[略]																																																		
実施機関	担当業務																																																	
[略]																																																		
部	課	地方支部班	担当業務																																															
[略]																																																		
環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	遺体の <u>埋葬</u>																																															
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による死体の搜索、 <u>処理、埋葬に係る費用支弁等の総括</u>																																															
[略]																																																		
1-3-155	<p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の搜索</p> <p>(1) 搜索の手配</p> <p>○ 市町村本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長又は海上保安部署長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 総務部防災危機管理監は、地方支部総務班長からの報告に基づき、必要と認める他の市町村及び関係機関にその旨を連絡する。</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の搜索</p> <p>(1) 搜索の手配</p> <p>○ 市町村本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、<u>正確な情報の収集に努め</u>、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長又は海上保安部署長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 総務部防災危機管理監は、地方支部総務班長からの報告に基づき、必要と認める他の市町村及び関係機関にその旨を連絡する。</p>																																																
修正理由	所要の整理																																																	



頁	現 計 画	修 正 案
1-3-157	<p>第24節 応急対策要員確保計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 要員の確保</p> <p>○ 災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。</p> <p>ア 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及びボランティア等によっても要因に不足を生じるとき</p> <p>イ [略]</p> <p>2~4 [略]</p>	<p>第24節 応急対策要員確保計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 要員の確保</p> <p>○ 災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。</p> <p>ア 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び<u>防災ボランティア</u>等によっても要因に不足を生じるとき</p> <p>イ [略]</p> <p>2~4 [略]</p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月7日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																
1-3-160	<p>第25節 文教対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="280 524 850 613"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福 祉部</td> <td>地域福 祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による学用品等の給与事務の総括</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 学校施設の確保</p> <p>(1) [略]</p>	部	課	地方支 部班	担当業務	[略]				保健福 祉部	地域福 祉課	福祉班	災害救助法による学用品等の給与事務の総括	[略]				<p>第25節 文教対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="887 524 1457 613"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福 祉部</td> <td>地域福 祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による学用品等の給与に係る費用支弁等の総括</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 学校施設の対策</p> <p>(1) 学校施設の応急対策</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>	部	課	地方支 部班	担当業務	[略]				保健福 祉部	地域福 祉課	福祉班	災害救助法による学用品等の給与に係る費用支弁等の総括	[略]			
部	課	地方支 部班	担当業務																															
[略]																																		
保健福 祉部	地域福 祉課	福祉班	災害救助法による学用品等の給与事務の総括																															
[略]																																		
部	課	地方支 部班	担当業務																															
[略]																																		
保健福 祉部	地域福 祉課	福祉班	災害救助法による学用品等の給与に係る費用支弁等の総括																															
[略]																																		
1-3-161	<p>(2) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>																																
1-3-162	<p>2 教職員の確保</p> <p>(1) 市町村立学校</p> <p>○ 災害により、教職員に欠員が生じた場合において、学校内で調整ができないときは、次により教職員を確保する。</p> <p>ア 学校長は、市町村本部長に対して教職員の派遣を要請する。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 県立学校</p> <p>○ 災害により県立学校の教職員に欠員が生じた場合は、原則として、学校内で調整することとするが、学校内で調整できないときは、次により教職員を確保する。</p>	<p>2 教職員の確保</p> <p>(1) 市町村立学校</p> <p>○ 災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。</p> <p>ア 校長は、市町村本部長に対して教職員の派遣を要請する。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 県立学校</p> <p>○ 災害により被災した県立学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。</p>																																
修正理由	所要の整理																																	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-163</p> <p>1-3-164</p>	<p>ア・イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3~5 [略]</p> <p>6 学校給食の応急対策</p> <p>(1) 給食の実施</p> <p>○ 市町村本部長、<u>県立学校長</u>及び私立学校の設置者（以下、本節中「市町村本部長等」という。）は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。</p> <p>ア~ウ [略]</p> <p>(2) 被害物資対策</p> <p>○ 県本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、<u>(財)</u> 県学校給食会及び給食実施者に対し、これらの処分方法について指示する。</p> <p>○ [略]</p> <p>7~9 [略]</p>	<p>ア・イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3~5 [略]</p> <p>6 学校給食の応急対策</p> <p>(1) 給食の実施</p> <p>○ 市町村本部長、<u>県立学校の校長</u>及び私立学校の設置者（以下、本節中「市町村本部長等」という。）は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。</p> <p>ア~ウ [略]</p> <p>(2) 被害物資対策</p> <p>○ 県本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、<u>(公財)</u> 県学校給食会及び給食実施者に対し、これらの処分方法について指示する。</p> <p>○ [略]</p> <p>7~9 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>所要の整理</p>	



頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-204	第 32 節 防災ヘリコプター等活動計画  第 1 [略]	第 32 節 防災ヘリコプター等活動計画  第 1 [略]																
1-3-205	第 2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整 1 [略]	第 2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整 1 [略]																
1-3-206	2 実施機関 <table border="1" data-bbox="304 568 847 752"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> [県本部の担当] [略] 3 [略]	実施機関	担当業務の内容	[略]	[略]	国土交通省		[略]		2 実施機関 <table border="1" data-bbox="906 568 1449 752"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> [県本部の担当] [略] 3 [略]	実施機関	担当業務の内容	[略]	[略]	東北地方整備局		[略]	
実施機関	担当業務の内容																	
[略]	[略]																	
国土交通省																		
[略]																		
実施機関	担当業務の内容																	
[略]	[略]																	
東北地方整備局																		
[略]																		
修正理由	所要の整理																	



頁	現 計 画	修 正 案
1-4-1	<p>第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 災害復旧事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。 ア～オ [略]</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>第3・第4 [略]</p>	<p>第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 災害復旧事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。 ア～オ [略] <u>カ 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。</u></li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>第3・第4 [略]</p>
1-4-2	<p>第5 緊急融資等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>1 国庫負担又は補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）</p> <p>(11)～(14) [略]</p> <p><u>(15)～(22)</u></p> <p><u>(23)</u> [略]</p> </div> </li> </ul> <p>2・3 [略]</p>	<p>第5 緊急融資等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>1 国庫負担又は補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和37年8月14日建設省都市局長通達）</p> <p>(11)～(14) [略]</p> <p><u>(15) 障害者総合支援法</u></p> <p><u>(16)～(23)</u></p> <p><u>(24) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱</u></p> <p><u>(25)</u> [略]</p> </div> </li> </ul> <p>2・3 [略]</p>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、事業実施に当たっての暴力団排除等について追加</p> <p>2 所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-4-4</p> <p>1-4-5</p> <p>1-4-8</p>	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 被災証明の交付</p> <p>○ 市町村は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。</p> <p>この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県が実施主体となり、市町村が申請書類の受け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された（財）都道府県会館に委託し実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>5～8 [略]</p> <p>第3 中小企業への融資</p> <p>○ [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 市町村及び中小企業関係団体を通じた、災害時の特別措置についての中小企業者への周知徹底</p> </div> <p>第4～第6 [略]</p>	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 被災証明の交付</p> <p>○ 市町村は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。</p> <p>この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。</p> <p><u>○ 県は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県が実施主体となり、市町村が申請書類の受け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された（財）都道府県会館に委託し実施する。</p> <p><u>○ 市町村は、申請を迅速かつ的確に処理するための体制の整備等を図る。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>5～8 [略]</p> <p>第3 中小企業への融資</p> <p>○ [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 市町村及び中小企業関係団体と連携した、災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置</p> </div> <p>第4～第6 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、市町村等の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努めること、被災者生活再建支援金支給申請受付体制の整備について追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-4-11	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 復興方針・計画の作成</p> <p>1 計画策定組織の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。</li> </ul> <p>2 [略]</p> <p>3 復興計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 計画の策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震、不燃化等を基本的な目標とする。</li> <li>○ 計画の策定に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。</li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>第3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 復興方針・計画の作成</p> <p>1 計画作成組織の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。<u>この場合において、女性や災害時要援護者等の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。</u></li> </ul> <p>2 [略]</p> <p>3 復興計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。</li> <li>○ 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。</li> <li>○ <u>被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。</u></li> <li>○ [略]</li> </ul> <p>第3 [略]</p> <p>第4 災害記録編纂計画</p> <p><u>県及び市町村等は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。</u></p>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、被災した学校施設の整備について追加</p> <p>2 東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、災害教訓の伝承及び防災文化の醸成に資するため、災害記録の編纂について追加</p> <p>3 所要の整理</p>	